

平成22年度 外部評価結果報告書

平成23年3月

彦根市行政評価委員会

目 次

はじめに	1
1 昨年度の外部評価結果意見等に対する市の取組状況	2
2 外部評価を実施して ～評価の総括・今後の課題等～	3
3 外部評価の実施方法について	4
外部評価の進め方	
外部評価の対象施策	
評価結果の公表	
評価結果の反映	
4 彦根市総合発展計画で位置づけている施策と所管課一覧	7
5 内部評価調書および外部評価結果の見方	9
6 行政の内部評価結果および行政評価委員会の評価	11
7 資料集	127
行政評価委員会の進め方（詳細）	
施策評価調書（資料①）	
事務事業評価表（資料②）	
施策において重点的に取り組んだ総括事業（資料③）	
外部評価チェック表（資料④）	
外部評価結果意見に対する行政の取組方針調査票（資料⑤）	
彦根市行政評価委員会委員名簿	
彦根市行政評価委員会設置要綱	
彦根市行政評価委員会公開要領	
活動記録	

はじめに

彦根市の行政評価は、平成11年度から事務事業評価システムを導入し、事務事業の内部評価の取組が進められています。

平成18年度からはより広い視点から成果の分析や事業の優先度などを検討し、事務事業の選択と集中を行うため、施策レベルでの評価も実施され、厳しい財政状況の中、より効果的で効率的な行政運営の実現に向けた取組がなされています。

このような取組の中で、行政評価のシステムをより信頼性あるものとし、市民の視点からより一層の成果を重視した行政運営の執行に向け、さらに客観性や透明性、公平性を高めていくため、平成18年度から実施された施策の評価について、市民や学識経験者等により、市民の視点から外部評価を行う「彦根市行政評価委員会」が平成18年度に設置されたところです。

本年度は、総合発展計画に位置付けられる55の施策と構想の推進3項目を加えた58項目について、各施策や事務事業の内部評価調書による評価と担当所属との質疑応答により評価を行い、12回の委員会開催を経て、以下の内容にまとめ報告するに至りました。

この報告書が、行財政運営の改革、改善に寄与し、新たな総合計画において、それぞれの施策の実現に向けて、活用されることを期待いたします。

平成23年（2011年）3月

彦根市行政評価委員会
委員長 大橋 松行
同委員一同（別紙名簿参照）

1 昨年度の外部評価結果意見等に対する市の取組状況

昨年度の行政評価委員会の外部評価結果報告書のなかで、各施策における取組方針の提案や意見等を示したが、その意見等に対する市の取組状況として、改善や見直しが行われた主なものについては以下のとおりでした。

施策名	市の取組内容
防災対策・消防体制の充実	○ハザードマップ等について、外国語を含めて、出来る限り専門用語を避けた日常の表記に改める工夫や文字の大きさを改善するとともに、掲載項目についても、肝要な事項に要約するなど、見やすく理解しやすい資料作成に努めた。
医療体制の整備・充実	○訪問看護の取組について、平成22年度より正規職員（看護師）を増員し、また、地域医療連携の充実と強化のため、訪問看護ステーションを市立病院敷地内に移転し、利用者が住み慣れた地域で安心して療養生活ができるような訪問看護体制作りに努めた。
児童家庭福祉の充実	○子育て家庭の孤立化や子育ての不安の解消に向け、子ども未来室が発行する「子育てガイドブック」を翻訳して配布するとともに、日本語が理解できない保護者等からの相談に通訳を介して応じることとした。
広域連携	○湖東定住自立圏構想の推進について、地域公共交通や地産地消など、圏域の共通課題の解決や活性化に向けて、取り組んだ。 さらに、圏域において定住自立圏構想に対する理解を深めていただけるよう、こうした具体的な取組について積極的に地域住民に情報提供を行った。

上記に掲げる以外にも、委員会の意見等を受けて改善や見直しを図っていくため取組を進められているものもあるが、今後の行政運営を効率かつ効果的に進めていくためにより一層の工夫や見直しを行いながら進めていただきたい。

また、行政を取り巻く環境もめまぐるしく変化することから、そうした状況を迅速に捉え、的確な事業展開がなされるよう、部局間や関係機関等との十分な連携をとり、市民にとって有効な施策が行われることを切望する。

2 外部評価を実施して ～評価の総括・今後の課題等～

〔評価の総括について〕

昨年度に引き続き、彦根市総合発展計画で掲げる55の施策と3つの構想の推進について、行政の内部評価調書を資料とし、外部評価として行政評価委員会を開催し、12回の会議を経て、全ての施策の評価を実施した。

今年度から評価項目については、1次評価である施策評価との対比を行えるよう、施策評価調書の評価項目に統一し、4段階の評価を行い、全委員の平均点を委員会の評価とした。

また、今後の方向性については、拡充、継続実施、見直しの3項目の中から一つを委員会の意見とし、会議で出た意見・提言については、付記することとした。

さらに、今年度の報告書では、会議に先立ち事前に施策に対する質疑を行っているが、その際に提出された質問と回答の一部を掲載させていただいた。

評価全般を見ると、有効性や必要性の点数は高いものの、妥当性や効率性の点数が低い施策も見受けられたが、そうした施策については、実施主体や実施方法について検討を行い、より効率的・効果的な施策として展開していく必要があると思われる。特に、やや低いと評価された評価項目がある施策については、評価を真摯に受け止め、意見等を参考に改善をお願いしたい。

また、委員会の出した今後の方向性としては、継続実施とされた施策が大半であったが、その全てが現状のままでよいというわけではなく、議論の中では、施策に関して拡充や見直しの観点からの意見も多く出されていたことから、特筆すべき点について、「会議における意見等」として付記させていただいた。施策の評価点数と合わせて、この意見・提言についても、今後の市政運営に活かしていただきたい。

〔今後の課題〕

本委員会で示した評価結果や意見を今後どのように施策に反映していくのかについて検討していただき、さらに、その内容が確実に実行されたのかどうか、追跡していくことで、行政評価委員会の外部評価としての役割がより果たされるものと考えてるので、今後の課題として、外部評価結果をより活かす仕組みについて、検討していただきたい。

3 外部評価の実施方法について

[外部評価の進め方] (詳細については資料集に掲載)

総合発展計画で示されている各施策の基本方針に基づき、効率的で効果的な取組がなされているか等について、平成21年度に取り組んだ事業等に係る「施策評価調書」や「事務事業評価表」の内部評価資料および昨年度の「行政評価委員会の意見に対する行政の取組方針」を資料として求め、評価を行った。

- ①評価については、以下の5項目について基準を設けて、施策における評価を行い、4段階でチェックシートに記入するとともに、施策に対する質問や意見を出した。

事前評価の観点

区分	評価の観点
有効性について	施策の実施により、住民サービスの質的な向上が図られているか。
必要性について	社会環境や市民ニーズに対応した施策であるかどうか。
妥当性について	施策の目的の妥当性や自治体の実施することの妥当性は高いかどうか。
効率性について	事務事業の実施方法の変更などによるコスト削減の余地はないか。また、事業の選択と集中ができているのかどうか。
総合評価	社会経済情勢や中長期の見通しなど総合的に判断し、総合発展計画の達成に向けて貢献度が高い施策かどうか。

- ②「①」で各委員が評価した数値の平均を求め、審議した上で適宜修正等を行い、評価の平均点を委員会の評価とした。この評価平均を下記の質的基準に当てはめた。

数値化による質的基準

評価	評価平均点
高い	3.3 以上～4.0
やや高い	2.5～3.3 未満
やや低い	1.7～2.5 未満
低い	1.0～1.7 未満

- ③施策の関連課との質疑応答を踏まえ、施策の取組について審議を行い、委員会として考える施策の方向性について、以下の観点から示し、意見等を付して委員会としての結果とした。

施策の方向性

区分	施策の方向性の観点
拡充	選択と集中により予算を重点的に配分するなど、より積極的に施策を展開していくもの。
継続実施	現行の実施手法で特に問題はなく、継続して施策を実施していくもの。
見直し	施策の実施手法の改善により、コストの削減を図るなど、効率化を図るべきもの。

[外部評価の対象施策]

総合発展計画で位置づけている全施策の58項目について外部評価を実施した。

[評価結果の公表]

外部評価の結果の公表は、市のホームページ、市役所情報公開コーナー、支所・各出張所で閲覧ができるよう整備し、また、その結果に対する意見等も求めているものとする。

[評価結果の反映]

委員会で出された意見や考え方など、外部評価の結果については、当該年度の事業執行および以降の予算編成などに反映していただくものとする。

4 彦根市総合発展計画で位置づけている施策と所管課一覧

柱	政策	施 策	所管課	
			部（局）名	所 属 名
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり	(1)人権の尊重		
		① 人権施策の推進	市民環境部	人権政策課
		② 同和対策の推進		人権政策課
		③ 男女共同参画社会の実現		市民交流課
		(2)福祉のまちづくりの推進		
		① 支え合い社会の構築	福祉保健部	社会福祉課
		② バリアフリーの推進	福祉保健部 都市建設部	障害福祉課 交通対策課
		(3)保健・医療・福祉の充実		
		① 健康管理の充実	福祉保健部	健康推進課
		② 医療体制の整備・充実		健康推進課
		③ 国民健康保険の運営	市民環境部	保険年金課
		④ 児童家庭福祉の充実	福祉保健部	子育て支援課
		⑤ 障害者（児）福祉の充実		障害福祉課
		⑥ 高齢者福祉の充実		介護福祉課
		⑦ 介護保険制度の運営		介護福祉課
		⑧ 生活支援体制の充実		社会福祉課
		⑨ 国民年金制度の推進	市民環境部	保険年金課
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり	(1)環境保全型社会の構築		
		① 環境保全対策の推進	市民環境部	生活環境課
		② 快適な生活環境の確保		生活環境課
		③ 自然環境の保全と創出		生活環境課
		④ 地球環境の保全		生活環境課
		(2)資源循環型社会の構築		
		① リサイクルの推進	市民環境部	生活環境課 清掃センター
		② 廃棄物対策の推進		生活環境課 清掃センター
		(3)都市環境基盤の整備		
		① 都市景観の形成	都市建設部	都市計画課
		② 住宅・宅地の供給促進		住宅管理室 建築指導課
		③ 公園・緑地の整備		都市計画課
		④ 上水道の充実	水道部	
		⑤ 下水道の整備	下水道部	
		(4)安全で安心できる生活の確保		
		① 河川整備・土砂災害防止対策の推進	都市建設部	道路河川課
		② 防災対策・消防体制の充実	総務部	総務課
		③ 地域安全対策の推進	企画振興部	まちづくり推進室
		④ 交通安全対策の推進	都市建設部	交通対策課
		⑤ 消費者保護対策の推進	市民環境部	生活環境課

柱	政策	施 策	所管課	
			部（局）名	所 属 名
第3章 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり				
(1)活力ある産業の振興			産業部	農林水産課
① 農業の振興				農林水産課
② 林業の振興				農林水産課
③ 水産業の振興				商工課
④ 工業の振興				商工課
⑤ 商業サービス業の振興				
(2)魅力ある観光都市づくりの推進			産業部	観光振興課
① 観光地としての魅力づくり				観光振興課
② 誘客対策の充実				
(3)計画的な土地利用			都市建設部	都市計画課
① 土地利用の促進				都市計画課
② 市街地の整備				
(4)総合的な交通体系の確立			都市建設部	道路河川課
① 道路の整備				交通対策課
② 公共交通網の整備				
(5)雇用の促進と勤労者福祉の充実			産業部	商工課
第4章 明日の彦根市を担う人を育むまちづくり				
(1)教育の充実			教育委員会	学校教育課
① 幼児教育の充実				学校教育課
② 義務教育の充実				
③ 高等学校・大学等の充実			総務部	総務課
(2)生涯学習の充実			教育委員会	生涯学習課
① 生涯学習の推進				生涯学習課
② 社会教育の充実				
(3)青少年育成			福祉保健部	子ども青少年課
① 望ましい環境づくりの推進				生涯学習課
② 体験活動の充実				
第5章 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり				
(1)文化の振興			教育委員会	生涯学習課
① 文化・芸術の振興				文化財課
② 歴史文化資産の保存と活用				
(2)スポーツ・レクリエーションの振興			教育委員会	保健体育課
(3)市民交流の促進			企画振興部	まちづくり推進室
① 市民活動の促進				市民交流課
② 国際施策の推進				情報政策課
③ 地域情報化の推進				
構想の推進				
(1)市民参画			企画振興部	まちづくり推進室
(2)行財政運営			総務部	総務課
(3)広域連携			企画振興部	企画課

5 内部評価調書および外部評価結果の見方

平成21年度 施策評価調書【行政の内部評価結果】

総合発展計画のなかで施策がどこに位置づけられているのか記載しています。

コード	章	政策
施策名	施策名を記載しています。	所管部署 部(局)名 課名

【Plan・Do】

施策評価調書を作成した担当部署名を記載しています。

背景課題	総合発展計画後期基本計画に基づき、各施策に係る「背景・課題」、「目的」、「実施内容」を簡潔に記述しています。	
目的		
実施内容		
実施期間	総合発展計画後期基本計画の計画期間である「平成18年度～平成22年度」を記載しています。	関連施策 当該施策を推進するうえで、関連する施策名・コードを記載しています。

【Check】

指標名	指標の算式	目標および進捗状況					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	施策における指標名とその算式を記載しています。	目標					
		現在値					
		達成率					
		目標					
		現在値					
		達成率					

左記の指標に対する各年度の目標・現在値・達成率を記載しています。

【進捗状況の評価】

- ☐ 予定より進んでいる
☐ 予定どおり進んでいる
☐ 予定より遅れている
☐ 予定より著しく遅れている
☐ ほとんど進んでいない

進捗状況の評価を5段階で表し、その理由を記載しています。

【理由等】

有効性・必要性・妥当性・効率性について5段階評価で表し、それぞれの理由を簡潔に記載しています。

【有効性】
 総合発展計画の5つの柱に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価

【必要性】
 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価

【妥当性】
 対象と手段が適正で、効果的な施策であるかどうかの評価

【効率性】
 費用対効果の観点から効率性が確保されているかどうかの評価

評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い
	【妥当性】 対象と手段が適正で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかどうかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い

施策実施結果による評価	評価項目	一次評価点数(5段階)
☐ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。	達成度 有効性 必要性 妥当性 効率性	上記の評価を数値化したもので記載しています。 高い=5、やや高い=4、どちらともいえない=3、やや低い=2、低い=1

【今後の施策の展開方法 (Action)】

今後の施策の方向性、展開方法などを記載しています。

行政評価委員会の評価

コード	111				
章	章 名				
第1章	施策の推進と評価				
政策	内部評価等の資料に基づき、各評価項目において、平均点を算出し委員会の評価とし、質的基準に当てはめ、4段階の評価としています。				
施策	施策の推進と評価				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価

【会議における意見等】

行政評価委員会において出された意見・提言について記載しています。

委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充（人）	☐ 継続実施（人）	☐ 見直し（人）
----------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【今後の】

委員会で決定した施策の今後の方向性と意見について記載しています。カッコ内は各委員が選択した人数です。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
会議に先立ち事前の質問に対する各担当課からの回答について、主なものを掲載しています。	

平成21年度 施策評価調査書「行政の内部評価結果」

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	111	章	1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり		政策	(1)人権の尊重		
施策名	①人権施策の推進			所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	人権政策課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	彦根市人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を制定し、人権尊重のまちづくりに向け、人権に関するさまざまな教育や啓発に取り組んできた結果、市民の人権意識は一定の高まりをみせている。こうした中、国連など人権に関する国際的な動きを注視しながら、本市の実情を踏まえ、国や県、企業、人権関係団体等との緊密な連携のもと、あらゆる人権問題に対し総合的・体系的に取り組むとともに、新たな人権問題や人権侵害救済などに的確に対応する必要がある。		
	目的	「彦根市人権施策基本方針(平成21年4月策定)」に基づき、同和問題をはじめとする女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などあらゆる人権問題についての市民の人権意識を高揚するとともに、人権擁護を充実することにより、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する。		
	実施内容	市民の人権意識の高揚を図るため、広報紙や啓発塔、研修会や講演会などさまざまな手段を用いた人権教育や啓発を、地域や学校、企業などあらゆる場で、国や県との有機的な連携のもと、総合的・体系的に実施した。また、人権擁護に関しては、国における人権救済に関する法整備の動向を注視しながら、人権相談に応じる職員の資質の向上に努めるとともに、人権関係各機関・団体との連携を強化し、人権に関する相談支援体制の充実に努めた。		
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	111 人権施策の推進

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式							
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
指標による評価	市民が主催する人権学習会参加者数	地区別懇談会参加者数	目 標	—	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500
			現在値	6,034	6,721	6,620	6,484	6,421	
			達成率	—	110%	107%	103%	100%	0%
	市が主催する人権研修会等参加者数	原爆展・人権市民のつどい・人権教育研究大会・地区別人権教育研究集会参加者数	目 標	—	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000
			現在値	4,069	4,199	4,121	4,005	4,248	
			達成率	—	100%	94%	87%	89%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		【理由等】 市民が主催する人権学習会の参加者数については、概ね計画どおりに進捗しているが、市が主催する人権研修会等の参加者数は目標を下回っており、事業実施にあたっては、参加者アンケート等を分析しながら創意工夫が必要である。							
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 市民の人権意識の高揚と人権擁護の充実は、人権施策はもちろん、本市施策全体においても根幹をなす重要な課題であり、市民の人権意識を高めることは、人権尊重のまちづくりにとって必要不可欠な要素である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 「世界人権宣言」に基づき、様々な人権規約が国連で採択されるなど人権の尊重が国際社会全体で高まりをみせている。また、基本的人権の尊重は、「日本国憲法」の要諦であり、「人権尊重都市宣言」を行っている本市まちづくりの基本でもあることから、人権施策を推進することの社会需要は非常に大きい。						
	【妥当性】 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ■やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 すべての市民を対象に、地域における人権教育推進協議会の活動や学校教育、企業内研修などさまざまな機会をとらえて実施しているが、実施内容や手法について同和問題をはじめさまざまな人権課題を取り上げ、ワークショップの手法を採り入れるなど、若干の見直し余地がある。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ■どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 人権は市民の意識やプライバシーに関わる問題であることから、「人権に関する市民意識調査」を実施するなどの方法によらなければ効果の測定は困難である。また、人権は行政の根幹に関わる問題であり、費用対効果の観点からの評価には必ずしも馴染むものではないことから、より効率的な実施方法を常に模索しながら、不断に取り組んでいかなければならない。						
	施策実施結果による評価		評価項目						
☐ 施策を継続する。		一次評価点数（5段階）							
☒ 施策の改善を行う。		達成度	3						
		有効性	5						
		必要性	5						
☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		妥当性	4						
		効率性	3						
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については今後も継続して取り組んでいくが、社会の変化に伴って出現する新たな人権問題の発生や人権救済に関する法整備など人権擁護をめぐる状況の変化に的確に対応する。また、より効果的な人権教育や啓発の方法を創意工夫していくこととする。									

行政評価委員会の評価

コード	111				
章	章 名				
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり				
政策名	(1) 人権の尊重				
施策名	①人権施策の推進				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○人権意識の向上は、行政および学校関係者などのリーダーシップのもとで、地道で継続した取組が大切である。各種講演会や研修会などに、より多くの市民が参加していただけるよう、事業内容や周知方法を、一層工夫していただきたい。

○人権問題通信講座については、市民の自主的な人権学習をサポートする事業として非常に有効であるので、より事業の効果を高めるため、講座修了者へのフォローアップについて検討していただきたい。また、地区別懇談会などで講座の紹介をするなど、新たな周知方法を検討していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

生きていく上で最重要な課題であり、着実に施策を進めていただきたい。人権意識は幼い頃から身に付けていくものであり、その教育を続けると同時に、一旦身についた意識の改革は急には難しいが、確実に啓発活動を進めていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
市民の人権意識は費用対効果の観点からだけでは考えるものでもなく、また各研修会の参加率だけからの見方もあるかと思われるがどうか。 人権意識の向上は行政および学校関係者のリーダーシップのもとで、地道な、また継続した取組が大切である。	「人権に関する市民意識調査」の結果から、人権に関する講演会や研修会等への参加回数が多いほど人権意識は高いというデータもあり、こうしたことから参加率を上げる努力は必要です。 また、より効果を上げるためには、その内容や手法に一層の工夫が必要であり、関係機関等との連携を図りながら、指導者を養成するなど、その充実に継続的に取り組んでいるところです。 さらに、子どもたちの人権感覚を高めるために、教職員自らの人権感覚を高め、実践的な取組ができるよう、教職員に対する指導者育成講座の開催やライフステージに応じた研修を行ないながら継続的な取組を行なっています。[人権政策課・人権教育課]
様々な催しをされているが、人権問題に比較的意识の高い人のみが対象となりがち活動展開となっていないか(=自主的に参加するのはもとも人権意識が高い者)。 人権意識を広く根付かせるためには、幼児期からの保育が重要な役割を担う。「保育所職員人権教育推進事業」等、幼児保育・教育に関わる事業を強化・拡充していく考えをお持ちか、教えていただきたい。	人権に関する各種講演会や研修会等への参加については、様々な団体等と連携を図りながら、自主的・主体的な参加をお願いしているところです。また、開催にあたっては、広報紙等を通じて広く市民に参加を呼びかけており、引き続き、その周知に工夫を凝らしていきたいと考えています。 また、人間形成の重要な過程である乳幼児に、基本的な人権を尊重し、差別を許さない資質を培う保育を行うことは重要であり、そのためには保育を担う職員一人一人の人権意識を高めることが必要であることから、今後も事業の充実を図っていききたいと考えています。[人権政策課・人権教育課・子育て支援課]

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	112	章	1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(1)人権の尊重	
施策名	②同和対策の推進			所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	人権政策課

【Plan・Do】

背景課題	「人権の世紀」といわれる21世紀に入り、個人一人ひとりの自立と多様な価値観の共有が重視される社会となってきた。このような中、わが国における人権問題の重要な柱である同和問題の解決については、国、地方公共団体および国民などが一体となって、一日も早い解決を目指し各種の施策を総合的に推進してきた結果、同和地区の生活環境の改善整備を中心とする事業は、所期の目標に沿って相当の成果を収めた。しかしながら、相次ぐ差別事象の発生や不安定就労者の割合、生活保護受給率が市内平均と比較し高いなどの状況が見られる。				
施策の概要	目的 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会を築くため、あらゆる場での人権啓発活動や人権教育を進める。また、特別措置法失効後、一般施策の中で残された課題の解決に向け、地域住民の生活基盤の安定、地区内産業の振興、安定就労への支援を行う。さらに、地域総合センター活動の充実により、明るいまちづくりの推進、教育・文化活動の充実に努める。				
実施内容	教育、就労などの分野における残された課題解決については、地域の状況に応じ一般施策の中で各種の講座や研修会を実施した。また、心理的差別の解消に向けては、人権教育、人権啓発の中で同和問題を重要な柱とし、学校、地域社会、企業など様々な場で取り組んだ。さらに地域総合センターにおいては、その利用対象地域の実情に応じた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるような総合的な活動を推進した。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	111 人権施策の推進	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	講座等受講率	受講者数/各種講座受講者募集数	目 標	—	52	60	63	65	70
			現在値	50	57	61	61	75	
			達成率	—	110%	102%	97%	115%	0%
			目 標	—					
			現在値						
			達成率	—					
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 各種講座等への受講率は、前年を上回る結果となった。概ね、目標を達成している状況ではあるが、年度ごとに差異も生じており、今後、内容に工夫を重ねてより一層参加が増えるよう努力を行う。						
評価の観点	〔有効性〕 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現するために、人権問題の重要な柱である同和問題の早期解決が必要不可欠であり、残された心理的差別の解消や、教育、就労などの課題解決のため各種事業の取組は重要である。						
	〔必要性〕 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 様々な差別事象が発生する中で、その多くが部落差別であるという現状から、差別を無くすための教育・啓発は必要である。あわせて部落差別に負けない子ども（青少年）の育成および学力向上は、地域住民からの要求も強く、行政が関与する必要性は極めて高い。						
	〔妥当性〕 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 対象地域の中小企業の経営基盤の安定、児童生徒の基礎学力の向上、自主自立の生活力向上のため、一般施策を通じ支援しなければならない。また、周辺地域住民の人権意識の高揚を図るとともに、全市的なレベルでの心理的な差別意識解消のため、学童保育事業やグラウンド・ゴルフ大会開催など住民交流を進めることが必要である。						
〔効率性〕 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地域総合センターが実施する事業について、まちづくり事業など地域住民が主体となり取り組んでいくべき事業がある。また、事業対象者が限定されたり、少なかったりする事業もあり、今後の見直しの中で、より効率の高い手法を検討する必要がある。							
施策実施結果による評価	☐ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
	☒ 施策の改善を行う。		達 成 度		3				
			有 効 性		5				
			必 要 性		5				
			妥 当 性		4				
☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		効 率 性		3					
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については今後も継続して取り組んでいくが、女性、子ども、高齢者、障害者など他の人権問題とともにスケールメリットを生かした取組とする。									

行政評価委員会の評価

コード	112				
章	章 名				
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり				
政策名	(1) 人権の尊重				
施策名	②同和対策の推進				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	やや高い	やや高い	やや低い	やや高い

【会議における意見等】

○幼少期における人権教育が非常に重要であるので、学校や家庭において人権意識を育む仕組みづくりを検討していただきたい。

○人権意識の向上については、あらゆる所属において考えていく必要があるので、施策所管課が中心となり、関係者が意見や知恵を出し合い連携し、横断的な取組として進めていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (6人)	☐ 見直し (2人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

同和対策の取組は、効果が即日に出るものでなく、これまでも努力されているものと思われるが、地道に続けていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
人権に関する市民意識調査の結果、人権が重要と答えた人の割合の低さをどう評価されるか。 また、その原因に思い当たるふしはあられるか。 さらに、意識向上に向けて、どのような対策が可能と思われるか。	人権が重要であるか重要でないかの設問に対して、「重要である」が61.6%、「どちらかといえば重要である」が23.6%で、両方を合わせると85.2%になります。一方、「どちらかといえば重要でない」が2.2%、「重要でない」が1.7%であり、この結果から市民意識が低いとは判断できませんが、今後、あらゆる機会を捉え、継続的な人権教育・啓発活動を展開していくことで、その数値が向上していくものと考えます。〔人権政策課〕
人権諸課題企画調整事業について、学校や職場や人種などによる人権差別問題による施策の取組みを柱とした組織の形成を重点とした組織の形成を重点とした働きかけを促していただきたい。	本市では、平成21年4月に「彦根市人権施策基本方針」を策定し、ここでは、取組むべき主要課題と課題解決に向けた取組内容を明らかにしており、これらの推進にあたっては、様々な部署や関係機関が連携し、総合行政としての取組を進めます。〔人権政策課〕

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	113	章	1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(1)人権の尊重		
施策名	③男女共同参画社会の実現			所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	市民交流課	

【Plan・Do】

背景課題	本市では、市民、事業者との協働により男女共同参画社会の実現を目指した取組を進めており、徐々に意識の高まりは見られるものの依然として、「男は仕事、女は家事・育児・介護」に代表されるように性別役割分業意識が根強く残り、地域や職場等において、女性の活動の場は狭められており、実質的な平等に至っていない。時代のニーズに応じて、社会慣行の是正や女性の政策・方針決定過程への参画、および男性の家事・育児への参画など多くの課題が残されている。				
施策の概要	目的 女性も男性も全ての人が、喜びと責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる社会（男女共同参画社会）の実現を目指す。				
実施内容	「男女共同参画を推進する彦根市条例」に基づき、「彦根市男女共同参画計画『男女共同参画ひこねかがやきプラン』」に掲げる各種施策を市民、事業者、行政のパートナーシップの下に推進するとともに、男女共同参画審議会の運営、男女共同参画社会づくり推進本部の機能強化、地域啓発、男女共同参画センター「ウィズ」の運営等推進体制の充実に努める。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	

【Check】

指標による評価	まちづくり指標		目標および進捗状況						
	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	審議会等女性登用率（市全体）	市が設置する審議会・委員会への女性の登用率	目標	—	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
指標による評価	男女共同参画ミニフォーラム（出前講座）の参加者数	年間の参加者数	現在値	28.9%	30.3%	30.5%	33.1%	32.8%	
			達成率	—	76%	76%	83%	82%	0%
			目標	—	800	800	900	950	1,000
			現在値	866	612	705	520	634	
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	目標	—	77%	88%	58%	67%	0%
			達成率	—	77%	88%	58%	67%	0%
			現在値	866	612	705	520	634	
			達成率	—	77%	88%	58%	67%	0%
評価の観点	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【進捗状況の評価】 □予定より進んでいる □予定どおり進んでいる ■予定より遅れている □予定より著しく遅れている □ほとんど進んでいない						
			審議会・委員会等への女性の登用率は横ばい状態であり、女性委員が皆無の審議会等の是正等目標達成に向けて取り組む必要がある。男女共同参画ミニフォーラム（地域啓発）については、新たな地域、団体の開催を計画されることは少なく、男女共同参画地域推進員の派遣制度の広報に努める必要がある。						
			【理由等】 性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域社会、職場等における男女共同参画の推進や推進体制の充実が重要な取組である。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の問題が顕在化する状況に対応するため、地域に根ざした推進体制の整備が必要となる。						
			【理由等】 男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題と位置づけられている。女性の就職について賛意を示す男性の割合が半数を超え、男女共同参画の機運は上がっているが、社会進出の門戸は十分に開かれてはいない。性別役割分業意識を払拭するとともに、ダイバーシティ（多様性の尊重）の考え方により、旧来の社会システムが時代の流れに沿ってシフトされる必要がある。						
評価の観点	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 男女共同参画関連施策を推進するうえで、男女共同参画計画の策定や進捗状況の把握、総合行政による庁内連携を強化するため、男女共同参画社会づくり推進本部の活動は重要である。また、地域啓発を進めるため、男女共同参画地域推進員を中心に、ミニフォーラム等の積極的な開催、推進事業者の表彰制度など効果的な啓発活動を推進していく必要がある。						
			【理由等】 男女共同参画社会の実現、女性の社会進出に係る施策は、将来的な国民全体の生産性の向上と生活基盤の確立につながるものであり、短期の効果は表われにくい。今後はダイバーシティ（多様性の尊重）、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの解消等新たな課題に対して、多岐の取組を進める必要がある。						
			【理由等】 男女共同参画社会の実現、女性の社会進出に係る施策は、将来的な国民全体の生産性の向上と生活基盤の確立につながるものであり、短期の効果は表われにくい。今後はダイバーシティ（多様性の尊重）、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの解消等新たな課題に対して、多岐の取組を進める必要がある。						
			【理由等】 男女共同参画社会の実現、女性の社会進出に係る施策は、将来的な国民全体の生産性の向上と生活基盤の確立につながるものであり、短期の効果は表われにくい。今後はダイバーシティ（多様性の尊重）、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの解消等新たな課題に対して、多岐の取組を進める必要がある。						
施策実施結果による評価	■施策を継続する。 □施策の改善を行う。 □施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
			達成度		3				
			有効性		5				
			必要性		5				
今後の施策の展開方法（Action）	【今後の施策の展開方法（Action）】 男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画地域推進員の地域における活動と併せて、関連施策を継続して取り組んでいく必要がある。		妥当性		4				
			効率性		3				

行政評価委員会の評価

コード	113				
章	章 名				
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり				
政策名	(1) 人権の尊重				
施策名	③男女共同参画社会の実現				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○市が設置する審議会・委員会への女性の登用については、目標を定め積極的な取組により、成果が出てきていることは評価できるが、女性の委員が皆無である審議会等もあることから、引き続き積極的な働きかけをお願いしたい。

○男性の育児休暇や介護休暇の取得について、行政が手本となり先導していくことができるよう、制度の周知や研修等に努めていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

地道な取組の継続性は重要であるが、単なる継続事業ではなく、時勢を捉え、積極的に働きかける機会も必要である。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
男女共同参画社会の実現に向けては、啓発活動のみならず、育児等の業務に対する社会システムとしてのサポートの充実が不可欠である。この点に関してあげられている事業は「ファミリーサポートセンター運営事業」の育児援助提供のみのようだが、これ以外に実施されている社会的サポートはあるのか。 また現状のサポート体制のみで十分とお考えなのか、今後の展望と展開についてお聞かせいただきたい。	育児援助においては、男女共同参画センターにおいて「ウィズおやこ広場」を毎月第2土曜日に開催しており、父親の参加も増えてきました。この他に、各種講座や男女間の問題をはじめとするあらゆる相談業務等を行っています。 なお、男女共同参画は様々な業務に関連しており、全てを市民交流課で担うのではなく、例えば、育児等の業務は、「児童家庭福祉の充実」として取組んでいます。また、自殺対策は障害福祉課で、DV対策は子ども青少年課で取り組んでおり、これらの問題は最近顕著になってきているため、今後連携を強化していく方針です。
彦根市男女共同参画地域推進員設置運営要綱第7条において、「推進員は、市、市民および事業者との協働により、男女共同参画計画の施策・事業の実施について、各自治体、各種団体、機関等と密接な連携を図りながらその実践活動を行うものとする。」とありますが、具体的に21年度行われた具体的活動をお教えいただきたい。 また、出前講座はいかなる内容のものを行われたのか。それに対するフィードバックや効果はいかなるもののでしょうか。	平成21年度は、推進員により市内の公民館や自治会、団体等を対象に、出前講座を15回開催しました。内容は、「地域・家庭での男女共同参画」や「DVについて」等で、実体験を交えながら身近に感じられる講座を心がけていただいています。 受講者からは、「分かりやすかった。」「自分に固定的役割分業意識があることが分かった。」といった報告が寄せられており、効果はあったと感じています。

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 若林 重一

コード	121	章	1.人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(2)福祉のまちづくりの推進	
施策名	① 支え合い社会の構築			所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	社会福祉課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	彦根市社会福祉協議会を通じて地域福祉活動を推進する団体等への支援や活動の周知啓発を行い、地域福祉への住民の理解や関心も高まりつつある。また、地域福祉活動の推進に重要な役割を担う、学区（地区）社協の基盤組織の機能にばらつきがあるものの、学区内各自治会単位など住民に身近な生活圏域をエリアに小地域福祉活動（友愛訪問・見守り・声かけ・サロン活動など）を展開している。今後においても、地域の福祉課題やニーズを把握し、住民と社協の協働関係が構築された地域福祉活動を推進していく必要がある。		
	目的	だれもが安心して暮らせる支え合い社会の実現に向け、市民の自主的な地域福祉活動への参加が促進できる体制づくりや、彦根市、彦根市社会福祉協議会、学区（地区）社協、民生委員児童委員、自治会役員、地域ボランティア等との連携・協働による「地域づくり・人づくり」を推進する。		
	実施内容	地域の福祉力の向上を図るため、社会福祉協議会等の実施するきめ細かな事業内容の充実とあわせ、各種事業の啓発を行うとともに、地域に根ざした福祉活動の基盤づくりに努める。		
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	いきいき安心推進事業参加者数	年間の参加者数	目 標	—	10,250	10,500	10,800	11,200	11,500
			現在値	9,921	9,921	10,219	10,378	10,481	
			達成率	—	97%	97%	96%	94%	0%
	ボランティア団体数	登録団体数	目 標	—	53	55	57	60	65
			現在値	52	52	50	50	50	
			達成率	—	98%	91%	88%	83%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		少子高齢化や核家族化等で人と人との関わりが希薄化するなか、だれもが安心して暮らせる支え合い社会の構築に向けて、地域福祉ふれあい事業の推進や地域に根ざした活動を展開している。また、地域ボランティア活動も活発化しつつあり、ボランティア人口は増加していると思われる。しかしながら、まちづくり指標におけるボランティア団体の登録数としては横ばい状況にある。一方で、彦根市社会福祉協議会へは登録していないが、活動団体やグループは存在する。							
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 複雑多様化する地域の福祉課題に対する住民の理解と関心を高め、だれもが安心して暮らせる支え合い社会の構築を図るためには、地域福祉推進の事業や推進基盤強化への支援は重要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 高齢者や障害者、子どもなど、社会的、地域的に援助の必要な人達が安心して生活できる条件づくりが必要であり、地域のことは地域で取り組む気運を醸成させるための支援は必要性が高い。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地域の福祉課題が複雑多様化していることから、民生委員児童委員の地域活動の機能をさらに充実するとともに、地域福祉推進の核となる社会福祉協議会が実施するきめ細かな事業内容の充実と啓発を行うことにより、「地域づくり・人づくり」のための事業を展開する必要がある。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 彦根市社会福祉協議会が実施する地域福祉ふれあい事業へ支援することにより、地域における助け合い、支え合い活動が活発化してきている。また、地域福祉は自らが地域を創るという考えを醸成させ、地域福祉力の向上を図るためには、その推進役を担う彦根市社会福祉協議会の基盤強化のために人件費補助は必要である。なお、地域福祉活動を推進する民生委員児童委員への活動等の支援も重要である。						
施策実施結果による評価	■施策を継続する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
			達成度		4				
	□施策の改善を行う。		有効性		5				
			必要性		5				
	□施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		妥当性		4				
		効率性		4					
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については、継続性を持って推進する必要があるとあり、地域の福祉課題は地域が主体となって解決しようとする意識の醸成が必要であることから、民生委員児童委員の活動支援や小地域での福祉活動を推進する地域福祉ふれあい事業の内容の充実と併せ、地域の担い手の発掘・育成などを行い、地域の活性化に取り組んでいく。									

行政評価委員会の評価

コード	121				
章	章 名				
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり				
政策名	(2) 福祉のまちづくりの推進				
施策名	① 支え合い社会の構築				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	やや高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○福祉バスの利用については、利用申請内容について、事前の書面審査やヒアリング等により、制度の趣旨に合致した利用であるかをしっかり審査していただくとともに、利便性やコスト面を考え、バス以外の交通手段への助成などについても、検討していただきたい。

○少子高齢化や核家族化の進行に伴い、民生委員児童委員の役割が増大している一方、民生委員のなり手が減少している状況において、市独自の活動の支援について、検討していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

地域福祉の推進は必要であるが、その実現に向け貢献度が低いと思われる事務事業については、内容や手法を見直す必要がある。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
民生委員児童委員の活動と報酬があまりにもかけて離れているのではないかと見直しはできないものなのですか。	民生委員児童委員は、民生委員法により無報酬とされております。しかし、委員活動を支援するため活動交付金（個人）があり、滋賀県が一斉改選ごとに単価を決定し交付されているものです。 他に活動を支援するため滋賀県民生委員児童委員協議会連合会から単位民生委員児童委員協議会（団体）への活動交付金や本市独自の彦根市民生委員児童委員協議会連合会（団体）や単位民生委員児童委員協議会（団体）への運営補助等を行っているところです。〔社会福祉課〕
福祉バス運行事業について、設置趣旨を考えれば、バスに限定せず鉄道・自家用車利用時の交通費補助であっても良いのではないかと。 コスト面や高齢者・障害者にとっての利用の容易さは理解できるが、席数による人数あわせなど、活動の制約になる面もあるのではないかと。 また、適正な利用者負担として距離に応じた利用料とすることで、これは福祉活動の支援という趣旨にはそぐわないように思われ、利用目的に応じて設定すべきではないかと考える。	本事業は、創設時点での市直営で行ってきた頃とは違い、制度自体の役割を再検討する必要があると考えております。 他市においては、近江八幡市や草津市が廃止の方向での検討が行われており、長浜市では老人クラブの利用制限などを加えるなど縮小化の傾向にあります。 本事業の目的である社会福祉活動に必要な移動の円滑化を図り、社会福祉団体や福祉ボランティアグループ等が自主的に実施する地域での福祉課題に取り組む活動を行う社会福祉団体等の育成を図るための福祉バスによる支援について、再検討が必要であると考えております。〔社会福祉課〕

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 若林 重一

コード	122	章	1.人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(2)福祉のまちづくりの推進	
施策名	② バリアフリーの推進			所管部署	部(局)名	福祉保健部 都市建設部	課名	障害福祉課 交通対策課

【Plan・Do】

背景課題	障害者、高齢者等の外出や社会参加の機会も多くなり、安全・自由・快適に社会参加できる生活環境基盤の改善が求められている。このことから障害者、高齢者等が公共交通機関や公共施設を円滑に利用できるように物理的な障壁をなくす必要がある。				
目的	不特定かつ多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎等、道路、公園、公共交通機関の施設を対象として、誰もが安全に、自由に快適に社会参加できるように、生活環境面・生活の質の向上を目指す。				
実施内容	市が設置する公共施設のバリアフリー化の推進(学校施設等の整備) 公共交通機関や交通施設等のバリアフリー化の推進(稲枝駅改築整備促進、市道における視覚障害者誘導ラインの整備、バリアフリーを考慮した公園整備 ソフト面におけるバリアフリー化の促進(バリアフリーマップ作成のための調査、手話通訳・要約筆記者派遣、点字・音声版広報発行)				
実施期間	平成18年度～平成22年度		関連施策	135 障害者(児)福祉の充実 232 住宅・宅地の供給促進 332 市街地の整備 341 道路の整備 342 公共交通網の整備 412 義務教育の充実	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況							
指標名		指標の算式			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	駅舎のエレベータ設置数	エレベータ設置駅累計	目 標	—	4	4	4	4	4	5
			現在値	3	4	4	4	4		
			達成率	—	100%	100%	100%	100%	0%	
			目 標							
				現在値						
			達成率							
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			平成21年度においては、学校施設、道路・公園施設におけるバリアフリー化関連事業を実施した。今日まで、施設改修等の必要度合いを考慮しながら、随時施設のバリアフリー化に取り組んできている。また、障害者、高齢者等が安心して気軽に外出できるための情報提供や、市民や施設利用者の意識向上を図るため、バリアフリーマップ作成の調査事業を実施し、平成22年度中に市ホームページへバリアフリーマップを掲載する予定である。							
評価の観点	〔有効性〕 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 高齢社会の進展や社会・生活環境の変化等に伴い障害者は増加傾向にあり、障害の程度も重度重複化し、また障害者を取り巻く環境が複雑多様化している中で、障害者が住みなれた地域で自立して暮らしていくため、バリアフリーの推進は重要である。							
	〔必要性〕 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 障害者等が公共交通機関や公共施設等を円滑に利用でき、快適に社会参加ができるよう、道路、駅、建物の物理的な障壁をなくす取組の必要性は高い。また、バリアフリーマップ等の整備や手話通訳者等の派遣、点字・音声版広報の発行等、ソフト面の整備を行うことによって、市民や利用者の意識の向上も図れる。							
	〔妥当性〕 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 バリアフリー化のため、施設の段差の解消等ハード面の整備と、バリアフリーマップの作成や手話通訳者等の派遣等ソフト面の整備の両側面からの事業を行うことにより、誰もが安全に安心して生活できるまちづくりを進めることができる。							
	〔効率性〕 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 ソフト面、ハード面のいずれの整備も、その維持管理等に要する経費を常時必要とし、現行事業を継続し続けるならば、その費用は増大していくことになる。							
	施策実施結果による評価			評価項目		一次評価点数（5段階）				
■施策を継続する。			達成度		4					
□施策の改善を行う。			有効性		5					
□施策の見直しの結果、休止又は廃止する。			必要性		5					
			妥当性		4					
			効率性		3					
【今後の施策の展開方法（Action）】 ハード面整備については、限られた財源の中で、彦根市交通バリアフリー基本構想等に基づく整備や公共施設におけるバリアフリー化に継続して取り組んでいくものの、各管理者の意識の向上が必要不可欠であり、啓発を進める。また、ソフト面の整備については、広報媒体等を通じ、より一層の市民周知を図り、心のバリアフリー化を推進していく。										

行政評価委員会の評価

コード	122				
章	章 名				
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり				
政策名	(2) 福祉のまちづくりの推進				
施策名	②バリアフリーの推進				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】
 ○身体障害者用トイレの位置など、バリアフリーの情報の掲載については、観光関連部署との連携を図り、観光マップ等への反映するなど、より積極的な情報提供について検討していただきたい。
 ○道路や歩道のバリアフリー化については、連続性を確保することが事業効果を高める上で重要であるので、整備計画について再度検証していただきたい。

委員会で決定した今後の方向性 ☐ 拡充（1人） ☒ 継続実施（7人） ☐ 見直し（0人）

【今後の方向性に関する意見】
 バリアフリーの推進をより実効性のあるものにするために、市民への周知をより強化していただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
ソフト面の取組として、主に聴覚・視覚障がい者のための取組みをあげておられるが、近年増加傾向にあるとも指摘されている、発達障がい者（自閉症児など）のための取組みについてはどのようにお考えか、お聞かせいただきたい。	発達障害は、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と規定されており、コミュニケーションの障害や多動性、衝動性など行動面での障害、読み書きなど学習能力の障害など、その障害特性や程度は実に多様で幅広いものとなっています。 バリアフリーの観点から、例えば、自閉症の方に対しては、視覚的な手がかりを使って予測しやすくすることにより、パニックや自傷、他害など反社会行動への発展を防ぐことができるため、公共施設の表示にピクトグラム（絵記号）を使用するなどの工夫は有効であると考えられます。 一方、社会への不適応が問題となる発達障害者に対しては、周囲の理解が何よりも大切であることから、障害特性や程度が多様である発達障害や発達障害者に対する市民の理解を深める取組みが重要であると考えます。 〔障害福祉課〕
ハードとして誘導ラインを設置しても、放置自転車等により、設置効果を阻害されてしまう場合もあり、これは点字ブロックを知らない市民が多いことにも起因すると思われます。 ソフト面といった場合、手話通訳、点字広報といった手段系を指しているように思われますが、「市民の理解」が、最も大きなソフトと言えると思います。そのための取組周知を他の施策と合わせて、検討していただきたい。	バリアフリーの推進において、「市民の理解」が最も重要であることは、ご指摘のとおりと考えます。 障害者や障害福祉についての正しい理解と認識を市民に持っていただけるよう、「人権市民のつどい」や人権に関する市民学習会・地区別懇談会・企業啓発、人権問題通信講座において障害者や障害福祉をテーマとした取組みを行うとともに、12月3日から9日までの「障害者週間」に合わせて「広報ひこね」や市ホームページに特集記事を掲載しています。 また、幼稚園や保育園において、「お互いの認め合い紙芝居」やお話しを通じて障害者理解を育てるとともに、小中学校においては、福祉的な体験学習や社会福祉協議会による福祉教育の出前講座、生涯学習としては、各地区公民館における福寿大学講座での学習を通して、市民の理解を深める取組みをしています。〔障害福祉課〕

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 若林 重一

コード	131	章	1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(3) 保健・医療・福祉の充実	
施策名	① 健康管理の充実			所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	健康推進課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	本格的な少子高齢化が進む中、運動不足や食べ過ぎ、脂肪の摂り過ぎなどに伴う生活習慣病が増加している。生活習慣病予防のためには、病気の早期発見や治療にとどまるのではなく、健康づくりを推進し発病を予防する「一次予防」を重視することが必要である。また、次世代を健やかに育てるために、妊娠・出産・育児に対する支援の充実が求められている。		
	目的	乳幼児から高齢者まで市民が生涯健康でいきいき暮らしていけるよう健康づくりを推進していく。		
	実施内容	「ひこね元気計画21」を中心に市民を主体とした健康づくりを推進する。家庭、地域、職域など生活のあらゆる場で健康づくりができるよう環境を整えるとともに健康づくりの輪を広げていく。また、安心して出産できるよう妊婦に対する支援を図るとともに育児不安の軽減や、虐待防止のため子育て中の保護者の支援に努める。		
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	

【Check】

指標による評価			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
運動実践状況	週1回以上運動している人の割合(%) (19年度までH15.3、20・21年度H20.6アンケート調査結果)	目 標	—	45.0	50.0	55.0	60.0	61.6	
		現在値	41.3	41.3	41.3	28.5	28.5		
		達成率	—	92%	83%	52%	48%	0%	
パパママ教室受講状況	受講者中意識変化のあった父親の数／受講者数(%)	目 標	—	85.0	89.0	93.0	97.0	100.0	
		現在値	81.9	86.8	84.0	88.2	100.0		
		達成率	—	102.1%	94.4%	95%	103%	0%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			毎月21日を「ひこね元気計画21の日」と定め、運動等の取り組みを進めている。アンケート結果によると、市民の運動に対する意識は高まってきているが、実践には至っていない状況である。一方、パパママ学級の父親の意識の変化については、受講者全員が意識の変化がみられた。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 病気の早期発見や治療にとどまるのではなく、健康づくりを推進することが重要である。このことにより、だれもが安心して暮らせるまちづくりが推進できる。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 生涯健康でいきいき暮らしていくことは市民の願いである。家庭、地域、職域など生活のあらゆる場で健康づくりができるよう環境を整え、市民主体の健康づくりの輪を広げていくことは大切である。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地域におけるさまざまな社会資源、人材などと連携しながらネットワークを広げ、生活のあらゆる場で健康づくりができるようすすめていく必要がある。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 市民参画で地域の貴重な人材、組織などと協働ですすめていく。健康づくりは、市民主体のものであり、行政としてその環境づくりをすすめていく必要がある。共通した目的をもつ人、団体とともに目的を共有しながら取り組むため、人、時間は一定必要となる。						
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数(5段階)				
	☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		達成度		3				
			有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		4				
		効率性		3					
【今後の施策の展開方法 (Action)】 乳幼児から高齢者まで、市民が、生涯健康でいきいき暮らしていけるよう以下に掲げる施策の効果的な実施と有機的な繋がりを 持たし、様々な社会資源、人材などと連携しながらネットワークを広げ、健康への知識と関心を高め、生活のあらゆる場で 健康づくりができるようすすめていく必要がある。									

行政評価委員会の評価

コード	131					
章	章 名					
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり					
政策名	(3) 保健・医療・福祉の充実					
施策名	①健康管理の充実					
委員会の評価	有効性 高い	必要性 高い	妥当性 やや高い	効率性 やや高い	総合評価 やや高い	
【会議における意見等】						
○パパママ学級については、父親の育児参加への意識を醸成するだけでなく、児童虐待防止などにもつながることから非常に効果的な事業であるので、休日の開催など、より参加機会の拡大を図っていただきたい。 ○健康管理の充実については非常に大切な施策であるが、効果が見えにくい事業もあるので、数値目標を立て成果を把握するなど、目に見える形で取り組んでいただきたい。						
委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充 (0人)		☒ 継続実施 (8人)		☐ 見直し (0人)	
【今後の方向性に関する意見】						
健康づくりは本来市民一人ひとりが主体的に取り組むべきものであり、行政はその環境づくりのために、一層の努力をされたい。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
社会の高齢化に伴い医療費が増加していくのに対し、予防や健康増進が重要であることは周知されていると思われるが、その取り組みの効果を適切に評価しなければ実効は上がらないと考える。 例えば骨粗しょう症予防などは、介護の視点から大きな効果があると思われるが、その効果を表す指標などは検討できないか。			医療費の削減や介護の視点での評価（要介護者数の減少など）である最終アウトカム評価は必要と考えています。 現在は、一部の事業ではありますが、参加者や利用者の意識や行動等の変化、それに伴う個人の健診結果の変化などのアウトカム評価とアウトプット評価と合わせて行っていますが、今後も評価の指標について検討していきたいと思います。〔健康推進課〕			
健康、食育、子育て、パパママ、親子等、教室や学級などの事業は専門的知識を要する分野ではあるが、広く地域に開いて進めていくことでの効果も大きいと思う。各種団体やNPOとの連携の可能性を検討していくことが大切だと思う。			ご意見のとおり、各種団体やNPO、企業等と連携を図ることは必要であると考えています。 現在も食育の推進については、県立大学や農業協同組合、総合地方卸売市場、商店街連名、企業等食品や食事の関係機関と連携して取り組んでいます。 例えば、企業が主催し、県立大学や市農林水産課、健康推進課が協力して「白菜収穫体験&親子料理教室」事業を実施したり、ひこね食育フェア等のイベント開催時には一緒に啓発に取り組んでいます。 また、子育て支援では、子育てサークル等から依頼により、事故防止や生活リズムなどについて啓発に行ったり、NPOが実施される子育て相談事業について、専門的な相談に、保健師が協力しています。今後も内容を検討しながら連携を図っていきたいと考えています。〔健康推進課〕			

平成21年度 施策評価調査「行政の内部評価結果」

作成責任者 若林 重一

コード	132	章	1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(3) 保健・医療・福祉の充実		
施策名	② 医療体制の整備・充実			所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	健康推進課	

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	生活習慣に関わる疾病が増加し、医療を必要とする市民が増加している。また、高齢者の増加に伴い、急性期から回復期に至る継続した医療支援も求められている。さらに、少子化、核家族化などによる育児力の低下、経験不足等から医療依存傾向・専門医志向が伺われ、小児医療体制の充実が求められている。このような中、湖東保健医療圏域の中核病院である彦根市立病院の充実や彦根休日急病診療所の一次救急医療機能、さらに圏域内の病院群による二次救急医療体制の充実が必要となっている。				
	目的	市民一人ひとりが、住みなれた地域で健康で安心して暮らし続けられるよう、地域医療体制の確立と市立病院の機能の整備・充実を図る。				
	実施内容	湖東保健医療圏域の中核病院である市立病院の高度専門医療水準の確保、かかり付け医としての地域診療所の役割強化および連携を進める。また、救急医療体制については、一次救急医療機関としての彦根休日急病診療所、二次救急医療機関としての病院郡輪番制、さらに小児救急医療体制など、それぞれの機能が発揮できるよう、その体制の確保、充実に努める。 併せて、安心して安全な在宅療養が送れるよう、訪問看護ステーションの充実に努める。				
実施期間	平成18年度～平成22年度			関連施策		

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式							
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
小児救急医療体制	通常診療時間以外の診療日数(昼間・夜間それぞれ1日で換算)	目 標	—	142	144	144	144	192	
		現在値	142	142	144	144	144		
		達成率	—	100%	100%	100%	100%	0%	
訪問看護利用者数	利用者延べ人員 (年間)	目 標	—	2,880	3,000	4,500	4,500	4,500	
		現在値	2,757	3,240	3,760	5,038	5,020		
		達成率	—	113%	125%	112%	112%	0%	
【進捗状況の評価】									
☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		医師、看護師等人材確保の厳しい医療や財政状況の中、各方面の協力により現制度を堅守している。							
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地域で日曜・祭日・夜間における医療体制を確保していくことは、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らしていくために有効である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 市民の健康を守り、安心して暮らしていくために、生活習慣病など日頃の医療の提供は、身近な診療所が担うことになるが、平日の夜間や日曜・祭日の昼夜間の緊急時の医療提供体制は、欠かすことができず、充実していく必要がある。また、在宅療養の患者にとって、専門職である医師、看護師の訪問は心強く、安心して療養していくためには、さらに市民の要望に応えられる体制を作っていく必要がある。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地域における限られた人材、施設の中で、専門職である医師、看護師などの人材確保に努め、併せて研修を受講するなど質の向上に努めている。疾病の程度に応じた適切な医療を提供するため、かかりつけ医、病院、在宅医療などそれぞれの役割、機能を効果的に果たすことができ、妥当である。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 医療を担うための医師・看護師などの専門職が湖東圏域では少なく、また、休日や夜間という条件で人材を確保していくためには、一定の対価を必要とする。						
	■ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。								
【今後の施策の展開方法 (Action)】 医師、看護師などの人材の充足度、さらに診療所、病院など施設の整備状況を踏まえながら、関係機関の連携と強調を機軸に、今後の医療体制を検討し、整備・充実していく必要がある。									
施策実施結果による評価		評価項目		一次評価点数 (5段階)					
		達成度		4					
		有効性		5					
		必要性		5					
		妥当性		4					
		効率性		3					

行政評価委員会の評価

コード	132				
章	章 名				
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり				
政策名	(3) 保健・医療・福祉の充実				
施策名	②医療体制の整備・充実				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.6
総合評価 3.2
必要性 3.8
妥当性 3.0
効率性 3.1

【会議における意見等】

○医療体制の整備については、全国的な医師・看護師不足の状況があり、その対策については、苦慮されているところであるが、市が出来る範囲で創意工夫し、積極的に取り組んでいただきたい。

○地域医療存続に向けて様々な啓発は、非常に重要であり、特に、小児科については、受診者・対象者が成長し、どんどん入れ替わっていくことから、継続した取組に努めていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (2人)	☒ 継続実施 (6人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

医療体制の充実について、市立病院や訪問看護ステーションにおいて、医師・看護師の人員確保と安定維持を基本に雇用体制の充実を図っていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
産科医師の確保の進捗はあるか。確保の困難さはあるか。どのような状況にあるか。	湖東圏域には産科・婦人科標榜診療所が12箇所あり、常勤医師は11人です。このうちお産を取り扱う診療所が2箇所あり市立病院では院内助産所を設置しています。産科医師の確保につきましては、県内外の大学病院等に働きかけておりますが全国的な医師不足があり確保が困難な状況です。 また湖東・湖北医療圏を対象とする「滋賀県地域医療再生計画」において、目標の第一に「湖東医療圏の周産期医療体制の整備・充実を図るため、滋賀医科大学に寄附講座を開設し、彦根市立病院の産科医師を確保し、分娩の再開を図る。」と掲げられており、これを活用し、市立病院での産科医師によるハイリスク分娩の再開を目指しています。 また、滋賀医大だけでなく、他の大学を含め医師を招聘する努力を幅広く続けていきます。〔市立病院、健康推進課〕
コンビニ受診・小児科医の減少問題に対して、これまで行政としてどのような対策を講じてこられたのか。	彦根医師会・薬剤師会に協力いただき、彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町の1市3町で運営する彦根休日急病診療所は、日曜・祝日の湖東圏域4病院への救急外来受診を少なくし、病院勤務医師、特に小児科医師への負担軽減につながっていると考えています。 その他には、子どもの急な病気に対して滋賀県が実施している小児救急電話相談のチラシや「赤ちゃんとかどももの応急手当」の冊子、本市作成の救急医療のチラシ等を各乳幼児健診等で配布し家庭で掲示いただくなどさまざまな機会を通じて啓発しています。このことにより休日、夜間における緊急性のない軽症患者の病院救急外来受診の減少につながるものと考えています。〔健康推進課〕

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	133	章	1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(3) 保健・医療・福祉の充実		
施策名	③国民健康保険の運営				所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	保険年金課

〔Plan・Do〕

背景課題	少子・高齢化の進展や医療技術の高度化などにより医療費が年々増大しており、医療保険制度全体にわたって財政の悪化が深刻な問題になっている。とりわけ国民健康保険制度は、他の医療保険に比して高齢者など保険料の負担能力が低い人の加入割合が高いことに加え、失業による一時加入者の増加など、多くの構造的な問題を抱えており、国民健康保険事業の運営は厳しさを増してきている。				
施策の概要	目的 国民健康保険制度は国民皆保険制度の基盤をなすものであることから、安定した事業運営を通して地域住民の医療の確保と健康の保持、増進を図る。				
実施内容	特定健診などの保健事業の推進、診療報酬明細書の点検調査等による医療費適正化や徴収体制の整備による保険料収納率の向上を図るとともに、被保険者資格の取得・喪失の適正な処理を行なうことで、適切な医療制度の運営を進める。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	

〔Check〕

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	国民健康保険料収納率（現年分）	収納額／調定額	目 標	—	94.00	94.25	94.50	94.75	95.00
			現在値	93.77	93.26	93.08	91.16	90.86	
			達成率	—	99%	99%	96%	96%	0%
			目 標	—					
			現在値						
			達成率	—					
【進捗状況の評価】			【理由等】 コンビニ収納や年金からの徴収を進めるなど、納付しやすい環境を整えることにより、収納率の向上をめざす。						
☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない									
評価の観点	[有効性] 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い	【理由等】 国民皆保険制度の基盤をなす制度として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を担っている。						
		☐ やや高い							
		☐ どちらともいえない							
		☐ やや低い							
		☐ 低い							
評価の観点	[必要性] 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い	【理由等】 保険制度に加入することで、通院、入院の際の負担が軽減される。また、医療費が高額になった場合も安心して医療を受けることができる。						
		☐ やや高い							
		☐ どちらともいえない							
		☐ やや低い							
		☐ 低い							
評価の観点	[妥当性] 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い	【理由等】 国民健康保険法および関係法令に従って事務を行なっている。医療費の適正化を図り、保険料の収納率向上に取り組むほか、各種保健事業の推進は、国民健康保険事業の健全な運営のために有効である。						
		☐ やや高い							
		☐ どちらともいえない							
		☐ やや低い							
		☐ 低い							
評価の観点	[効率性] 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い	【理由等】 診療報酬明細書点検による医療費の適正化や特定健診などの保健事業の推進、滞納対策の充実には事務量とコストの増加は避けられないが、適宜見直しを行い、より効果的な方策を講じていく。						
		■やや高い							
		☐ どちらともいえない							
		☐ やや低い							
		☐ 低い							
施策実施結果による評価	■施策を継続する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
	☐ 施策の改善を行う。		達 成 度		3				
	☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		有 効 性		5				
			必 要 性		5				
			妥 当 性		5				
		効 率 性		4					
【今後の施策の展開方法（Action）】									
本施策については継続して実施していく必要があり、保険料の収納率の向上に努めるとともに、医療費の適正化を図りながら制度の安定的な運営を進める。									

行政評価委員会の評価

コード	133				
章	章 名				
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり				
政策名	(3) 保健・医療・福祉の充実				
施策名	③国民健康保険の運営				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○国民健康保険料については、滞納金額が非常に大きな金額となっているが、義務感と公平感を持って、滞納者に対しては厳しい対応をしていただきたい。

○留学生をはじめ外国籍の方に対しては、保険医療制度の趣旨を理解していただき、制度に加入していただけるよう、啓発について工夫していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充（0人）	☒ 継続実施（8人）	☐ 見直し（0人）
--------------------	---------------------------------	--	----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

国民皆保険制度の実現のため、堅実に事業を進めていただくとともに、保険料収納率向上の一層の工夫と成果を期待したい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
保険料収納率が年々低下しているが、悪質な滞納者への具体的な数（平成21年度実績）と、実際に行った対応について教えていただきたい。	納付相談にも応じず、または分納不履行を繰り返すなどの悪質な滞納者につきましては、昨年度77件の資格証明証（医療費負担10割）を交付し、また、資力があるにも関わらず納付を行わない者については、72件約540万円の預金および給与の差押を執行しました。〔保険年金課〕
特定健診は義務化されたようだが、受診率の目標も成果も低い。他で何らかの健診を受診しているためか、健診自体を全く受診していないのかは把握されているか。 彦根市ホームページでは、この健診について詳しく説明されているが、高齢者がホームページを詳しく検討することはむずかしいと思われる。どのように受診を促して行かれるのか。	平成20年度から40歳以上75歳未満の方を対象に特定健診が義務化されましたが、本市の受診率は県下最低となっています。 市広報や健診案内等のPRをはじめ、受診機会の増加や未受診者あての健診勧奨通知、個別訪問等も展開していますが、高い成果を上げるには至っていません。 平成20年度にアンケート調査を実施していますが、未受診の理由については「治療中のため」、「時間が無い」などの意見が多い状況でありましたが、個人の「健康」への意識付けが何よりも必要となるため、この周知をさらに一層図っていきたいと考えます。〔保険年金課〕

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 若林 重一

コード	134	章	1.人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(3)保健・医療・福祉の充実		
施策名	④ 児童家庭福祉の充実			所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	子育て支援課	

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	全国の合計特殊出生率は平成17年度の1.26を底辺として、平成18年度には1.32、平成19年度には1.34、平成20年度には1.37と少しずつではあるが回復しているものの、依然少子化状態が継続しており、その背景には女性の社会進出への対応の遅れや子育てに係る経済的負担の増加に加え、仕事と家庭の両立をはじめ、子どもを産み育てることが難しいと感じている若年世代の増加があるといわれており、これまでの晩婚化に加え夫婦の出生力の低下も一因となっている。また、都市化や核家族化の進行により、親自身の社会性の脆弱化や子育て家庭の孤立化による子育て不安も増加傾向にある。			
	目的	"子どもきらめき未来プラン"の基本理念「子ども親も地域も元気！子育ての輪を広げるまちづくり」に基づき、社会が一体となって子育てを支援し、安心して子育てができ、子どもが健康やかに育つ環境づくりを目指す。			
	実施内容	「子どもきらめき未来プラン」の各施策事業を実施することによって、全市的な取り組みとする。 重点プロジェクトとして、 1 親育ちプロジェクト 2 育児・就労両立支援プロジェクト 3 安心・健全な小地域づくり推進プロジェクト 4 親子のための市民ネットワーク推進プロジェクト を推進していく。			
実施期間		平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	保育所入所待機児童数	市内保育所入所希望児童の内待機児童人数（人）	目 標	—	0	0	0	0	0
		4月現在	現在値	29	29	22	18	39	
			達成率	—	—	—	—	—	
子育てサークル数	中学校区に2団体が活動		目 標	—	14	15	16	16	16
			現在値	14	14	15	10	13	
			達成率	—	100%	100%	63%	81%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			保育所入所待機児童数は、経済情勢によって入所希望者が多くなり前年と比べて増加した。乳幼児子育てサークル数は、昨年解散等により、5つ減って10となったが、今年は3つ増えて13となった。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 子どもの健全育成に関して、児童福祉の観点から、子育て家庭の保護者への様々な支援、子どもの成長そのものに対する切れ目のない支援、また、社会全体の子育てに対する連帯意識の育成等、本施策が持つ重要性は高い。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 共働き家庭における保育所や放課後児童クラブのニーズ、乳幼児を抱えた保護者の交流等居場所のニーズ、ひとり親家庭や要保護児童等に対する支援のニーズ等、地域での取り組みも含め必要性は非常に高い。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 子どもの健全育成全般を対象として、市の次世代育成支援行動計画「子どもきらめき未来プラン」を策定し、全市的な取り組みを推進しており、各施策事業について評価し公表している。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 「子どもきらめき未来プラン」に基づき全体としての評価を重点プロジェクトごとに実施しているが、子どもの成長や次世代育成という観点からの計画であり、短期的な費用対効果の評価は難しい。						
施策実施結果による評価	■施策を継続する。		評価項目	一次評価点数（5段階）					
			達成度	3					
	☐ 施策の改善を行う。		有効性	5					
			必要性	5					
	☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		妥当性	5					
		効率性	3						
【今後の施策の展開方法（Action）】 次世代育成支援行動計画「子どもきらめき未来プラン」の評価および進捗管理を適切に実施することにより、情勢の変化に合わせ必要に応じた計画の見直しも含めて重点施策を中心に具体的な事業実施に努めていく。									

行政評価委員会の評価

コード	134				
章	章 名				
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり				
政策名	(3) 保健・医療・福祉の充実				
施策名	④ 児童家庭福祉の充実				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○保育料の滞納整理事業については、強化していただいているところであるが、未納金額も非常に大きいことから、市民の負担の公平性を担保するためにも、引き続き、厳しい姿勢で取り組んでいただきたい。

○保育業務については、過重な勤務状況もあり、保育士を辞めていく方がいる現状があることから、保育業務の専門性の高さを十分認識し、保育士の資格の意義や保障を充実するような観点を含め、子育て支援について検討していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

子育て支援は将来における少子化の問題だけでなく、現在の若い子育て世代が安心して暮らせる町を作ることにつながり、彦根市への人口流入に寄与すると考える。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
児童虐待通告相談件数(発見者数)は成果が目標以上になり、今後への取組も評価できるが、相談件数が予想を上回っていることは、深刻な状況である。 専門家は現状をどう評価されているのか。また、それに対する対策はどのようにされる予定であるのか。	児童虐待の通告件数の増加については、これまでの啓発活動等により市民の虐待に対する認識が高まってきたことやネットワーク体制の整備による構成団体の連携の強化等により増加してきたものと思われます。 相談件数の増加に対する捉え方には、児童の養育をはじめとする問題や悩みを抱えている家庭が多く存在するという点ともう一つは多くの家庭児童相談が寄せられることにより児童虐待等の防止や早期発見に繋ぐことができるということでもあります。 今後も相談・支援活動が十分に機能するよう家庭児童相談室の充実に努めるとともに子育てが安心してできるよう関係機関・団体が連携を密にして取り組みます。 [子ども青少年課]
保育所入所待機児童数が前年度に大幅増となっているが、行政としてどのような対応をされたのか。	待機児童の解消に向けては、保育所定員の弾力的運用や希望保育所間での入所調整により対応するとともに、平成22年4月からは既存の民間保育所の定員を15名増員し、さらに平成23年4月からは90名定員の民間保育所の新設と既存の民間保育所の増築による定員の10名増員を予定しており、こうした保育サービスの量的拡充により待機児童の改善が見込まれるものと考えております。 [子育て支援課]

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 若林 重一

コード	135	章	1.人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(3)保健・医療・福祉の充実	
施策名	⑤ 障害者(児)福祉の充実			所管部署	部(局)名	福祉保健部・	課名	障害福祉課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	高齢社会の進展等に伴い障害者が増加傾向にあり、障害の程度も重度化している。また、介護者の高齢化が進み、障害者を取り巻く環境やニーズも多様化してきている。障害者が地域で安心して生活できるよう、各種サービスを推進していくことが求められている。				
	目的	障害者の自己決定と自己選択のもと障害者が地域で生活していくために、就労や生活を始めとする各種相談の充実や各種サービスの提供および雇用・就労の促進を図るとともに、地域における社会参加を進め障害者の自立を図る。				
	実施内容	障害への正しい理解と認識を深めるための啓発活動に取り組むほか、障害者の生活を支援するための障害福祉サービス等の充実、各種相談支援体制の整備を進めている。また、スポーツ活動やコミュニケーション支援を通じた障害者の社会参加促進や早期療育への取組、障害者の就労支援に向けた取組に関する各事業を実施した。				
実施期間		平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策		
				122 バリアフリーの推進 131 健康管理の充実 134 児童家庭福祉の充実 242 防災対策・消防体制の充実 351 雇用の促進と勤労者福祉の充実 412 義務教育の充実 521 スポーツ・レクリエーションの振興		

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	訪問系サービス利用時間	年間利用時間数	目 標	—	34,370	37,129	40,233	43,762	47,882
			現在値	35,204	23,664	28,704	31,508	31,720	
			達成率	—	69%	77%	78%	72%	0%
通所系サービス利用日数	年間利用日数	目 標	—	62,280	82,740	98,076	98,772	99,180	
		現在値	56,760	57,144	66,997	75,818	83,330		
		達成率	—	92%	81%	77%	84%	0%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			平成18年度からの障害者自立支援法の施行に伴い、障害者の生活を支援するための障害福祉サービス等の充実、各種相談支援体制の整備促進、障害者の社会参加促進、就労支援等に向けた事業取組を進めてきているが、サービス基盤の整備の遅れ等もあり、障害者ニーズに十分対応できていない面がある。						
評価の観点	〔有効性〕 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 高齢社会の進展や社会・生活環境の変化等に伴い障害者は増加傾向にあり、障害の程度も重度重複化し、また障害者を取り巻く環境が複雑多様化している中で、障害者が住みなれた地域で自立して暮らし、さらに社会活動に参加できるよう支援していく障害者(児)福祉の充実は重要である。						
	〔必要性〕 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 ノーマライゼーションの理念のもとに障害のある人もない人も、生きがいを持ちながら地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や就労等の障害福祉サービスと相談事業等の地域実情に応じたサービス事業が両輪となった制度設計が必要である。また、文化・スポーツ活動への参加により、うるおいのある生活を実現することが求められている。						
	〔妥当性〕 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 障害福祉サービスについては障害者の基本的な生活を支えるための施策である。また、地域生活支援事業についても障害福祉サービスとの併用によりその事業効果を発揮できるものであるが、障害者の生活を多方面から支えていくためには、市民による自主的な支援活動を育む事業の検討も必要と考えられる。						
	〔効率性〕 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 各種サービスの利用において障害者の生活が支えられており、サービス利用にあたっては原則的に自己負担が生じているため、生活に必要な不可欠なサービスを個々の障害者が選択して利用している。						
施策実施結果による評価			評価項目		一次評価点数（5段階）				
			達成度		3				
			有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		4				
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については、継続して取り組んでいくものの、事業対象者や個別事業については社会・生活環境の変化に伴いそのあり方を検討していく。			効率性		4				

行政評価委員会の評価

コード	135					
章	章 名					
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり					
政策名	(3) 保健・医療・福祉の充実					
施策名	⑥障害者（児）福祉の充実					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】						
○成年後見制度については、被後見人の財産を守るだけでなく、人権擁護の観点からも積極的に制度が利用されるよう、努めていただきたい。 ○障害者福祉計画で掲げるサービス提供の計画数値と現実の市民ニーズとの乖離があることについてはしっかりと分析を行い、市民ニーズに見合ったサービスが提供されるよう、サービス基盤の充実について事業者等との調整をしていただきたい。						
委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充（1人）		☒ 継続実施（7人）		☐ 見直し（0人）	
【今後の方向性に関する意見】						
実効力のある事業の推進と、それに先立つ実態の把握および必要性の検証を十分検討を行い施策を展開していただきたい。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
福祉タクシーでストレッチャーの装備されたタクシー等は何台ぐらい整備されているのか。台数が少なく利用が厳しいとの声を聞くが。			彦根市内で介護タクシーを運行している事業所は5箇所あり、ストレッチャー装備車両は7台です。 座位をとれない重度障害者等が退院する場合等にストレッチャー装備車両が必要となりますが、不足しているという情報には接していません。 実際、そのような状況にあるので、タクシー事業者に対して増車を促すなどの働きかけを行います。 〔障害福祉課〕			
「障害者の地域での職業生活における自立の促進」で雇用者に対する国や市の支援はどのようになっていますか。			障害者雇用の促進に関する国や県の事業としては、障害者雇用納付金制度があり、法定の障害者雇用率（1.8％）に達していない事業主から納付金を徴収して、障害者を多く雇用している事業主に調整金や各種の助成金を支給しています。 また、滋賀県障害者職業センターやハローワークにおいて、障害者の職場適応や雇用管理に関する支援を行うジョブコーチ支援事業、障害者に関する知識や雇用経験がないことから雇用をためらう事業主のためのトライアル雇用事業等を行っています。 本市では、一般就労が困難な障害者に対する就労と職場定着に向けた支援、これに伴う日常・社会生活上の支援、職場開拓などのサービスを提供する「湖東地域障害者就業・生活支援センター」に対して、その経費の一部を助成しています。同センター支援員や関係機関、行政が連携して、障害者の地域での職業生活における自立を促進するための支援を行うとともに、障害者自立支援法の就労移行支援サービスにおいて、一般就労に向けて必要な訓練等を行っています。〔障害福祉課〕			

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 若林 重一

コード	136	章	1.人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(3)保健・医療・福祉の充実	
施策名	⑥ 高齢者福祉の充実			所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	介護福祉課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	総人口に対して65歳以上の高齢者人口の占める高齢化率は、全国的に年々高くなってきている。本市の場合も同様であり、平成7年(1995年)では14.1%であった高齢化率が平成22年(2010年)3月末では20.1%となっている。平成27年(2015年)には戦後のベビーブーム世代(団塊世代)が65歳を迎えることによって、高齢者をめぐる状況も大きく変化することが予測される。		
	目的	高齢者が自分らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためのシステムづくり、ネットワークづくりに努める。		
	実施内容	高齢者が自分らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、自立した生活が送れる機能を可能な限り維持することや地域社会において人と交流を持ち続けること、地域ぐるみの支え合いが必要不可欠である。そのためには機能低下がある高齢者を早期に発見し、機能維持を図るための効果的な取組を構築するとともに、地域支え合いのネットワークづくりに努めた。		
実施期間	平成18年度～平成22年度		関連施策	137 介護保険制度の運営

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	シルバー人材センター登録者の割合 (%)	会員数/60歳以上の人口	目 標	—	2.6	3.0	3.5	4.0	4.0
			現在値	2.3	2.6	2.8	2.9	3.0	
			達成率	—	100%	93%	83%	75%	0%
	緊急通報設置台数	設置台数	目 標	—	420	430	440	400	400
現在値			375	361	376	364	357		
		達成率	—	86%	87%	83%	89%	0%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 事業によっては進捗状況に差があるものの概ね予定どおり進んでいる。地域により高齢化率や世帯の形態が異なるため、今後は地域の実情に応じた事業の展開も必要であると考えている。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 高齢者が自分らしく、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、介護保険サービス以外の在宅福祉サービス事業の取組や地域支え合いシステムの構築は重要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 高齢者の実態把握をもとに、地域での課題を事業やシステムに反映させている。また地域住民の方が自分の地域を考え、共に支え合う取組の必要性は高い。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 高齢者の誰もが自分らしく、少しでも長く住み慣れた地域で生活するためには、行政サービスだけでなく、地域住民のマンパワーが必要不可欠であるということを理解いただくために、今後とも効果的な事業展開と啓発活動を展開していく必要がある。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 高齢者数の増加により事業経費が増大しているため、今後も事業の見直しを進めながら、より効果的な事業へ方向転換する必要がある。また介護保険制度等の他制度との連携により効率性を高める必要がある。						
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数 (5段階)				
	☐ 施策の改善を行う。		達成度		4				
	☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		4				
		効率性		3					
【今後の施策の展開方法 (Action)】 本施策については継続して取組んでいくものの、今後の介護保険法の改正により、一部事業の見直しは必要である。									

行政評価委員会の評価

コード	136				
章	章 名				
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり				
政策名	(3) 保健・医療・福祉の充実				
施策名	⑥ 高齢者福祉の充実				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.6
総合評価 2.8
必要性 3.6
妥当性 2.7
効率性 2.8

【会議における意見等】

○各種の補助制度については、不公平感が生じることがないように十分精査を行い、より地域の活性化につながる制度となるよう検証していただきたい。

○今後、ますます高齢者が増えていく中で、シルバー人材センターをはじめとした、高齢者の雇用対策の現状について分析を行い、市としての事業の方向性を検討した上で、事業を展開していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (7人)	☐ 見直し (1人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

高齢者人口が増加する中、必要性、緊急性を十分検討し、真に必要な事業を整備充実していただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
高齢者の生存確認が行われていなかったとして問題になった自治体もありましたが、安否確認の必要な在宅高齢者は多いと思いますが、実態をどう捕らえられていますか。	病弱で日常生活に不安がある人を支援する安否確認手段として、緊急通報システムがあり、平成21度末の利用は357世帯です。 また、心身の障害や傷病等の理由により栄養補給と安否確認が必要な人を支援する手段として、配食サービスがあり、平成21度末の利用者は91人です。 さらに、要介護状態になるリスクが高い75歳以上の方のうち独居の方を対象に、在宅介護支援センターへ福祉ニーズの把握確認を委託しており、平成21度は対象者837人うち340人に実施しました。〔介護福祉課〕
老人クラブ活動助成について、加入率の減少や活動のマンネリ化が課題としてあげられており、見直しが必要だと考える。 老人クラブを中心に見れば加入率増により組織の機能が高まるという考え方もある。しかし、一昔二昔前と異なり、高齢者が望む活動（趣味やボランティアなど）を自ら選び実践できる機会が多い現在、今ある老人クラブを否定する必要はないが、高らかに「加入率増」をうたう必要はないと思うがどうか。	会員数の減少や会員の高齢化等による活動の停滞といった課題に直面している老人クラブですが、健康、友愛、奉仕の三大理念のもとに幅広い活動を通じて地域社会に貢献され、中でも、高齢者の閉じこもり予防や子どもたちの見守りといった地域の問題に対応した活動は、まちづくりの担い手として欠くことのできない存在であると考えています。 今後の高齢社会を考えると、健康な高齢者が増え、一人ひとりが地域とのつながりを実感できる生活を送れるために、老人クラブが担う役割は重要であると考えており、組織の維持活性化を目標に掲げているものです。〔介護福祉課〕

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 若林 重一

コード	137	章	1.人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(3)保健・医療・福祉の充実	
施策名	⑦ 介護保険制度の運営			所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	介護福祉課

【Plan・Do】

背景課題	高齢者の自立支援を推進するため、平成12年(2000年)4月に発足した介護保険制度は、市民に定着し、一定の評価を得られているが、介護予防に関する事業が連続性・一貫性に欠け、軽度者に対するサービスが、必ずしも状態の改善につながっていないのではないかとわかってきた。こうした中で、平成18年(2006年)4月、新しい介護保険制度がスタートし、地域支援事業や地域密着型サービスの基盤整備、地域包括支援センターの運営などを行っている。							
目的	介護が必要となる状態になることを予防し、介護が必要となっても状態が悪化しないようにするため、総合的な介護予防システムの確立に努める。また、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性や実情にきめ細かく対応した多様なサービスの提供に努める。さらに、良質な介護サービスを安心して利用できるよう、サービスの質の向上に努める。							
実施内容	総合的な介護予防システムの確立のため、新たに設置した地域包括支援センターでの介護予防マネジメントに基づき、予防給付の実施および認知症対策、高齢者虐待防止、寝たきり予防、筋力向上などの地域支援事業を実施した。また、新たなサービス体系である地域密着型サービスの基盤整備およびサービス事業者の指定、指導を行った。介護サービスの質の向上では、事業者情報の提供や介護保険制度の普及・啓発、介護相談員派遣事業等を実施した。							
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	136 高齢者福祉の充実			

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	要介護(要支援)高齢者の割合(%)	65歳以上認定者数/第1号被保険者数	目 標	—	18.7	19.2	19.3	19.3	19.3
			現在値	17.8	16.7	16.2	15.8	15.1	
			達成率	—	89%	84%	82%	78%	0%
	保険料徴収率(現年普通徴収分)	普通徴収の収納額/普通徴収の調定額	目 標	—	94	94.25	89	94.75	95
			現在値	93.65	92.89	89	82	88.6	
		達成率	—	99%	94%	92%	94%	0%	
【進捗状況の評価】			【理由等】						
☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			平成12年度の介護保険制度スタートから8年が経過し、介護保険制度は老後の安心を支える仕組みとして定着してきた。第3期介護保険事業計画(平成18年度～20年度)で策定したサービス給付費は、介護予防サービス給付費の執行が少ないものの、ほぼ予定どおりとなっている。超高齢社会到来を見据え、将来的にも制度が持続可能なものとなるためには、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化の「3つの要」を中心に介護給付適正化に取り組む必要がある。						
評価の観点	〔有効性〕 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 介護保険制度は「高齢者の自立支援」と「尊厳の保持」を基本理念とするものであり、保険者である市が本制度の健全で適正な運営を推進することは、「人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」のために重要な施策である。						
		☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 介護が必要となる状態になることを予防し、介護が必要となっても状態が悪化しないようにするため、また、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護予防事業や地域密着型サービス事業の必要性は高い。						
	〔妥当性〕 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 介護予防事業や地域密着型サービスは、介護保険制度に新たに導入されたサービス体系であるが、サービスを利用するすべての高齢者にとって効果的なものとなるかどうか、今後の状況を把握し検証していく必要がある。						
		☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 介護保険制度は、保険料と公費(国、県、市の負担)との一定割合により賄われるものであるため、介護サービスの利用の増加に伴い、市の負担金も増大し、市民への負担増(保険料の額の上昇)にもつながる。このため、介護保険事業計画に基づく効率的な運営がなされているか、常に進行管理を行う必要がある。						
	施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数(5段階)			
		達成度		4					
		有効性		5					
		必要性		5					
		妥当性		4					
		効率性		4					
【今後の施策の展開方法(Action)】 本施策は介護保険法に基づくものであり、継続して実施していくものであるが、他の高齢者福祉施策との関連性を保ち、本市の介護保険事業計画に則った制度運営を推進していく必要がある。									

行政評価委員会の評価

コード	137				
章	章 名				
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり				
政策名	(3) 保健・医療・福祉の充実				
施策名	⑦介護保険制度の運営				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○在宅介護については、介護者個人が対応できる範囲は限界があることから、介護者同士がつながる場を提供するなど、側面的な支援をしていくことが行政に求められている。今後、高齢者が増える中で、長期的な視点を持ち、介護者を支える施策を展開していただきたい。

○保険料の収納率の低下は市の財政運営に大きな影響を与えることから、現状についてしっかり把握し適切な目標設定を行い、徴収業務に取り組んでいただきたい。

委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充 (1人)	☒ 継続実施 (7人)	☐ 見直し (0人)
----------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

要介護者へのケアは勿論であるが、介護者の負担も大きく問題となっていることから、介護者の負担軽減につながる事業についても、検討していただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
問題対処の基本として情報・データ収集は重要であり、特定高齢者把握事業はその点で評価できるが、目標数に対して成果が低い。これは、調査の結果、特定高齢者に相当するもケースが少なく健康な人が多かったと言うことなのか、実態が十分に把握できなかったということなのか。	現在の目標数は、国の指針に基づき、65歳以上人口の5%を設定しています。平成21年度は、チェックリストの実施者が2,050人で、そのうちの36%の744人を特定高齢者候補者として把握しました。そのデータの把握については、市内の老人クラブを対象に介護予防教室を開催し、詳しい説明を行いながら基本チェックリストの実施とデータ回収をしました。また市内7か所の在宅介護支援センターに委託し、独居高齢者の実態把握を兼ねて訪問先で基本チェックリストを実施してもらう方法もとり、実際に高齢者に会い、生活実態も把握しながら確実なデータの回収に努めたと考えています。今後も、チェックリストの実施方法の工夫による成果の向上に努めます。[介護福祉課]
認知症について理解している認知症サポーターの養成講座は継続して頂きたいが、その指導者になるキャラバン・メイトの数、4.5%で十分機能しているのか。また、メイトやサポーターと病院との連携はされているのか。	開催依頼のある認知症サポーター養成講座については、現在のキャラバン・メイトの人数で対応できていますが、今後のさらなる啓発のため、その養成方法について、現在の認知症啓発事業の委託先である「認知症にあったかいまづくりひこね」とも検討をしているところです。しかし、キャラバン・メイトは、全国キャラバン・メイト連絡協議会の登録制で、その養成研修を実施するには、当協議会と共催することや、最低70名程度の受講者が必要といった条件があるため、本市単独での開催は難しい状況です。このため、人数条件を考慮し、来年度以降、愛知犬上4町との合同開催に向けて協議をしていきたいと考えています。 また、サポーターは認知症という病気について正しく理解し、本人や家族のさりげない応援者となる人で、メイトはこのサポーターを養成するための研修の講師役となる人ですので、病院との連携の役割を担うものではありません。[介護福祉課]

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 若林 重一

コード	138	章	1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり			政策	(3) 保健・医療・福祉の充実	
施策名	⑧ 生活支援体制の充実			所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	社会福祉課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	憲法第25条を踏まえ、昭和21年10月に施行された「生活保護法」に基づき、国家責任において国民の生存権の保障が行われるもの。しかし、近年の不安定な経済情勢に呼応して、当市はもちろん、全国的に保護率が上昇しているため、保護世帯の自立に向けた取り組みが必要となってきている。		
	目的	生活困窮に陥った世帯に対し、憲法第25条に規定する「最低限度の生活を営む権利」を保障するために、生活保護法に基づき、各種の扶助費を支給するとともに、平成17年度から導入された自立支援プログラム制度に基づき、支援の充実を図り、その自立を助長するものである。		
	実施内容	生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じた各種扶助費を支給し、その最低限度の生活を保障するとともに、就労支援中心に、自立支援プログラムを展開し、保護世帯からの自立を図る。		
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自立の促進	自立促進推進世帯数	目 標	—	50	53	57	60	60	
		現在値	50	52	50	47	69		
		達成率	—	104%	94%	82%	115%	0%	
行旅病人（死亡者） 適正対応	行旅病人（死亡者）承認数 ／行旅病人（死亡者）対応 数	目 標	95	100	100	100	100	100	
		現在値	100	100	100	100	100		
		達成率	105%	100%	100%	100%	100%		
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 目標数値に対する進捗度を考えると予定に沿った数となっている。しかし、昨今の大変厳しい経済状況から、生活困窮による相談が激増しており、生活保護適用者の絶対数が増加したことに対応して自立廃止数が増加したこともあり、今後も保護の適正実施に取り組んでいく必要がある。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 憲法第25条に規定する国民の生存権を保障するために、重要な施策である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☒ やや低い ☐ 低い	【理由等】 保護率は上昇してはいるものの、多くの市民ニーズが求められるものではない。						
	【妥当性】 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 最低限度の生活を保障するために、必要な制度であるとともに、1日も早い自立を助長するためにも、各種自立支援プログラムの展開は必要不可欠である。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 生活困窮の市民ニーズに応えるに従って費用も増加するものであるが、一方で自立支援プログラムの展開により、自立世帯の増加が見込まれ、費用の抑制が図ることができる。						
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
	☐ 施策の改善を行う。		達成度						
	☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		有効性		5				
			必要性		2				
			妥当性		4				
		効率性		4					
【今後の施策の展開方法（Action）】 保護の適用については、継続して取り組み、また、相談内容に対応する就労指導、債務整理等に対する決め細やかな対応を心がける。									

行政評価委員会の評価

コード	138					
章	章 名					
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり					
政策名	(3) 保健・医療・福祉の充実					
施策名	⑧生活支援体制の充実					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	やや高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】						
○景気の悪化により、生活保護世帯が増加し行政にとっては事務的・財政的な負担が、より大きくなっているところであるが、生活保護の支給の適正化について、引き続き努めていただきたい。						
委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充（1人）		☒ 継続実施（7人）		☐ 見直し（0人）	
【今後の方向性に関する意見】						
セーフティネット支援については、市民生活の安心を最後に保障する施策であり、財政上の理由で抑制できるものではないが、不正受給などが出ないように、受給者の状況把握と指導を十分に行っていく必要がある。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
生活扶助基準内・外給付事業について、全国的に受給者が増加する傾向である中、一方で生活保護の不正受給などの悪質な事例があるが、彦根市における状況はどうか。 また不正受給防止のための傾向と対策についてお伺いします。			ご指摘のとおり保護費の不正受給も発生しております。福祉事務所が実施する課税調査により、本人の収入申告額と会社の税申告額とに差異が生じるものに対して、厳格に対応し返還を求めています。 本年度17件の不正受給に対する返還決定を行い返還を求めています。防止策として、前述の課税調査のほか、世帯収入があった場合の収入報告義務の履行を促すよう訪問に合わせ指導を行っています。〔社会福祉課〕			
セーフティネット支援対策事業について、国内の経済情勢が不安定な中、雇用情勢の悪化や停滞を考えると「自立化の促進」の壁は相当大きいと考えるが、本市の就労支援員はどのような働きかけを行い、何を充実させようとしているのか具体的に教えてください。			受給者である離職者の職歴を分析し、適正な職種を検討し、履歴書の書き方、面接の仕方等を助言するとともに、職安と連携を図り、就労支援会議を開催し、本人、職安、福祉事務所で就労先のあっ旋まで踏み込んだ協議を行い、世帯の早期就労開始、早期自立を目指しています。〔社会福祉課〕			

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	139	章	1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり		政策	(3)保険・医療・福祉の充実		
施策名	⑨国民年金制度の推進			所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	保険年金課

【Plan・Do】

背景課題	老後の生活保障として年金に対する関心は高いが、若年層などの無関心や制度不信などの問題が生じている。				
施策の概要	目的 国民年金は国の制度であるが、資格取得・喪失届の受付や年金相談、年金制度の周知などは法令により市の事務とされている。国民年金の各種届出の受付や相談などを実施するとともに、制度の正しい理解を得られるよう広報紙等を通して周知啓発に努め、将来の国民年金の受給権の確保を図る。 実施内容 年金受給権の確保を図るため、資格取得や年金相談時などに口座振替の勧奨や免除制度、学生納付特例制度などの周知を図るとともに、適宜『広報ひこね』に記事を掲載するなど、制度の啓発・普及を行う。年金の給付が受けられない在日外国人に対し、老齢福祉金を支給する。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式	17年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	年金制度の広報掲載回数	掲載回数／年12回	目 標	—	12	12	12	12	12
			現在値	—	6	7	10	10	
			達成率	—	50%	58%	83%	83%	0%
			目 標						
			現在値						
		達成率							
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 国民年金制度については知られていないことが多く、窓口での説明で、初めて内容を知ったという市民もいることから、年金制度の周知啓発のためにも、「広報ひこね」を利用し、制度の啓発に努める。						
[有効性] 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い			【理由等】 老後の生活を経済面で支える公的制度として、国民年金の果たす役割は大きい。						
評価の観点	[必要性] 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 国民年金の資格取得や免除・猶予申請受付をはじめ、年金相談や制度の周知などの事務は法定委任事務とされている。年金の受給権を確かなものにするうえでも、年金関係の手続きや相談など市の役割は大きい。						
	[妥当性] 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価 ☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 年金制度に対する無理解や無知などから未納や年金の受給資格ができないなどの問題が発生しており、年金事務所と協力・連携して、年金関係の手続きや免除・猶予などについて啓発普及を図る必要がある。						
	[効率性] 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価 ☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 国民年金関係事務費について国から交付される委託金が平成18年度分から縮小される傾向にあるが、年金に関する相談件数や制度改正による事務量は増加傾向にある。						
	施策実施結果による評価 ☐ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☒ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
		達成度		2					
		有効性		3					
		必要性		3					
		妥当性		3					
		効率性		3					
【今後の施策の展開方法（Action）】 本来、国民年金は国の制度であり、市町村が行う事務は法定受託事務で規定されているため、市の裁量はない。保険料も市の収入とはならず、市としてできることには限界がある。しかしながら、市民の年金受給権を確保するため、公的年金の役割や必要性を理解していただくよう、行政として啓発を行っていくことは重要である。年金問題から制度不信が高まっており、年金そのものへの不安も大きくなっているが、窓口や広報紙を通じ、一層の啓発が必要と考える。									

行政評価委員会の評価

コード	139				
章	章 名				
第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり				
政策名	(3) 保健・医療・福祉の充実				
施策名	⑨国民年金制度の推進				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	やや高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.1
総合評価 2.8
必要性 3.3
妥当性 3.0
効率性 2.8

【会議における意見等】

○年金制度の事務については、市民の利便性という観点から、身近な窓口として対応していただき、市ができる範囲で制度の周知や啓発などを進めていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

年金制度を十分に理解していない市民も多く、年金相談の窓口として重要である。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
国民年金の免除受付事務が増加傾向とのことであるが、その現状と背景は。	昨今の景気の低迷により、就職自体が困難な状況にあることや、企業の倒産や解雇、派遣期間満了に伴う退職が多いことが、免除申請の増加の背景にあると考えます。 国民年金には、免除制度が設けられており、失業によって国民年金に加入された場合、免除が受けやすくなる特例があります。この制度を利用して、免除制度を利用される方が増加しているものと考えます。〔保険年金課〕
在日外国人に対する国民年金が支給されていないことを補助していくことは市の務めであると思うが、国民年金による支給額より遥かに低く、市の財政上仕方がないことかと思うが、改善に向けて、国に救済措置を訴え続けていただきたい。	国民年金の受給資格が認められなかった在日外国人の方々に対しては、本来、国が救済措置を行うべきものと考えております。 平成21年6月には、近畿ブロック知事会においても、無年金の在日外国人への救済措置を早期に講じるよう国に要望もされており、市としても同様に要望していきたいと考えております。〔保険年金課〕

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	211	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(1) 環境保全型社会の構築	
施策名	①環境保全対策の推進			所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	生活環境課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	社会経済活動の進展により、生活の利便性が向上する一方で、琵琶湖の水質汚濁、廃棄物量の増大、自然環境の破壊、地球温暖化などさまざまな環境問題が生じている。				
	目的	良好な環境の保全と創出のため、「彦根市環境基本条例」に基づいて策定した「彦根市環境基本計画および地域行動計画」により、市、市民、市民団体および事業者の各主体が協力協働するとともに、連携の強化を図り、環境優先の理念のもとで総合的な事業を展開する。				
	実施内容	環境基本計画の推進や環境意識の普及啓発のため、市民環境フォーラムや環境スクール等の環境学習の推進を図るとともに、環境保全対策のため、環境ネットワークの整備や環境ボランティアの活動強化に努める。また、市民と情報を共有化するため、環境の状況や施策の実施情報等に関する年次報告書を作成・公開する。				
実施期間		平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	市民環境フォーラム等の参加者数	参加者数合計	目 標	—	225	225	250	250	300
			現在値	201	70	126	37	105	
			達成率	—	31%	56%	15%	42%	0%
	EMS取得事業者数	EMS取得事業者数合計	目 標	—	60	65	70	75	80
			現在値	40	58	57	57	63	
			達成率	—	97%	88%	81%	84%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		今年度の市民環境フォーラムは、7月に環境作文コンテストと併せ、子供から大人までの幅広い参加のもと開催した。2回目は、3月に現在、審議中の次期「環境基本計画および地域行動計画」の中間報告と意見聴取を行った。今後とも多くの市民が参加し意見が聴取できるような内容に工夫していく。 EMSの取得については、市のISO14001の取組を積極的に公表し、EMSの有効性をアピールし、取得事業者数を増やしていく。							
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 水質汚濁、廃棄物量の増大、地球温暖化などの問題を解決するためには、市の事業はもとより、市民、市民団体、および事業所が環境優先の理念のもとに行う環境保全対策の取組が重要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 良好な環境の保全の創出、さらに地球環境保全に向けての基本的な施策であり必要性は高い。また近年、市民の環境に対する意識は非常に高まっていることから、環境フォーラムや環境学習会の開催の必要性は高い。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 環境を保全するために行政による施策も重要だが、今後市民レベルでの取組がますます重要になってくる。一般市民はもとより、各種団体や小・中学校等へ働きかけ、参加を促す必要がある。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 市、市民、市民団体及び事業所が主体的に協力協働、連携を強化し、総合的に事業を展開するための施策であり環境行政全般にも大きな効果をもたらす。ただ、短期間で効果判定することが難しく長期的な効果の観察が必要である。						
	■施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
		達成度		3					
		有効性		5					
		必要性		5					
		妥当性		4					
		効率性		4					
【今後の施策の展開方法（Action）】 環境基本計画を各主体の連携の下、推進する。市民等の環境意識の向上を図るため、情報の提供や環境学習を推進する。									

行政評価委員会の評価

コード	211						
章	章 名						
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり						
政策名	(1) 環境保全型社会の構築						
施策名	①環境保全対策の推進						
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価		
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い		
【会議における意見等】							
○環境保全対策は、事業効果が表れるには、時間を要する施策であるが、ISOの認証に係る取組やノーマイカーデーの実施など、市における環境への取組内容について積極的に情報を発信し、市民の環境意識の向上が図られるよう、模範となっていたいただきたい。							
委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)		☒ 継続実施 (7人)		☐ 見直し (1人)		
【今後の方向性に関する意見】							
環境について、市民に日常レベルで意識してもらい生活を変えてもらうことが非常に重要であり、市が率先して手本を見せると同時に、教育・啓発の機会を設けることは肝要である。この点について十分機能するよう、事業を推進していただきたい。							
【主な事前質問とその回答】							
委員からの質問・意見			担当課の回答				
環境に対する問題意識は子ども時代に育まれるので、環境教育は非常に重要であると思われるが、キッズISO事業を含み、子どもへの環境教育は具体的にどのようなものが行われているのか。 その参加の実態および、成果はいかなるものか。			小学4年生については、浄水場での水道のこと、清掃センターではごみのことについて、5年生については、温暖化に関すること、6年生については、キッズISOに取り組んでいます。 また自然観察会の開催や川の生き物や琵琶湖についての出前講座なども希望があれば、随時受け付けています。〔生活環境課〕				
ISO14001取得について、民間であれば自社の環境への取り組みを対外的にアピールする意味があると思いますが、行政の場合は取り組んで当然といえ、逆に評価する側ともいえると思いますが、それを維持する意味合いをどのように考えておられますか。 早い時期からの認証取得は民間に対する率先垂範の意味合いがあり、理解できます。これからは認証取得よりむしろ取り組みを示すことに意味があると思います。			環境への取組は継続することが基本であり、市が市民に対し模範となるのは不変であることから、取組み評価としての世界基準のISO認証取得は効果があると考えます。 具体的な取組として、公務から出る二酸化炭素排出量などを広報していきます。〔生活環境課〕				

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	212	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(1) 環境保全型社会の構築	
施策名	②快適な生活環境の確保			所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	生活環境課

【Plan・Do】

背景課題	近年の宅地開発の進展により、緑地の減少、河川水の枯渇、住宅と商工業施設の接近や混在による騒音、振動、悪臭の発生等、多様な環境問題が生じている。また、化学物質の多用による新たな環境汚染の発生、レジャー活動に伴う生活環境面への影響、廃棄物の不法投棄や不適正処理等が大きな問題になってきている。				
施策の概要	目的 快適な生活環境を確保するため、公害の防止や、水・大気等の環境の質を高める努力を引き続き進めるとともに、生活の場における快適性の確保を図る。 実施内容 公害・環境汚染の監視を強化し、工場・事業場に対しては、公害の未然防止を促進するとともに、水質、大気、騒音等の環境調査を進める。また、水質、土壌等の自然的構成要素の保全に努めるとともに、地域環境保全活動の活性化と地域住民の意識の高揚を図る。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策		

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
指標による評価	大気環境基準の達成率	達成項目／全項目	目 標	—	100	100	100	100	
			現在値	75	83	50	83	50	
			達成率	—	83%	50%	83%	50%	0%
	主要河川の快適基準達成率	基準達成項目数／対象12河川X2項目（BOD、窒素濃度）	目 標	—	45	50	50	55	60
			現在値	0	33	33	21	33	
			達成率	—	73%	66%	42%	60%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		下水道や浄化槽といったハード面の整備により、小水路では水質が良くなっているが、河川では急激な水質向上はみられていない。また大気においては黄砂の影響か、環境基準を達成できない日があった。							
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 魅力ある生活空間の整備を進めるためには、公害の未然防止や環境汚染の監視を行うとともに、地球環境保全活動を活性化するなど快適な生活環境確保への取組は重要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 宅地開発の進展や、住宅と商工業施設の混在により発生する騒音、振動、悪臭、などの多様な環境問題に対して快適な生活環境を維持することは、市民が最も求めるものであり、今後も継続した取り組みが必要である。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 工場の自主管理の強化と併せ、行政による監視を充分に行なっていく必要がある。公害問題は何より未然防止が第一であり、工場等に対する公害の監視や水質、大気、騒音等の環境調査を行なうことは、快適な市民生活を維持するために必要である。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 工場パトロールや監視業務、さらに市内主要工場と公害防止協定の締結などの公害の未然防止に努めるコストは、公害が発生し環境汚染に対処するコストと比べ大きな削減効果がある。						
	■施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
施策実施結果による評価			達 成 度		3				
			有 効 性		5				
			必 要 性		5				
			妥 当 性		4				
			効 率 性		4				
	【今後の施策の展開方法（Action）】 公害の未然防止を促進するとともに、水質、騒音等の環境調査を実施する。快適な生活空間の整備を進める一方、市民自らが地域の環境保全活動を実践するよう意識の高揚を図る。								

行政評価委員会の評価

コード	212										
章	章 名										
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり										
政策名	(1) 環境保全型社会の構築										
施策名	②快適な生活環境の確保										
委員会の評価	<table border="1"> <tr> <td>有効性</td><td>必要性</td><td>妥当性</td><td>効率性</td><td>総合評価</td></tr> <tr> <td>高い</td><td>高い</td><td>やや高い</td><td>やや高い</td><td>やや高い</td></tr> </table>	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い
有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価							
高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い							
【会議における意見等】											
○生活環境の確保については、市民の快適で安全・安心な生活を確保する上で、最も基本となる施策であるので、重点的に取組を展開してもらいたい。特に公害防止体制の強化や、工場・事業所に対する監視や指導について、積極的な取組に努めてもらいたい。											
委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充 (4人)	☒ 継続実施 (3人)	☐ 見直し (1人)								
【今後の方向性に関する意見】											
市民が環境保全に参加することは重要であり、専門家の指導により、協力できる市民を増やし、実質的な環境保護に直接役立てるべきである。											
【主な事前質問とその回答】											
委員からの質問・意見		担当課の回答									
今後の施策の展開方法として、「市民自らが地域の環境保全活動を実践するよう意識の高揚を図る」とあるが、具体的にどのような啓発活動をされているのか教えていただきたい。		環境保全に取り組む市民団体は数多くあり、それぞれが独自に、あるいは市と連携して活動の拡大を図られています。 市としても、こうした活動をできるだけ市民に紹介していくことが必要と考えており、広報等の文字ベースの啓発だけでなく、エコライフの集いなどの協働事業をさらに充実させていきたい。〔生活環境課〕									
市民団体による河川・水路の水質調査は「調査すること」による意識啓発の意義もあると思うが、それであればこそ、毎年同じ調査員で進めるのではなく多くの市民が関わる必要がある。何か働きかけなどはあるのか。		生活排水対策推進事業は、環境保全指導員として認定証の交付を受けた市民で構成される彦根市環境保全指導員連絡会議に対して、簡易水質調査や生活排水対策の啓発等を事業委託しています。 多くの市民に水質調査に関わっていただくためにも、環境保全指導員の活動報告や養成講座である市民環境スクールの開催について、新たな周知方法を検討したいと思います。〔生活環境課〕									

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	213	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり		政策	(1) 環境保全型社会の構築		
施策名	③自然環境の保全と創出			所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	生活環境課

【Plan・Do】

背景課題	近年の大規模宅地開発や工場用地の造成等により、生活に身近な自然も徐々にその姿を変化させてきた。本来、自然環境の保全は、多様な生物がその地域の自然的社会的条件に応じて生息できる環境を確保することにある。そのことから、貴重な生物の種の保存を進めることはもとより、多くの生物が安心して生息できるよう自然保護対策が必要である。				
目的	人と自然が共生できるまちづくりを推進するため、生物の生息空間の確保や、市民の自然保護意識の高揚を図るための啓発を進めるとともに、市民自らが自然保護活動を展開できる体制づくりに努める。また、身近な自然とふれあう場の創出や緑化の推進啓発に努める。				
実施内容	琵琶湖をはじめ、荒神山、曽根沼等の市内の丘陵地や内湖、湿地の保護・保全を図るための各種事業や調査を実施するとともに、各種自然観察会の開催や、川や湖沼等の親水環境の整備を促進し、自然と触れ合う機会の充実に努める。また、緑多いまちづくりを推進するため、地域緑化運動の推進や緑の少年団の育成等に努める。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	233 公園・緑地の整備	

【Check】

【CHECK】

指標による評価	まちづくり指標		目標および進捗状況						
	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	自然観察会への参加者数		目 標	—	300	300	300	300	300
			現在値	284	273	275	294	216	
			達成率	—	91%	92%	98%	72%	0%
						</			

行政評価委員会の評価

コード	213					
章	章 名					
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり					
政策名	(1) 環境保全型社会の構築					
施策名	③自然環境の保全と創出					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	高い	高い	やや高い	やや高い	高い	
【会議における意見等】						
○自然環境の保全への意識醸成については、幼少期の体験や教育が重要であることから、教育委員会や市民団体等と連携・協力し、身近な自然に触れる機会を設け、自然環境に興味を抱かせる取組を進めていただきたい。						
委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (1人)		☒ 継続実施 (6人)		☐ 見直し (1人)	
【今後の方向性に関する意見】						
びわ湖の生態系や自然と触れ合うことの魅力など、自然環境の共有共栄の精神を育む事業として、継続的に取り組んでいただきたい。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
環境保護の取組みにおいては、特定の層だけでなく、市民全体を活動に取り込むことが大切だと考える。自然観察会等への参加者はだいたい決まっているのか、あるいは広く参加者を取り込めているのか。 また、ターゲットをどのような層(年齢等)において啓発活動を展開されているのか、具体的なところを教えてください。			自然観察会への参加者は、固定と新規が半々という状態です。参加者拡大については、ホタルの観察会などは、年々実施場所を変更するように努めています。 ターゲットは、家族での参加をキーワードに事業企画などを実施しています。〔生活環境課〕			
「自然環境の保全と創出」であれば、市民が周辺環境の維持管理や良好な環境創出などにも関わることが考えられるが、実際何が行われているのか。			市民の方に周辺環境の維持管理や良好な環境創出などに関わってもらうためには、身近な自然の今の状況を理解してもらう必要があると考え、自然観察会などを開催しています。 市民自身により取り組まれている事業としては、ホタルを増やす活動やオニバスの保護、外来水生植物の駆除、竹林保全などがあります。 また、市では、市民や専門家の協力を得て、市内の希少生物の状況を独自に調査し、レッドデータブックを作成するなど、自然環境保全に向けた様々な施策を行っています。〔生活環境課〕			

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	214	章	2 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(1)環境保全型社会の構築		
施策名	④地球環境の保全			所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	生活環境課	

〔Plan・Do〕

背景課題	地球環境問題は、地球温暖化、酸性雨、生物の種の減少、熱帯雨林の後退等人類の歴史の中で近年急速にその影響の拡大が見られるようになった。特に近年、地球温暖化の問題が深刻化し、気候変動への影響が強まっている。相次ぐ大型台風の襲来、集中豪雨などの異常気象は私達の生活にも影響を与えている。これらのことを踏まえ、本市は平成20年7月7日に「低炭素社会構築都市宣言」を行った。				
施策の概要	目的 地球環境を保全するため、「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を推進し、環境にやさしい新エネルギーの利用促進を図る。また、省資源・省エネルギーの観点から、資源の有効活用や適正使用の促進を図る。				
実施内容	「彦根市環境基本計画および地域行動計画」の推進と進行管理を図るとともに、クリーンエネルギー自動車や太陽光発電、バイオマス等の導入を促進する。また、資源の有効活用を図るため、買物袋持参運動やエコマーケットの促進、アイドリングストップ運動やバス等公共交通機関の利用促進等を図る。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	

〔Check〕

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	二酸化炭素削減率	平成11年度比較 (%)	目 標	—	△1	△3	△4	△6	△10
			現在値	2	1	0	0	1月確定	
			達成率	—	未達成	未達成	未達成	—	0%
市役所の二酸化炭素削減率	平成11年度比較 (%)	目 標	—	△12	△12	△13	△14	△16.6	
		現在値	△9	△15	△14	△17	△20		
		達成率	—	125%	117%	131%	143%	0%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			市役所の二酸化炭素削減率は、電気使用量の増加により削減幅が減少しているが、ISO14001の取組を通じ、省エネ、省資源の意識が浸透しているため一定の成果を上げている。また、市域の二酸化炭素の削減については、市民、事業所に対し今後さらに広報等により啓発を行い、意識の高揚を図っていく。						
評価の観点	〔有効性〕 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地球温暖化や酸性雨の問題が深刻化する中、二酸化炭素の削減や資源の有効活用を図るため、太陽光発電など新エネルギーの利用促進、バイオマス等の導入、買物袋持参運動やエコマーケット、公共交通機関の利用促進を図ることは有効である						
	〔必要性〕 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 近年、地球環境問題が深刻化し、気候変動への影響が強まっている。また、省資源・省エネルギーの観点からも市民、事業者が一体となって、二酸化炭素の削減や資源の有効利用を図る取り組みの必要性は高い。						
	〔妥当性〕 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 市民や事業者が、日常生活や日々の事業活動において、地球保全に関するさまざまな取り組みを実践することで、大きな効果が期待できることから、環境保全意識の高揚を図る啓発活動の展開は必要である。						
	〔効率性〕 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 環境保全に関する啓発活動の推進や、各種運動・取り組み等の促進が主な事業であることから、地球環境保全の必要性を市民に周知・啓発することにより、ほとんど費用を使わずに大きな効果が期待できる。						
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数 (5段階)				
	☐ 施策の改善を行う。		達成度		3				
	☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		4				
		効率性		5					
【今後の施策の展開方法 (Action)】 地球規模の環境保全に対応するため、産・学・官が連携して国際的な情報交換や協力を推進し、生活の中のあらゆる行動を省資源の観点から見直す実践活動と併せ、資源の有効活用を図る運動の促進を図る。									

行政評価委員会の評価

コード	214				
章	章 名				
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり				
政策名	(1) 環境保全型社会の構築				
施策名	④地球環境の保全				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.3
必要性 3.5
妥当性 2.8
効率性 2.6
総合評価 3.0

【会議における意見等】

○二酸化炭素削減へ誘導する施策については、費用対効果や社会状況などを十分勘案し、制度設計をしてもらいたい。また、施策の展開にあたっては、市民を巻き込んだ取組となるよう、工夫をしてもらいたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

市役所内での成果を上げられているが、市域においても成果が上がるよう事業を工夫されたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
低炭素社会構築事業について、二酸化炭素削減のために、クリーンエネルギー車の果たす役割は大きいと思うが、クリーンエネルギー車の購入やリース促進する働きかけはどうか。	公用車の更新時には、クリーンエネルギー車を優先しています。啓発の効果を考慮し、市内の走行頻度の多いパッカー車にハイブリットを購入したり、BDFを燃料使用し、併せて車体への掲示も行っています。[生活環境課]
「環境保全に関する啓発活動の推進や、各種運動・取組み等の促進が主な事業である」とあるが、具体的にどのような活動をされているのか教えていただきたい。 他の施策においても、もっぱら「環境に関する市民の啓発」が事業内容としてあげられており、施策ごとの住み分けや連携等がうまく行われているのか疑問を持った。	啓発については、広報彦根でのシリーズ化やイベントでの啓発を行っています。広報については、二酸化炭素の削減量と併せ、削減金額を合わせて表示を行い、取り組みやすい形にしています。促進については、低炭素社会構築推進事業補助金制度の創設を行いました。[生活環境課]

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	221	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(2) 資源循環型社会の構築		
施策名	①リサイクルの推進		所管部署	部(局)名	市民環境部		課名	生活環境課 清掃センター	

【Plan・Do】

背景課題	大量生産・大量消費・大量廃棄型社会において、焼却・埋め立てといった廃棄物の処理・処分は環境に少なからず影響を与えてきた。廃棄物の減量化、環境への負荷を低減するために限りある資源の有効活用や健全な物質循環が求められている。				
目的	「循環型社会形成推進基本法」、「容器包装リサイクル法」等、リサイクルに向けたさまざまな法整備が進められてきた。今後は、リサイクルシステムの確立に向けた取り組みを進めるとともに、資源の効果的な回収と円滑な再生技術の推進、再生品の利用の拡大等を図っていく。				
実施内容	資源循環型社会を構築するため、リサイクル実践団体と連携しながら、紙類等の回収拡大を図るとともに、地域や各種団体、企業への啓発とリサイクル活動の促進を図る。また、リサイクルシステムを確立するため、資源化施設やリサイクル体制の整備に努めるとともに、ごみ集積所に出される古紙類の資源化を推進するため、古紙類の行政回収を実施した。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	222 廃棄物対策の推進	

【Check】

【くりかえし】まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	リサイクル率	再資源化量/収集量 (%)	目 標	—	17	18	19	21	24
			現在値	15.6	16.3	16.1	14.6	14.8	
			達成率	—	96%	89%	77%	70%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施しているのははじめ、古紙の回収については自治会等へ働きかけるなど、集団回収を推進した。また、古紙類の行政回収を10月から実施し、リサイクル率の向上を図った。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 大量生産、大量消費、大量廃棄型社会においては焼却、埋め立てといった廃棄物処理を行い環境に大きな負荷を与えてきた。環境に対しての負荷を軽減し、限りある資源の有効活用を図るためには、リサイクルの推進は有効である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 廃棄物の焼却・埋め立ては環境への負荷が大きいことから、環境負荷軽減のための施策が求められている、また、循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法等の施行に伴い、古紙、ビン、缶、ペットボトル等の資源の効果的な回収、再生品の利用を促進する必要性は高い。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 資源の効果的な回収、再生品の利用拡大を図るため、市民、リサイクル実践団体、地域、企業等と連携し、市民レベルでの推進を図る必要がある						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 (再生品は、相対的に割高であることから、再生技術の向上を図るとともに)市民、市民団体、事業所に対して分別方法の周知徹底を行い、効率的、効果的なリサイクルシステムの確立を図り、リサイクル経費を削減する必要がある。						
	施策実施結果による評価		評価項目 一次評価点数 (5段階)						
☒ 施策を継続する。		達成度		3					
☐ 施策の改善を行う。		有効性		5					
☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		必要性		5					
		妥当性		4					
		効率性		4					
【今後の施策の展開方法 (Action)】 資源循環型社会を構築するため、ごみ処理基本計画、分別収集計画にそって施策を推進する。市民自らのリサイクル活動を推進するとともに、再資源化設備の整備、回収体制の整備に努める。									

行政評価委員会の評価

コード	221				
章	章 名				
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり				
政策名	(2) 資源循環型社会の構築				
施策名	① リサイクルの推進				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.6
総合評価 2.7
必要性 3.6
2.8 妥当性
2.7 効率性

【会議における意見等】

○リサイクルの推進については、分別をする市民の手間（負担）やリサイクルに係るコストなどのバランスを考慮し、最も効果的な収集・処分に努めていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充（1人）	☒ 継続実施（6人）	☐ 見直し（1人）
--------------------	---------------------------------	--	----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

循環型社会の基本となる施策で、一定の成果が上がっているのので、弱い部分や新しい部分を伸ばす工夫が必要である。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
収集しているプラスチックごみのうち、汚れ等により資源化を断念し、可燃ごみ化している割合はどれ程ですか。 また、行政として、エコを推進している中で、可燃ごみの割合を削減し、再資源化の割合を増やしていかなければならないと思うが、この問題の重要度をどのように考えているか。	可燃ごみ化されているプラスチックは、従来の「プラスチックごみ」量の約3割程度となっています。これまで「プラスチックごみ」は、その半分以上を減容し、埋立処分していましたが、汚れが残ったプラスチック容器包装を焼却処理し、容器包装プラスチックの品質を高めることが重要と考えています。〔生活環境課〕
清掃センターに直接持ち込まれた古紙は21年度減っているが、市による回収量は増えているのか。業者ではなく市による古紙の回収があることは周知されているのか。	昨年10月から新たに市による行政回収を実施したことから、古紙の回収量は増加しています。本制度の市民への周知は小冊子や、自治会長会議において資料を配布し、周知を図っています。なお行政回収導入時には、全自治会に意向調査を実施した他、約200回に及ぶ自治会説明会を実施してきました。〔生活環境課〕

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	222	章	2.良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(2)資源循環型社会の構築	
施策名	②廃棄物対策の推進			所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	生活環境課 清掃センター

【Plan・Do】

背景課題	大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルは、廃棄物の排出量の増加や質の多様化、不法投棄の増大等をまねている。このような廃棄物問題を解決していくためには、社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、物資循環を適正に行うことにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減を図る「循環型社会」を形成する必要がある。				
施策の概要	目的 市民、市民団体、事業者、行政がそれぞれ連携を図り、一体となって環境への負荷の少ない社会、省資源・資源循環型社会の実現に向け、ごみの減量化、分別収集の徹底や収集体制の整備、不法投棄・散在性ごみ対策の推進、資源化のためのリサイクルの推進等各種廃棄物対策の施策を実施する。				
実施内容	環境への負荷の軽減を前提にごみ処理計画の推進に努めるとともに、適正な廃棄物処理のため、分別の徹底に努め、ごみ集積所の適正配置を通じて収集の効率化の推進を図り、ごみの不法投棄や散在性ごみを未然に防止するため、環境美化に関する啓発に努める。また、廃棄物処理施設の整備および適正な維持管理に努め、更に、生し尿収集の円滑な収集体制の整備に努める。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	221 リサイクルの推進	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	可燃ごみの搬入量	17年度搬入量＝100	目 標	—	99	95	97	96	95
			現在値	100	103	102	99	98	
			達成率	—	96%	93%	98%	98%	0%
	生ごみ処理機設置数	累積設置数	目 標	—	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
			現在値	1,494	1,586	1,655	1,715	1,762	
			達成率	—	45%	47%	49%	50%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		ごみ減量対策を進めるため、廃棄物減量等推進審議会で幅広く審議いただいた答申を基に、ごみ減量化、資源化に関する施策の検証を行なうとともに、市民参画によるごみ減量化など効果的な施策の推進を図る必要がある。							
評価の観点	〔有効性〕 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進といった環境への負荷の低減を図る資源循環型社会の構築が国民的課題とされており、本市においても市民や事業者のごみ減量・分別に対する意識向上を図りながら、取り組みを一層推進していく必要がある。						
	〔必要性〕 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進といった環境への負荷の低減を図る資源循環型社会の構築が国民的課題とされており、その実現に向け、ごみの減量化、分別収集を進め、近年増加している不法投棄や散在性ごみ対策の推進やごみの資源化について意識向上を図りながら、取り組みを一層推進していく必要がある。						
	〔妥当性〕 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 市民への啓発や事業者への啓発・指導を行い、指定専用袋の使用の徹底を図り、生ごみ処理機の利用促進を通じて、適正な廃棄物処理のため、分別の徹底に努めるとともに、環境美化への意識啓発や不法投棄監視員によるパトロールの実施、また、企業・各種団体および市民の参加による清掃活動を促進することは、ごみの不法投棄や散在性ごみを未然に防止するために有効である。						
	〔効率性〕 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 資源ごみ（缶・金属、びん、ペットボトル）の回収に係る業者委託のほかは、ごみ収集は直営収集を実施しているが、民間活力の活用など適正な業務分担の見直しを行い効率や業務の確実性、安定性を比較検討する必要がある。また、ごみの排出抑制や再生利用の推進、ごみの減量化を進めるため、排出量に応じた負担の公平化および市民の意識改革を進める必要がある。						
	■施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
		達成度		3					
		有効性		5					
		必要性		5					
		妥当性		4					
		効率性		4					
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については、継続して取り組んでいくものの、環境への負荷の低減を図る資源循環型社会の構築のため、市民や事業者のごみ減量・分別に対する意識向上に重点をおいた取り組みを推進する。									

行政評価委員会の評価

コード	222					
章	章 名					
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり					
政策名	(2) 資源循環型社会の構築					
施策名	②廃棄物対策の推進					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】						
○ごみの分別や収集方法の検討も重要であるが、ごみを出さない生活をどのように進めていくかについて検討していただきたい。 ○ごみ収集関連業務については、業務内容、人員配置、組織機構等、多角的な面から十分に検討し、より効率的・効果的な手法を選択する必要がある。						
委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (1人)		☒ 継続実施 (7人)		☐ 見直し (0人)	
【今後の方向性に関する意見】						
生ごみ等の資源化についてさらにに考察していく必要があり、各家庭が出すごみを減らす施策を検討していく必要がある。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
生ごみの資源化が、個人レベルで生活に密着して進めば、ごみの減量および効果的利用に貢献できる理想的姿だと思うが、市民とすれば方法や手順を理解することができるのかとの敷居の高さ、また準備にかかる費用などを考えて、取りかかりにくいものであると思われる。 啓発の具体的方法、および効果について、より詳しく教えていただきたい。			生ごみ処理機の購入については広報、ホームページに掲載していますし、バイオ菌を利用した簡易生ごみ処理普及については、市民団体による普及啓発を行なっています。 その効果としては、簡易生ごみ処理普及では会員の輪が広がっており増加傾向で推移しています。 また、大型生ごみ処理機については、管理している団体が利用計画書を作成し、利用会員の増加に繋がっています。〔生活環境課〕			
「市民のモラル意識の向上」と掲げられるのは重要。パトロールによる抑止効果は具体的にどのように現れているのか。 理想主義的すぎるかもしれないが、抑止効果は「怒られるからしない」との子どもと同じ心理に働きかけ、それはそれで機能すると思うが、根本的には、自分たちの住んでいる彦根一地球を美しく保つという意識がない限り、継続的には解決しないと思われる。 だからこそ、同じく子ども心理でも、子どもの頃からそのような意識を育む事が重要だと思うので、これについて、幼稚園、小学校の時から教育の現場での働きかけを期待したいが、何かされているのか。			不法投棄ごみの回収量は、前年度(H20)と比較すると減少しています。パトロールは、主に不法投棄されやすい河川敷や堤防沿いを中心に実施しており、不法投棄ごみを発見した場合、即座に対応しているため、新たなごみを発生させないように取り組んでいます。 また、小学校4～6年生に対し環境学習プログラムを展開しており、小学校4年生には「施設見学」と「パッカー車の出前講座」により、正しいごみ分別や処理方法等について具体的に学んでもらっています。〔清掃センター〕			

平成21年度 施策評価調査書「行政の内部評価結果」

作成責任者 山田 静男

コード	231	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(3) 都市環境基盤の整備	
施策名	①都市景観の形成			所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	都市計画課

【Plan・Do】

背景課題	人々の多様なライフスタイルや現存建物等の経年経過による老朽化等に伴い、個性ある地域のまちなみや自然環境等を維持保全することが困難になると共に大規模建築物の建設や建築物(屋外広告物を含む)等の形態・意匠、色彩、デザイン等が多様化してきたことから、このまま放置すると長い歴史の歩みの中で培われてきた「彦根らしい景観」が大きく損なわれるおそれがある。このようなことから、これからのまちづくりにおいては、過去から引き継いできた景観を守り育てながら新たな「彦根らしい景観」を未来へ引き継げるよう努めていく必要がある。
目的	「彦根らしい景観」の形成に向け、「彦根市景観計画」で定めた「城と湖とみどりのまち・美しい彦根の創造」をテーマに、「めざすべき景観像」として「歴史と伝統を語りかけ深みのある風格の漂うまち」、「うるおいのある豊かな自然とともにくらすまち」、「新しい時代の活気あふれる魅力が感じられるまち」、「くらしの心づかいが育むゆとりとふれあいのあるまち」、「湖国のふるさとの風景をつくる個性ひかるまち」の実現を図る。
実施内容	「彦根らしい景観」の形成のため景観法に基づき策定した「彦根市景観計画」により「景観計画区域」を定め「景観形成地域」等を指定し、良好な景観形成のための行為の制限に伴う建築、開発、屋外広告物等の指導・助言および「景観重要建築物」や「景観重要樹木」の指定を行う。また、「彦根市景観条例」に定める「景観形成協定」の締結や「景観形成市民団体」を結成を促し、市民、事業者等による景観形成活動が促進されるよう啓発する。
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度
関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	景観重要建造物および景観重要樹木の指定数	指定件数(目標21件)	目標	—	—	15	17	19	21
			現在値	0	0	0	33	39	
			達成率	—	—	0%	194%	205%	0%
	景観形成協定認定および景観形成市民団体認定数	認定件数(目標6件)	目標	—	—	3	4	5	6
			現在値	2	2	2	2	2	
			達成率	—	—	67%	50%	40%	0%
【進捗状況の評価】			景観重要建造物および景観重要樹木については、景観審議会の意見を聞き、指定台帳を整備した。景観重要樹木については、「いろは松」33本を指定し、景観重要建造物については、歴史的建造物6件を指定した。しかし、景観形成協定認定および景観形成市民団体認定については、市に申し出がなかった。						
☐ 予定より進んでいる									
☐ 予定どおり進んでいる									
☒ 予定より遅れている									
☐ 予定より著しく遅れている									
☐ ほとんど進んでいない									
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い	【理由等】「彦根市景観計画」により「景観計画区域」を定め「景観形成地域」を指定し、良好な景観形成のための行為の制限に伴う建築、開発、屋外広告物等に係る指導・助言および「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定をし、「彦根市景観条例」で認定の対象とする「景観形成協定」の締結や「景観形成市民団体」の結成を促す等の本施策により、彦根市全域における「良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり」の実現が図れる。						
		☐ やや高い							
	☐ どちらともいえない								
	☐ やや低い								
	☐ 低い								
【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い	【理由等】 近年、全国各地で景観眺望を阻害する建築物の係争、良好な景観を創る地方自治体や市民団体の取り組み等、景観が重要視され、国も「国土を国民一人一人の資産として、わが国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代へ引き継ぐ」という理念の下に景観行政への本格的な取り組みをはじめられてきたことから平成6年から取り組んできた本施策は、彦根市民はもとより彦根市を訪れる人々も望まれる良好な景観形成を図ることができるものである。							
	☐ やや高い								
☐ どちらともいえない									
☐ やや低い									
☐ 低い									
【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☒ 高い	【理由等】 「彦根市景観計画」により「景観計画区域」を定め、「景観形成地域」および「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定をすることや「景観形成協定」の締結や「景観形成市民団体」の結成を促す本施策は、「彦根らしい景観」の形成を図るために効果的である。							
	☐ やや高い								
☐ どちらともいえない									
☐ やや低い									
☐ 低い									
【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかどうかの評価	☒ 高い	【理由等】 当面は、良好な景観形成のための行為の制限に伴う建築、開発等に係る指導・助言が主となること、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定については始まったばかりで特定の場所に限られること、「景観形成協定」の締結等を促すための技術援助等の助成等は認定後であることから、広範囲における景観形成の効果は直ぐに現れないが、「彦根らしい景観」が大きく損なわれることの歯止めになる。本施策の持続的な取り組みで、徐々に良好な景観が線や面となって成果が現れてくるものと考えている。							
	☐ やや高い								
☐ どちらともいえない									
☐ やや低い									
☐ 低い									
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数(5段階)				
	☐ 施策の改善を行う。		達成度		4				
			有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		5				
☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		効率性		5					
【今後の施策の展開方法 (Action)】 本施策により、「彦根市景観計画」のテーマである「城と湖とみどりのまち・美しい彦根の創造」に向け、建築物等に係る規制誘導、「景観重要建造物」等の指定、「景観形成協定」の締結等を促す等、「良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり」の実現に向け持続的に取り組む。									

行政評価委員会の評価

コード	231				
章	章 名				
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり				
政策名	(3) 都市環境基盤の整備				
施策名	①都市景観の形成				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.6
必要性 3.7
妥当性 2.7
効率性 2.8
総合評価 3.0

【会議における意見等】

○景観審議会などの会合での議論と合わせて、専門家の方と市民が直接意見交換をする場を設けるなど、市民の景観に対する意識を向上させる働きかけをしていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

景観形成は市民の活動や事業所の協力などがあってこそであるが、彦根らしい景観形成のためには、行政の働きかけが不可欠である。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
彦根のような歴史ある都市では、都市景観の形成は非常に重要な施策であることは明らかなですが、都市景観の目的をどこに置くかで(①文化、②観光、③市民生活、④防災なのか)施策の内容が大きく変わってくると考えます。 住みやすさと景観は必ずしも一致しないのが現状と考えます。今の施策は誰のための都市景観なのか、どこに重点をおいているのでしょうか。	都市景観の形成は、あくまで市民に住みよさを実感していただくための施策であると考えています。 住みやすさと景観は必ずしも一致しないのご指摘ですが、確かに歴史的景観を優先するのか、防災を優先するのかによって、施策の内容は変わってくるものの、市民生活を最優先としながら、歴史的景観も防災も大事にする施策の実現を目指していきたいと考えています。 [都市計画課]
交流人口の増加を図るために観光事業への取り組みは重要で、都市景観の第一は観光客の集客にあると思いますが、どのように考えますか。 キャスルロード、4番町スクエアのように昼の町並みは充実して来ていると思いますが、観光客特に宿泊客の集客を行うためには、魅力的な夜の町並みの充実も必要かと思えます。例えば袋町の開発などプランはありますか。	良好な景観づくりは、市民に住みよさを実感していただくための施策であると考えていますが、結果的に観光客の集客につながることを期待しています。 夜の町並みの充実につきましては、歴史的な町並みが残る河原二丁目地区への誘導を図るためのサイン計画や、城内のライトアップに合わせた事業を実施するなど、観光や地域振興を担当する関係課と協議しながら夜の魅力作りを検討したいと考えています。 [都市計画課]

平成21年度 施策評価調査書「行政の内部評価結果」

作成責任者 山田 静男

コード	232	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(3) 都市環境基盤の整備	
施策名	②住宅・宅地の供給促進			所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	住宅管理室 建築指導課

【Plan・Do】

背景課題	本市の住宅事情は、量的な住宅の確保はほぼ達成された状況で、持ち家率は平成17年の国勢調査では66.3%となっており依然として持ち家志向は根強いものがある。また昭和55年以前に建てられた住宅は、35.2%となっており下水道の普及とともに住宅設備の改修と併せ建替えが見込まれている。こうした中、低所得者層を対象とした公営住宅の質の向上を始め、少子高齢化社会における、子育て支援・高齢者・障害者等ユニバーサルデザインの住宅供給や居住水準の向上、快適性や利便性、ゆとりやうまい等市民の多様なニーズに応える質的な充足が求められている。				
施策の概要	阪神・淡路大震災の教訓を生かし、耐震性に優れた住宅の啓発や耐震改修の支援、地域住民を主体とした防災に強いまちづくりの推進を図るとともに、市民の理解と協力を得ながら建築協定の誘導や地区計画制度の活用を図り、総合的な住宅・住環境整備に努める。				
実施内容	良好な住宅地の確保・充実を図り、魅力ある住環境整備および住みよい都市環境整備に努めるとともに、良質な住環境を整備するため彦根市宅地開発等指導要綱により民間開発に対する誘導や、ハートビル法に基づく公共・公益施設のバリアフリー化を促進する。 彦根市の特性を生かしながら安心して暮らせる住まいづくりに努めるとともに、地震等の災害に強い住宅にするため、住宅の耐震診断および耐震改修への支援をする。 公営住宅および改良住宅の改善、良好な民間賃貸住宅の供給促進を図り、少子高齢化の進展や生活様式の多様化に対応した住まいづくりの促進に努める。				
実施期間	平成18年度～平成22年度			関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	公営住宅の改善整備	改善整備戸数各年累計(彦根市地域住宅計画による)(戸)	目 標	—	89	95	111	131	131
			現在値	89	89	95	111	131	
			達成率	—	100%	100%	100%	100%	0%
	木造住宅耐震診断の実施	耐震診断実施戸数累計(40戸/年)(戸)	目 標	—	160	200	240	280	320
			現在値	120	155	195	235	275	
			達成率	—	97%	98%	98%	98%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【木造住宅耐震診断の実施】 平成18年度において、40戸の募集に対して応募数が満たなかったため予定より遅れている。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 セーフティネットとしての公営住宅の公正な入居管理と良好な住環境の整備をする。優れた公共建築物等の整備を図りながら民間建築等を誘導し彦根らしいまちづくりを目指し、安心して暮らせるまちづくりに努めている。木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を実施し、地震に強い安全なまちづくりへの取組を促す。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 ライフスタイル等の多様化に合わせた持家賃貸住宅等の民間開発は活発であり、また市民の需要も増加している。一方セーフティネットとしての公営住宅入居希望者のニーズも多様化している中、より公正な入居管理や限られた財源での住宅整備について市民の理解等が必要である。また琵琶湖西岸断層帯地震および東南海・南海地震発生に備え耐震性能の調査も急務である。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 民間住宅の開発には、良好な住環境を確保するための指導助言は重要である。公営住宅等は法に基づくもののほか、現ストックの有効活用と良好な維持を目指す。耐震性向上施策としての診断や整備に対する補助については自主改善に対する誘導施策で財政状況や個人財産の保全の観点から限界もある。特定優良賃貸住宅供給促進事業の家賃減額補助により居住水準の向上が図れる。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかどうかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 公営住宅等については、セーフティネットとしての施策であり効率性は低い。民間住宅の指導助言は、費用対効果は高いが実効性に乏しい。また耐震対策については、市民の意識に温度差があり十分に活用されていない。						
	■施策を継続する。			評価項目		一次評価点数(5段階)			
□施策の改善を行う。			達成度		3				
□施策の見直しの結果、休止又は廃止する。			有効性		4				
			必要性		4				
			妥当性		4				
			効率性		3				
施策実施結果による評価	【今後の施策の展開方法 (Action)】 本施策については、継続して取り組んでいくものの、地域住宅計画を策定し、譲渡、建替、個別改善の方向を決定し事業を推進していく。さらに木造住宅においては、住宅の所有者に耐震性の向上に関する知識普及に努め耐震診断、耐震改修を促進する。								

行政評価委員会の評価

コード	232				
章	章 名				
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり				
政策名	(3) 都市環境基盤の整備				
施策名	②住宅・宅地の供給促進				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	やや高い	やや高い	やや低い	やや低い	やや高い

【会議における意見等】

○住宅家賃の滞納については、保証人への徴収や裁判による強制退去など、あらゆる手段を講じ対応していただきたい。

○公営住宅の整備・改修につきましては、財政状況が非常に厳しい中であるので、今後の施策展開について、十分検討していただきたい。

○住宅の耐震に係る事業については、広報・啓発方法を工夫し、住民の耐震に対する意識を高めていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (7人)	☐ 見直し (1人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

セーフティネットの観点から重要な施策であるので、福祉施策との連携を図り、ハード面だけでなく、ソフト面の充実にも力を入れていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
既存建築物耐震診断補助事業、既存住宅耐震リフォーム支援事業について、政府のエコポイントを活用して利用することは可能ですか。 可能であれば、市民ニーズの比較的利用が多かった「既存建築物耐震診断補助事業」をさらに促進する取組のあり方についてはどうか。(市内にまだ多くの対象があることを踏まえ)	耐震関係事業はエコポイントには利用できませんが、耐震工事と併せてエコポイントの対象となるリフォーム工事を実施されることは可能です。 今住んでいる住宅の耐震性について認識していただくことが地震への備えの第一歩でありますので、今後も更に耐震診断の重要性について啓発を行いながら本事業を推進してまいります。[建築指導課]
非常に詳細にわたる、地震に関する調査結果は「彦根市既存建築物耐震改修促進計画」として報告されているが、この結果は実際の市民生活にどのように活用されているのか。	推進計画は、耐震改修促進法に基づく国の基本方針および県の推進計画を受けて、本市が既存建築物の地震に対する安全性を向上させ、これら建築物の耐震化を計画的に推進し、災害への備えある地域社会を目指すため策定したもので、市民の地震対策に対する意識の向上に寄与するものと考えております。[建築指導課]

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 山田 静男

コード	233	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(3) 都市環境基盤の整備	
施策名	③公園・緑地の整備			所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	都市計画課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	都市緑地法の規定に「都市における緑地」が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから国および地方公共団体には「都市における緑地」の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならないとされ、また事業者や都市の住民には「都市における緑地」が適正に確保されるよう必要な措置を講じることや自ら努めるとともに国および地方自治体が行う措置に協力しなければならないと定められているように、良好な環境を整えるためには「緑地の保全」や「緑化の推進」が必要とされている。		
	目的	「緑地の保全」や「緑化の推進」策として、「緑のネットワーク」の核となる公園・緑地を整備し、整備した公園・緑地の「緑の保全と適切な維持管理」を図り、良好な環境を整える。		
	実施内容	「緑化の推進」については、「彦根市緑の基本計画」に基づき国庫補助事業を活用し都市公園整備等で緑地を整備する。 整備した公園・緑地における「緑の保全」については、コミュニティ活動を通じて地域の人々による適切な維持管理の促進を図るとともに市民やNPO、企業等の参画による維持管理の促進を図る。		
	実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度	関連施策	

【Check】

指標による評価	まちづくり指標		目標および進捗状況						
	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	都市公園整備率	整備済み面積÷87.71ha ≒% (都市計画公園87.71ha)	目 標	—	87.0%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%
			現在値	87.0%	87.0%	79.5%	79.5%	79.5%	
			達成率	—	100%	83%	83%	83%	0%
	一人当たり公園面積	公園整備済み面積÷11万人≒ ㎡(目標20㎡) 年度累計	目 標	—	12.9㎡	13.6㎡	13.6㎡	13.6㎡	13.6㎡
			現在値	12.9㎡	12.9㎡	13.3㎡	13.3㎡	13.3㎡	
			達成率	—	100%	98%	98%	98%	0%

評価 【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない <td data-bbox="466 1030 1460 1048"> 都市公園の整備は、近年の厳しい財政事情により都市計画決定した公園の未供用区域の整備を一斉に着手することが出来ず、1公園ずつ完了させてから順次着手していかざるを得ない状況にある。平成23年度中の完成、22年度中の暫定供用開始とする鳥居本公園整備は、年次計画どおり便所、駐車場等の整備を完了した。 </td>	都市公園の整備は、近年の厳しい財政事情により都市計画決定した公園の未供用区域の整備を一斉に着手することが出来ず、1公園ずつ完了させてから順次着手していかざるを得ない状況にある。平成23年度中の完成、22年度中の暫定供用開始とする鳥居本公園整備は、年次計画どおり便所、駐車場等の整備を完了した。
--	---

評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 公園・緑地を整備することは、「良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり」につながるだけでなく、都市公園施設の運動施設にあっては「スポーツ・レクリエーションの振興」につながり、「緑の保全および適切な維持管理」のために地域の人々や市民、NPO、企業等が関わられることは「市民活動の促進」につながることから「人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり」にもつながる。
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 公園・緑地は、良好な環境が整った憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、火災の類焼を防いだり震災対策の避難地として提供できるものもある等、防災効果があることから、市民ニーズや社会需要に即している。
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 公園・緑地は公共空間であること、公園・緑地の整備には国庫補助金の交付を受けること、整備後の適切な維持管理は財産管理者としての責務があること等から本市が整備や管理の主体となるのは当然のことである。 また、整備された公園・緑地の「緑の保全と適切な維持管理」に地域の人々や市民、NPO、企業等が関わられることで良好な環境が整えられることは、協働のまちづくりの効果が発揮されることになる。
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 公園・緑地整備の面積規模やグレード等から公園整備費が高くなることや整備費が高くなることで整備期間が長期化し公園・緑地の効果を直ぐに発揮出来ないこと、更には整備したことにより維持管理費が増加するが、公園・緑地には良好な環境や利用したり維持管理に参画することで地域の連帯意識を保つ要素があることから、「市民がつくる安心と躍動のまち」づくりを具現化することになる。

施策実施結果による評価			評価項目		一次評価点数（5段階）	
	■施策を継続する。		達成度		3	
	□施策の改善を行う。		有効性		5	
			必要性		5	
	□施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		妥当性		5	
			効率性		5	
	【今後の施策の展開方法（Action）】					
良好な環境を整えるための「緑化推進」については都市計画決定された未供用の都市公園の整備が少しでも着手出来るよう努め、公園・緑地における「緑地の保全」についてはコミュニティ活動を通じた地域の人々による適切な維持管理の促進を図り、市民、NPO、企業等の参画による維持管理の促進を図る。						

行政評価委員会の評価

コード	233				
章	章 名				
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり				
政策名	(3) 都市環境基盤の整備				
施策名	③公園・緑地の整備				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○財政状況も厳しいことから、公園の整備については、防災面なども考慮して、優先順位を付けて取り組んでもらいたい。

○公園の維持管理については、指定管理者制度や地元自治会への委託など、公園の規模や状況に応じて、最も効率的・効果的な手法を導入するとともに、十分な安全性の確保を図っていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

市民が住みやすいと思う街づくりには公園・緑地は不可欠なものであり、さらには防災面においても重要であることから、適切な整備、管理に努めていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
緑地の整備は、健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるだけでなく、防犯も含め、安全な生活のためにも大きな意味がある。 公園整備率は例年伸び悩んでいるようだが、事業の推進手法に改善できる点はないか。「安全な生活」のための整備という観点も加えて優先順位を検討するなど、効率的・効果的に整備を進めていただきたい。	公園の整備率につきましては、年度計画に基づき整備工事を進めておりますが、完成後に数字に反映されるため、工事途中では伸びていないことになります。 現在、鳥居本公園を整備中であり、平成23年度完成に向けて整備を推進しているところです。〔都市計画課〕
市内に点在する小規模公園に対し、防災・防火格納倉庫としての基盤整備の必要性があり、現状における公園の調査が求められる。 また、市内の自治会の公園や大規模公園（金亀・荒神山公園）においても、防災の避難場としての効果が大きいゆえに期待される。 市内公園において、一公園に一防災倉庫の確立と防災備品の確保をするべきであり、そうすることで、市民ニーズや社会需要に即していると考えます。公園整備の充実化も大切であるが、目先の今でも整備できることに、着目して進めていただきたい。	彦根市地域防災計画では、都市公園等の緑のオープンスペースの存在は、避難場所、救護活動および物資集積の拠点として災害時の被害軽減に重要な役割を果たすものとされています。 現在は、荒神山公園が防災ヘリコプター離着陸場所に、金亀公園が広域避難地にまた庄堺公園が一次避難地に指定されています。 現在、拠点避難場所としては、小学校等が指定されていますが、市内に点在する小規模公園は拠点避難場所としての要件を満たしていないため指定されていません。 したがって、すべての公園に防災・防火格納倉庫を設置することはできませんが、地域における災害時の集場所としての重要な役割を担っていると考えています。〔都市計画課〕

平成21年度 施策評価調査[行政の内部評価結果]

作成責任者 土 田 久 男

コード	234	章	2 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり	政策	(3) 都市環境基盤の整備
施策名	④上水道の充実	所管部署	部(局)名	水道部	課名

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	昭和33年以来これまで5次におよぶ拡張事業を推進してきた結果、上水道の普及率も99.8%に達し、ほぼ市域全体の給水が可能となっている。今後の水道事業は、節水意識の徹底やライフスタイルの変化および節水型給水器具の普及による1人当たりの水道使用量の減少により、大幅な収益増加は見込めない状況にある。そうした中で、水道施設の多くに更新時期が到来しており、また安定した水道水の供給のために耐震に対する取組等が必要となっている。これらの更新事業は多額の財源を必要とするが、後年度の料金収入増が見込めない状況下では企業債の発行も抑制せざるを得ず、財源の確保は容易ではない。したがって、現行の給水収益の規模の範囲内での留保資金の備蓄と活用のバランスに意を用いた経営を行わなければならない。			
	目的	安全で良質な水道水の安定供給を推進するため、経営改革プランに基づく中期経営計画に沿った効率的で計画的な事業展開を図る。			
	実施内容	水質管理体制の強化・充実、老朽施設の更新、災害対策の強化、経営基盤の強化、サービスの向上			
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	235 下水道の整備	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	普及率 (%)	給水人口／行政区域内人口	目 標	—	99.6	99.6	99.8	99.8	99.8
			現在値	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	
			達成率	—	100%	100%	100%	100%	0%
	有効率 (%)	有効水量／配水量	目 標	—	87.23	87.48	87.73	87.98	88.23
			現在値	86.98	89.43	90.60	89.47	87.71	
			達成率	—	103%	104%	102%	100%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		有効率については、平成11年に策定した経営効率化基本構想や平成17年に策定した中期経営計画に基づいて老朽管更新や漏水防止対策を実施してきた成果が現れている。普及率については、社会経済情勢などの影響があり、水道事業単独での成果は出にくい一面もある。今後は、これらの指標が低下しないように努めたい。							
評価の観点	〔有効性〕 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 安全で良質な水道水の供給および市民への安定した水道水の供給を図るため、大藪浄水場水質試験室等の改築や水質試験機器の整備を行い、水質管理の強化に努めるとともに、天王山配水池、東部配水池整備事業を実施し、地震等の災害に強い施設づくりに努めた。						
	〔必要性〕 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 安定した水道水の供給のため、水道施設の日常点検やパトロールを実施するとともに、老朽管更新等を行った。						
	〔妥当性〕 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 有効性、必要性の欄でも述べたように、水源から給水栓までの水質管理・施設管理の強化・充実を図ることによって、市民が、安心しておいしく飲める水道水の供給に努めた。						
	〔効率性〕 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 効率的な経営を推進し財政面の強化を図るため、すでに中期経営計画を策定しており、計画に沿ったコスト削減として徴収業務等のアウトソーシングを実施するとともに、人材育成に努めながら、人員削減等を実施し、人件費の削減を図った。このほかにも経費の抑制に努め、総じて純利益1億5千万円余（税抜）を計上することができた。						
	■施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
		達成度		5					
		有効性		5					
		必要性		5					
		妥当性		4					
		効率性		4					
【今後の施策の展開方法（Action）】 今後の人口構造などから、給水人口や給水収益の見込みを注視しながら、経済効率とサービス供給のバランスに意を用いる必要があり、今後においても、中期経営計画に沿った施策の展開を図り、安全で安定した水道水の供給に努める。									

行政評価委員会の評価

コード	234				
章	章 名				
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり				
政策名	(3) 都市環境基盤の整備				
施策名	④上水道の充実				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○安全で良質な水を提供するため、施設の耐震化や老朽管の更新など、必要なコスト面についても、積極的に市民に説明していくことが必要である。

○水道水の品質基準や安全性についてのPRについて、市の水道水のペットボトルによる販売など、新たな手法を検討し、水道事業への理解を広めてもらいたい。

○市民の節水意識の向上は、社会的な方向性として正しいものであり、引き続き積極的な啓発をお願いしたい。

委員会で決定した
今後の方向性

☐ 拡充 (0人) ☒ 継続実施 (8人) ☐ 見直し (0人)

【今後の方向性に関する意見】

上水道の普及率もほぼ完全な状態となっている今、危機管理としての耐震構造の導入や環境対策として、市民への節水意識を促すことが重要である。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
水道事業の維持・継続をしていく中で、老朽管（更新）対策と耐震化対策の重要性についてどのように考えておられるのか	市民生活を支えるライフラインとしてどちらも重要であると考えています。水道管の更新の基本的な考え方としては老朽管の更新の際に耐震管に更新してまいりたいと考えておりますし、基幹施設、たとえば配水池や浄水施設、重要な管路などは耐震化を優先して実施していきたいと考えております。 [水道部]
市民の節水意識向上は、社会的な方向性として正しい。それによって収益減少となっても、安心して利用できる安全な「水」供給のための基盤整備とサービス向上のために必要な経費はきちんと確保されるべきで、きちんと説明すれば市民の理解は得られると思う。	市民の節水意識の向上は、「水」という貴重な資源を大切にさせていただくという観点から重要であり、啓発に努めているところです。こうした節水意識が向上していることから給水収益の増加が期待できないことや投資的経費の増加により、今後さらに経営状況が厳しくなると予想されます。 このため、本市水道事業の更なる効率化やサービスの質の向上等を図ることを目的として策定している現行の「中期経営計画」が平成22年までとなっており、現在、次期経営計画を策定中であります。これに基づき、新たな経営計画を推し進め、水道事業の健全な経営に努めてまいりたいと考えております。 また、市民の皆さんには、毎年、決算など経営状況全般をお知らせしているとともに、水道事業を客観的に評価し、その結果を経営改革、予算編成などの経営活動に活用するため、事業評価制度を導入しており、この評価を市民の皆さんに公表し、水道事業に対する理解を深めていただけるように努めております。[水道部]

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 田中 正幸

コード	235	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり		政策	(3)都市環境基盤の整備		
施策名	⑤下水道の整備			所管部署	部(局)名	下水道部	課名	建設課、管理課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全と、快適な居住環境実現の有効な手段として下水道を位置づけ、琵琶湖流域下水道および流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業などに取り組んでいる。市民の生活環境や河川水質は大幅に改善されたものの、肝心の琵琶湖の水質改善には、なお課題が残っている。また、将来展望については、人口減社会への移行や厳しさを増す財政状況など社会状況の変化を踏まえつつ、下水道未普及地域を早急に解消するための整備手法の検討や、下水道施設のストックが増大するなかで適正な下水道施設の維持・管理について対策が求められている。		
	目的	琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質向上と市民の安全で快適な生活環境の実現を図る。		
	実施内容	幹線管渠である流域下水道整備ならびに将来の農業集落排水の公共下水道接続に伴う汚水量の増加に対応した浄化センターの整備促進のための負担を行う。流域関連公共下水道の整備は、流域下水道整備との整合を図りながら年次的な計画のもと整備推進する。また、下水道施設（農業集落排水含む）を適正に維持管理していく。		
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	

【Check】

指標による評価	まちづくり指標		目標および進捗状況						
	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	人口普及率	処理区域内人口／行政区内人口	目 標	—	73.1	74.5	75.2	76.2	77.1
			現在値	71.4	75.1	76.9	78.7	79.6	
			達成率	—	103%	103%	105%	104%	0%
	水洗化率	処理区域内水洗化人口／処理区域内人口	目 標	—	81.0	82.0	85.0	86.9	88.4
			現在値	80.4	81.9	82.6	84.7	87.8	
			達成率	—	101%	101%	100%	101%	0%

【進捗状況の評価】	☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない	財政事情が非常に厳しいなかではあるが、積極的な予算配分と経済設計などによって人口普及率が向上した。 下水道の普及とともに市民理解が深まった結果、水洗化率も向上している。
-----------	--	---

評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 下水道の整備は、河川や湖沼などの水質の改善や市民の暮らしを衛生的で住みやすい快適環境にするという大切な役割を担っている。「良好な環境が整った快適で安全・安心なまちづくり」のためには必要不可欠な施策である。
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 公共用水域の水質保全や生活環境の改善が実現できる下水道事業は、安全、安心な市民生活を確保するとともに、身近に親しめる河川等の快適な水環境の保全・創造や資源の再利用を踏まえた循環型社会に貢献していく新たな役割を担っている。早期整備を求める市民の声は非常に多い。
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 下水道を整備することにより、家庭雑排水が道路側溝や河川に流入しなくなり、水質の保全が図れ、住環境が改善されるため、効果的な施策である。
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価 ☐ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☒ やや低い ☐ 低い	【理由等】 本市の地形は南北に長く下水道管の延長も長くなるため、農業集落排水（農村下水道）では7処理区に分割して汚水処理を行い、公共下水道では、施工単価の高い推進工法を極力少なくし、埋設深の浅い開削工法を採用してコストの低減に努めている。また、他のライフラインの埋設替を少なくするため下水道技術の見直しや工法の検討を行うなどにより効率性を高める努力を行っている。

施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。	評価項目 達成度 有効性 必要性 妥当性 効率性	一次評価点数（5段階） 4 5 5 5 2
	【今後の施策の展開方法（Action）】		
	工事施行方法の変更や効率的な整備手法の見直しなどにより建設コストの縮減に努めるとともに、コミュニティプラントの早期接続による使用料収入の確保などコスト縮減と一層の増収を図る。		

行政評価委員会の評価

コード	235					
章	章 名					
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり					
政策名	(3) 都市環境基盤の整備					
施策名	⑤ 下水道の整備					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】						
○未収金対策については、財源確保の観点からだけでなく、利用者の負担の公平性を確保するため、徴収のマニュアルを整備し、長期にわたる滞納者には段階を踏んで、法的処分を行うなど早急に対応の強化をしていただきたい。 ○水洗化の促進については、家庭の事情や社会情勢の影響もあるが、積極的に啓発を行い、水環境の向上につなげていただきたい。						
委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)		☒ 継続実施 (8人)		☐ 見直し (0人)	
【今後の方向性に関する意見】						
琵琶湖の水質改善を含む環境問題として重要であり、限られた財源の中ではあるが、効率性を高め事業を推進していただきたい。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
下水道普及率は21年度全国平均の72.7%よりわずかに高く、また、年々普及率も少しずつ伸びている点で評価できるが、琵琶湖をかかえる彦根市は、普及率を上げるべきであると思われる。 今後も普及率が着実に伸びて100%に近くにする見通しはあるのか。また、100%達成の支障となっている大きな問題があるのか。事業費の、年々の増加率は高いが、その理由は何か。			本市の平成21年度末における人口普及率は、75.0%となりましたが、現下の厳しい財政事情から、建設事業費の抑制を余儀なくされ、普及率の大幅な伸びは望めない状況です。 このような状況ではございますが、山間遠隔地の整備やコミュニティプラント区域の切替、また農業集落排水事業整備区域の切替を含め、時間を要しますが、100%の普及に向けて取り組んでまいりたいと考えております。 また、平成19年度から平成20年度の事業費の伸びにつきましては、起債の繰上償還(借換債)に伴う公債費の増によるものです。[下水道部]			
下水道供用開始区域における水洗化(下水道への接続)については、訪問や口頭などによる啓発活動を様々な手法でされながらも、水洗化率の伸び悩みが深刻である。 市として水質環境維持を継続させていくために、水洗化の義務化や補助金拡大措置の必要性について、お伺いします。			下水道法では、供用開始の日から汲取り便所にあっては3年以内に水洗便所への改造を、その他の生活排水については遅滞なく下水道に接続するよう義務付けています。 現在、合併浄化槽をお使いのご家庭も下水道に切替えていただく必要があります。法律では命令違反の罰金も定めていますが、水洗化はリフォームを伴うこともあり、また各世帯のご事情もありますことから、水洗化普及員の戸別訪問により自発的な取組をお願いしています。 なお、水洗化工事に係る補助金や融資の制度がありますが、補助金等の拡大措置については、厳しい財政状況にありますことから考えておりません。[下水道部]			

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 山田 静男

コード	241	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(4) 安全で安心できる生活の確保	
施策名	① 河川整備・土砂災害防止対策の推進			所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	道路河川課

【Plan・Do】

背景課題	近年、全国的な異常気象による局地的集中豪雨が多発しており、各地で甚大な水害や土砂災害が発生している。鈴鹿山麓を背後地として多くの一級河川等が流下している本市では、人命と財産を災害から守るため、河川整備を河川空間と環境の保全に配慮して促進するとともに、雨水排水対策として浸水対策下水道事業による水路整備を行う。また、治水・土砂災害への対策として、円滑かつ迅速な情報伝達と警戒避難体制の確立等、ソフト対策を進めるとともに、ハード対策として施設整備を促進し、一体的かつ総合的対策を講じる必要がある。				
施策の概要	河川情報や土砂災害雨量等の情報を迅速かつ的確に住民に提供することで避難警戒体制の確立に資するとともに、河川改修や治水・土砂災害対策施設整備の一層の促進を図ることにより、水害や土砂災害から人命と財産を守り、市民生活の安全確保に努める。				
実施内容	一級河川、普通河川等の整備や治水ダム建設を促進し、水害に強いまちづくりに努める。整備にあたっては、浸水対策として生活排水路の整備を推進しながら、自然の生態系保全・保護に配慮し、河川と水辺の再生を目指した多自然型河川整備を図るとともに、河川愛護の思想を広く一般に周知させ、環境美化を積極的に推進し、適切な維持管理を図る。また、土砂災害につよまちづくりのため、土砂災害警戒区域の周知と警戒避難体制の確立を図りつつ、砂防・急傾斜崩壊対策施設整備の推進に努める。				
実施期間	平成18年度～平成22年度		関連施策	242 ② 防災対策・消防体制の充実	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	事業進捗率	当該年度までの事業費/総事業費	目 標	—	8%	20%	41%	54%	70%
	浸水対策下水道事業（雨水対策）	業費（L＝635m・事業費299百万円）	現在値	0	7%	18%	41%	54%	
			達成率	—	88%	90%	100%	100%	
			目 標	—	82自治会	82自治会	82自治会	82自治会	82
	一級河川沿川自治会参加数	沿川加入自治会/沿川全自治会（対象自治会数82自治会）	現在値	78自治会	78自治会	82自治会	80自治会	81自治会	
			達成率	95%	95%	100%	98%	99%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 浸水対策下水道事業については、関係する地権者、自治会ならびに関係機関から一定の理解と協力が得られ、計画通り進捗が図れたものの、河川愛護事業においては、自治会作業者の高齢化が進んでいるため、参加を辞退する自治会が出てきている。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱（章）に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 水害や土砂災害から人命と財産を守り、市民生活の安全確保に努め、安全で安心できるまちづくりを進めていくためには、近年全国的に多発している甚大な水害や土砂災害の実態を教訓にして、自主防災、河川愛護意識の高揚、非難体制の確立等のソフト対策の充実を図る取り組みと併せた、河川整備、治水ダム建設および土砂災害防止施設整備等のハード対策の推進が有効な施策である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 近年の異常気象による集中豪雨等によって、全国的に甚大な災害を被っている実態から、減災を目指し被害を最小限に留めるためにも、住民ニーズや社会需要の面で極めて必要性の高い施策である。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 自主防災、河川愛護意識の高揚や緊急事態における避難体制の確立を図るソフト対策の推進を図る一方で、河川整備・土砂災害防止対策施設および治水ダム建設等のハード対策の推進は、行政と住民が一体となった安全で安心できるまちづくりを進める上で妥当な施策である。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 水害や土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守るために、まちづくりの基本的施策である治水対策を推進するには、膨大な事業費と多くの年月が必要である。しかし、万が一災害を受けた場合の人命や財産の損失は計り知れないものがあり、費用対効果以上に減災の観点からも効率性は確保されている。						
	施策実施結果による評価	■施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）			
			達成度		3				
			有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		5				
			効率性		5				
【今後の施策の展開方法（Action）】恒常的な浸水箇所のある流域について重点的に取り組むため、浸水対策下水道事業による普通河川の整備に継続して取り組む。土砂災害警戒区域等に指定を受けた地域では、警戒避難等のソフト対策を充実・強化する。なお、砂防対策施設の整備要望に応えるため、中長期的な目標を持って急傾斜地崩壊対策事業等に取り組む。河川愛護事業については、引き続き一級河川沿線全自治会の参加を目標にしつつ、NPOや市民団体等との協働体制やボランティアの育成支援等の方法も視野に入れ、活動の一層の充実と継続を図る。									

行政評価委員会の評価

コード	241										
章	章 名										
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり										
政策名	(4) 安全で安心できる生活の確保										
施策名	①河川整備・土砂災害防止対策の推進										
委員会の評価	<table border="1"> <tr> <td>有効性</td><td>必要性</td><td>妥当性</td><td>効率性</td><td>総合評価</td></tr> <tr> <td>やや高い</td><td>高い</td><td>やや高い</td><td>やや高い</td><td>やや高い</td></tr> </table>	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	やや高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い
有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価							
やや高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い							
【会議における意見等】											
○河川愛護事業については、自治会や地域の参加者の高齢化が進んでいることから、作業の安全確保など必要な支援について検討していただきたい。また、芹川以外の河川についても、河川愛護活動が活発に行われるよう、啓発・PRを実施していただきたい。 ○治水事業は市民の安全を守るため、重要性が高いことはもちろんであるが、緊急性が高く早急に対応すべきものと、継続的に徐々に改善を図るべきものとを判断し、事業の推進を図ってもらいたい。											
委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充 (0人) ☒ 継続実施 (8人) ☐ 見直し (0人)										
【今後の方向性に関する意見】											
河川は人命に直接関わる災害の原因となる可能性を持ち、それに機能的に対処していくことが、肝要であると同時に、環境保持の点からも施策を着実に進めていただきたい。											
【主な事前質問とその回答】											
委員からの質問・意見	担当課の回答										
本年夏の異常気象により、各地で土砂や河川にかかわる被害が出ているが、彦根市では問題はなかったのか。浸水対策下水道事業で進められてきた対策に支障は生じなかったか。 また、今年の異常な状況から新たに考えられた対策はあるか。	本市におきましては、7月13日～15日の梅雨前線に伴う大雨により、平田町、安清町、岡町、小泉町、開出今町、日夏町において一時的な道路冠水が、また、荒神山の林道において、小規模な土砂崩れがありました。生命や財産に関する被害報告はありませんでした。 なお、浸水対策下水道事業による整備が完了した地区につきましては、過去に浸水被害が発生していた箇所においても、今回は被害報告は受けておりませんので、一定の効果があったものと考えています。 また、全国的に多発している局地的大雨等の異常気象は、想定を上回る雨量であるため、現在の設計基準で整備した水路や側溝で対応することは困難な状況です。 新たな対策として、市民の皆さんには、日ごろから正確な気象情報を収集、共有するなどして、個人、家庭、地域で自助や共助により、局地的大雨に対して予想される事態への備えをお願いしたところでございます。 [道路河川課]										
滋賀県の河川愛護に関する事業制度改正の内容を簡単にお教えいただきたい。 また、高齢化により自治会での作業に無理が出てきているとのことだが、この改正によりさらなる無理が生じないのか。	県の要綱改正の内容は、これまでの除草・川ざらえに加え、新たに竹木の伐採・管理に対する補助制度が設けられました。 また、地域活動の妨げになる「川におりられない」等の改善対策の支援として、支援施設整備(階段、通路等)・支障物除去(竹木、堆積土砂の除去)・竹木処理の3項目が新たに補助制度として加えられました。 これらの新たな補助制度は、地域活動に対する補助を拡大されたものであり、改正により無理が生じるものではありません。[建設管理課]										

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 岸本 弘司

コード	242	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり	政策	(4)安全で安心できる生活の確保			
施策名	②防災対策・消防体制の充実			所管部署	部(局)名	総務部	課名	総務課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	近年の災害の態様は、都市構造の変化や生活様式の多様化により、年々複雑化・深刻化の傾向にあり、被害が甚大となる危険性ははらんでいる。これまで自然災害を予防するため、河川改修、砂防および急傾斜地崩壊対策を進めているが、災害に強いまちづくりを推進していくためには、行政のみの防災活動には限界があり、自主防災組織を始めとする地域やライフライン機関等との連携・協力が不可欠である。また、消防においては、多様化する災害態様に伴い、増大するニーズに的確に対応する必要性が一層高まっている。				
	目的	突発的な自然災害や重大な事故等から市民生活の安全を守るため、過去の災害の教訓を踏まえ「彦根市地域防災計画」および「彦根市水防計画」に基づき、消防機関や自主防災組織をはじめとする各防災関係機関が連携を図り、災害の予防、警戒および応急対策などの危機管理に努める。				
	実施内容	行政と市民が共に防災力を高めるため、自主防災組織の設置育成、災害時の情報伝達体制の強化、備蓄・資機材の充実等に努め、避難場所等の防災拠点施設の整備をするなどの危機管理体制の充実を図る。 また、国民保護法に基づく本市の計画を策定し、その体制づくりに努める。 消防においては、多様化する災害態様等に的確に対応するため消防団を含めた警防体制の充実強化、予防業務の専門化、さらに、救急体制の充実等に努める。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	241 河川整備・土砂災害防災対策の推進	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	自主防災組織設置数	全自治会数に対する自主防災組織数の割合	目 標	—	38%	40%	44%	49%	55%
			現在値	33%	37%	39%	42%	43%	
			達成率	—	98%	98%	95%	88%	0%
救急救命講習会の受講者数	受講者数	目 標	—	1,250人	1,300人	1,350人	1,400人	1,450人	
		現在値	1,207人	1,526人	1,590人	1,916人	2,004人		
		達成率	—	122%	122%	142%	143%	0%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 自主防災組織の設置については、自治会や市民一人ひとりの危機意識が必要であるが、近年、本市では災害が発生していないことから市民の防災意識が低く、やや遅れ気味である。 救急救命講習会の受講者数は、目標の約4割増の結果となった。最近、AEDに対する関心の高さが結果に現れたものと思われる。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 本市の将来都市像「市民がつくる安心と躍動のまち彦根」の実現への努力は、何よりも市民の生命・財産の安全が確保されてこそ可能になるが、市民の日常的な努力でできない部分について、市が防災対策・消防体制を講じることにより初めて市民の安全を確保することができる。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 近年多発する自然災害や火災をはじめとする事故等から、市民の生命や財産を守ることは、市民生活の根幹である安全で安心して暮らすことのできるまちづくりには、必要不可欠である。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 災害の発生を未然に回避する事は不可能であるが、災害時の被害を最小限にとどめるため、できる限りの対策を講じることが妥当である。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 災害時の対応は、費用対効果の評価になじまない点があるが、市民の日常生活に密着している救急活動や火災防御に必要な消防資機材の整備等については、金額により比較できない市民の生命を日々守っていることから、費用対効果の効率性も非常に高いと考えられる。						
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
	☐ 施策の改善を行う。		達成度		4				
	☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		5				
		効率性		5					
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については、消防資機材等のハード面の整備と共に、自主防災組織の活性化などソフト面において充実させる必要があることから、ハード面とソフト面のバランスを考慮した施策の取組を推進する。									

行政評価委員会の評価

コード	242				
章	章 名				
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり				
政策名	(4) 安全で安心できる生活の確保				
施策名	②防災対策・消防体制の充実				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○緊急災害情報等の提供については、パソコンや携帯電話等による伝達が有効であるが、そうした機器を使えない方に対しても、漏れなく、正確に情報を伝達する手法を検討していただきたい。

○消防団の団員確保が全国的な問題となっていることから、その存続に向けて消防団の体制や業務内容について検討していただきたい。

○防災対策や消防体制の充実に係る施策は、市民の安全安心な暮らしを実現する上で、必要不可欠であるので、効率性といった視点で安易に削減するのではなく、本当に無理がない体制であるかを検証した上で、取組を進めていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

市民の安全安心を実現する上で、不可欠な施策であり、効率性の視点ではなく、本当に無理がないかを検証した上で、施策を進めていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
本年夏の異常気象による災害は彦根において大きなものはなかったと思うが、水防団、消防団の出動することはあったか。 あったとすれば日頃の訓練の成果が見られた点、逆に不十分だった点は何か。 また、各地での被害に学び、彦根として新たな対策を何か考えられるか。	本市では消防団が水防団を兼ねていますが、この夏の異常気象と思われる集中豪雨による水害等で消防団が出動したことはありません。 彦根市の水害対策として、彦根市消防本部では次の事項に取り組めました。 ① 消防署にゴムボートを1艘増やし、2艘として、水難救助活動用として整備しているゴムボートを水害による孤立者救出にも活用できることとなりました。 ② 水門・堰等の管理について、関係課と情報の共有を図り、消防機関で水門等の管理情報が把握できるようになりました。[消防本部警防課]
災害は、どのような災害が、どのくらいの規模で、いつ起こるかによって、全く様相が異なる。自主防災組織ももちろん必要で重要な役割を果たすものだが、身近な範囲で協力し合う体制や、いざという時に何をすべきか等、具体的なことまで踏み込んだ取り組みが必要だと思う。自治会等がこれらの取り組みを進めていくための支援は何かあるか。	防災会の設置率は市全体で約44%ですが、防災会の設置しておられない自治会でも防災意識が高く持っておられるところもあります。市では、防災講習会を開催していただければ職員を派遣し防災対策について、自助、共助を中心に身近なところでの対策を市民の皆様とともに考えていくことを行っております。また、防災会を組織していただければ、防災用品などの購入に対し補助を行っています。[総務課 危機管理室]

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 野崎 典秀

コード	243	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(4)安全で安心できる生活の確保	
施策名	③ 地域安全対策の推進			所管部署	部(局)名	企画振興部	課名	まちづくり推進室

【Plan・Do】

背景課題	都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、家族や地域での人々の連帯感が希薄化し、地域の持つ保安力や教育力が大きく低下しており、こうしたことを背景に、近年、全国的に殺人や強盗事件、子どもを対象とした事件が発生しており、その内容も凶悪化の傾向にあるなど、日常生活での不安が高まっている。また、路上強盗やひったくりをはじめ、侵入犯罪や子どもを狙ったわいせつ事件の他、振り込め詐欺やカード犯罪、さらに青少年による凶悪・粗暴犯罪、暴走族による騒音や交通の妨害行為等、住民が身近に不安を感じる犯罪が増加するなど、極めて厳しい状況にある。				
目的	安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、地域における防犯意識や連帯感の高揚を図りながら、自主的な防犯活動の充実を図るとともに、犯罪が発生しにくい環境の整備や青少年の健全育成に努める。				
実施内容	継続的、効果的な地域安全活動を実施するため、犬上・彦根防犯自治会の活性化を図るとともに、身近な地域における自主的・主体的な地域安全活動を支援する。また、夜間における犯罪の発生や被害の未然防止のため、防犯灯の設置支援に取り組むとともに、社会環境の浄化や街頭啓発、広報紙等による防犯意識の高揚に努める。				
実施期間	平成18年度～平成22年度		関連施策	431 望ましい環境づくりの推進	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
犯罪認知件数 (市内)	犯罪認知件数（1月～12月）	目 標	—	1,763	1,745	1,726	1,708	1,690	
		現在値	1,837	1,859	1,703	1,483	1,509		
		達成率	—	95%	102%	114%	112%		
地域自主防犯活動実施団体数	取組団体数(団体) 目標：全小学校区	目 標	—	7	9	10	12	17	
		現在値	3	7	9	10	12		
		達成率	—	100%	100%	100%	100%	0%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 市内における犯罪認知件数については、減少傾向の鈍化が危惧されていたところであるが、平成21年は増加に転じることとなった。こうした中、地域における防犯意識の高揚を図ることが重要であり、犬上・彦根防犯自治会の取組の推進や小学校区単位で地域安全活動を実施する自主防犯団体の設置促進を行っている。自主防犯団体については平成21年度に2団体が組織され全部で12団体となり、自主的・主体的な活動を展開されている。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 災害や犯罪、事故等から市民の生命や財産を守り、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、近年、多発する犯罪状況を考慮し、関係機関との連携を密にするとともに、地域での自主的な活動を主眼に置いた地域安全対策の取組は重要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 近年子どもを対象とした凶悪な犯罪が発生する中、通学路を中心に防犯灯の設置要望も多く、さらに、「自分たちのまちの安全は自分たちが守る」を基本に、自らが自主的に防犯活動に取り組む地域が増加しており、市民、事業者等と一体となった取組の必要性は高い。						
	【妥当性】 対象と手段が適正で、効果的な施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 防犯灯の設置については、「道あかり事業」として市が実施する事業と、自治会が設置する防犯灯の設置経費に市が補助する事業があり、犯罪抑制の効果が高い事業であると考えられる。また、概ね小学校区で取り組む地域自主防犯活動については、さらに、市民レベルでの防犯意識の高揚を図るため、効果的な広報・啓発活動を展開し、防犯活動の輪を広げていく必要がある。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地域自主防犯活動への支援については、初期投資（備品等）を対象としており、地域での自主的・主体的な取組への契機となっている。また、防犯灯については、集落内への設置および電気料金に対する助成のほか、道あかり事業では、経費の全額が市の負担となるが、設置を必要とする箇所も多いことから経費が増大している。						
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
			達成度		4				
			有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		4				
		効率性		3					
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については、継続して取り組んでいくものの、地域の安全は地域自らが積極的に取り組んでいく必要があることから、さらに地域自主防犯活動への支援に重点を置いた取組を推進する。									

行政評価委員会の評価

コード	243				
章	章 名				
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり				
政策名	(4) 安全で安心できる生活の確保				
施策名	③地域安全対策の推進				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.3
総合評価 3.0
必要性 3.6
妥当性 3.0
効率性 2.8

【会議における意見等】

○メールによる防犯情報の発信は有効であるが、一過性のものになってしまうので、防犯情報や不審者情報などを取りまとめ、自治会や学校関係施設に情報提供を行うなど、より効果的な情報発信に努めていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

防犯灯の設置に関して、住民の防犯意識の啓蒙の中で、防犯コストを住民が負担することなどを含めて、より推進を図るべきである。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
彦根市の最新防犯情報をメール配信により、速やかに情報伝達することで、行政として大変有意義なシステムであるが、「地域安全対策」といった観点から、道あかり事業と連携し、広域に利用しやすい様、現状認知度を広めていかねばならない。 本市HPの防犯情報画面から、随時最新（防犯）情報を市民が利用し、掲載したり、関連あるリンク（情報）を設けるなどの一工夫が必要である。	他市においては、不審者情報等をマップ上に示して配信されている事例もあります。現在、市において配信している不審者情報等については不審者情報ポスターとして一定期間分をまとめ、自治会等への掲示依頼を行っているところですが、こうした防犯情報を蓄積し、さらに効果的な配信方法を検討していくことも必要であると考えています。[まちづくり推進室]
犬上・彦根防犯自治会の具体的な事業・活動はどのようなものか。市としてどのような事業・活動の結果を成果と考えているのか。	犬上・彦根防犯自治会では、地域安全活動として防犯パトロールや街頭啓発、防犯講習会等の開催支援、各支部における活動への支援等を行っています。また、年4回、地域安全ニュースを発行し全戸配布をしているほか、年1回、地域安全推進大会を開催し、この場において防犯功労者の表彰を行っています。 こうした活動により、関係団体の連携を図ることができ、各支部における地域安全活動の活性化につながることを期待しています。[まちづくり推進室]

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 山田 静男

コード	244	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(4)安全で安心できる生活の確保		
施策名	④交通安全対策の推進			所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	交通対策課	

【Plan・Do】

背景	モータリゼーションの進展による運転免許人口の増加と高齢化および生活時間帯の拡大等によるライフスタイルの課題 変化等により、交通事故発生件数が増加している。中でも、高齢者の事故が増加している。					
施策の概要	目的 市民の交通安全意識の高揚と交通ルール・交通マナーの普及徹底を図り、交通事故の撲滅に努める。特に、交通事故の被害者になりやすい幼児や高齢者を対象として、地域における自主的な交通安全教育を行える指導者の育成に努める。 実施内容 歩行者や車両運転の安全を確保するため、交通安全施設の整備に努め、交通事故を未然に防ぐために、交通安全教育を実施し、交通ルールの徹底や交通マナーの向上に努める。また、交通事故の被害者になりやすい幼児や高齢者を対象にした交通安全教育がそれぞれの地域で実施できる指導者の育成に努め、さらに、交通安全意識の普及徹底を図るため、市民ぐるみの街頭啓発活動やメディアを利用した広報・啓発に努める。					
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策		

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	市内交通事故発生件数（人身事故のみ）	(22年度目標) 17年の発生件数 × 0.8	目 標	—	756	726	696	666	629
			現在値	786件	825	878	760	785	
			達成率	—	92%	83%	92%	85%	
高齢ドライバーの交通事故発生率（市内）	各年度高齢者免許保有者数 × 0.7% (17年度保有者8576人)	目 標		0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
		現在値	1.0%	0.87%	0.85%	0.83%	0.89%		
		達成率		80%	82%	84%	79%		
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 平成21年の交通事故発生件数は、全国、滋賀県では昨年に引き続き、減少傾向にあるが、彦根市では件数、死傷者数ともに昨年より増加する結果となった。また、彦根市の65歳以上高齢者免許保有者数は増加しており、高齢ドライバー事故件数も昨年に比べ12件増加した。交通事故発生を抑制するために、効果的な交通安全施策を推進する必要がある。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 交通事故から市民の生命を守り、誰もが安全で安心できるまちづくりを進めていくためには、関係機関と連携を密にしながら交通安全に関する施策を推進する必要がある。						
		☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 交通事故のない安全で快適な社会の実現は、市民すべての願いであり、有効な交通安全対策を推進する必要がある。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 交通安全意識を普及、徹底するためには、行政主導ではなく、地域や諸団体からの自発的な活動を促進する方が望ましい。						
		☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 交通安全施設の整備やストップマーク、飛び出し人形等の支給により、交通事故の発生抑制につながる。また、交通安全教育指導員を雇用して幼児に対する交通安全指導を行っており、交通事故防止に貢献している。						
	施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）			
			達成度		3				
			有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		4				
			効率性		4				
【今後の施策の展開方法（Action）】 交通安全意識の高揚は、地域や諸団体からの自発的な活動を促進することが望ましく、本施策については関係機関と連携しながら継続して取り組み、交通安全教育が実施できる指導者の育成に努める。									

行政評価委員会の評価

コード	244					
章	章 名					
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり					
政策名	(4) 安全で安心できる生活の確保					
施策名	④交通安全対策の推進					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	やや高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】						
○交通指導員やスクールガードについては熱心な活動をしていただいていることから、活動における安全確保について、講習会を行うなど十分配慮していただきたい。 ○放置自転車については、バリアフリーの大きな妨げになっていることを、しっかり市民に周知し、安全安心なまちづくりを進めていただきたい。						
委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)		☒ 継続実施 (8人)		☐ 見直し (0人)	
【今後の方向性に関する意見】						
交通安全指導は一過性のものではなく、より効果が上がる内容を検討しながら、継続的に着実に進めていただきたい。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
近年自転車利用者の交通マナーが低下してきているように思われる。自転車についてもルール違反には、罰則が科せられることから、自転車利用者に対する交通教育が必要かと思う。 行政としては、このことに関して、どのように対応されようとしているのか。			各小学校の要請に基づき警察と連携し、主に高学年を対象として、小学校のグラウンド等で自転車交通安全教室を実施しております。自転車に乗り始めて間もないこの時期に、自転車の交通ルールやマナー、自転車の点検方法などについて学び、身に付けていただくことを目的としているものです。 さらに、高齢者の交通安全教室や自転車大会などを開催し、自転車の利用マナーや安全な利用方法について説明を行っております。[交通対策課]			
交通指導員選出基準について、推薦による選出とのことであるが、推薦される基準や審査はどの様に行い、選出しているのか。 また、交通のプロを対象とした選出は本来のあるべき形なのではないか。			指導員については、主に、交通安全協会の各支部や自治会、地元の事業所より、推薦された方から選出しております。 推薦された方は、地域の道路状況や交通量を熟知し、住民からの信頼も厚い方々です。 その上、さらに専門知識を養い、効果的な指導を行うために、年1回程度、研修会を開催し、警察等から指導を受けておられます。専門知識の量だけを重視するのではなく、地域に密着した交通指導を行うにあたって適任であると考え、現在の指導員を任命しております。[交通対策課]			

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	245	章	2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり			政策	(4) 安全で安心できる生活の確保	
施策名	⑤消費者保護対策の推進			所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	生活環境課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	消費形態の国際化、商取引の自由化、情報化の進展さらに経済情勢の悪化等、消費者を取り巻く環境の変化による販売形態、契約方法の多様化に伴い持ち込まれる相談内容も多岐に渡ると同時に複雑、高度化している。特に、携帯電話やパソコンなどインターネットを通じて未成年者が被害に遭うケース、高齢者を狙った悪質な訪問販売等による被害の増加が近年の傾向となっており、消費者の安全安心を確保し被害を未然に防ぐことが課題である。				
	目的	消費者保護の観点から、契約に際し、自ら正確な判断ができるよう消費生活情報の提供や消費生活に関する正しい知識の普及に努めるとともに、県立消費生活センター等と連携をとりながら、消費生活相談員による相談等の充実を図る。				
	実施内容	消費生活相談等の充実により、苦情、トラブル等の解決に努める。また、県立消費生活センターや他市町と情報交換を行うとともに、未成年者や高齢者等への消費生活に関する正しい知識の普及と情報の提供を図った。				
実施期間		平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	

【Check】

C n e c k

指標による評価	まちづくり指標		目標および進捗状況						
	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	講座新規参加者数	講座参加者中のべ新規参加者数	目 標	—	350	350	350	350	350
			現在値	569	401	318	119	208	
達成率			—	115%	91%	34%	59%	0%	
評価の観点	【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		消費生活講座を3回実施し、目標を上回らなかったが、今後もさらに内容を充実し、賢い消費者の育成に努めていく。						
	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 質の高い豊かで安全な生活を送るためには、消費者が保護される立場にあるだけではなく、自立することが必要である。そのためには消費生活に関する知識や情報を身につけ、消費者被害に遭ったとしても初期段階で気づき、行動を起こすことができる消費者を育成することが必要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 民間でも様々な相談窓口が設置されたり、情報提供が行われたりしている。しかしながら、消費者安全法で消費生活相談窓口を設置することに努めなければならないとされており、中立的な立場から消費者の育成に関与することは重要である。また、市民にとって相談しやすい環境という側面からも市が行う必要性は高い。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 消費者情報、講座開催ともに広報誌による啓発だけではなく、インターネットなどそれぞれの年代や属性を考慮した効率的な啓発方法を検討する必要がある。また、消費生活相談を市で行い適切な助言をすることは消費者保護の観点から重要である。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 複雑、高度化している消費生活相談に対応するため、専門の知識を持った相談員を必要に応じて配置することで、効率良く相談業務を行なっている。						
施策実施結果による評価	■ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
			達成度		3				
	□ 施策の改善を行う。		有効性		5				
			必要性		5				
	□ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		妥当性		4				
			効率性		4				
	【今後の施策の展開方法（Action）】 消費者基本法では、消費者の自立の支援を基本としているが、消費者と事業者間の情報量や知識の差は依然として大きい。賢い消費者を育成するため啓発活動の推進や教育の充実を図るとともに、消費生活相談窓口の更なるPR、職員ならびに相談員の資質向上等、窓口の強化に継続して取り組む。								

行政評価委員会の評価

コード	245					
章	章 名					
第2章	良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり					
政策名	(4) 安全で安心できる生活の確保					
施策名	⑤消費者保護対策の推進					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	やや高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】						
○消費生活講座等については、講座を開催し受講者を待つ姿勢だけでなく、出前講座等を行い、市から積極的に最新の情報を提供していただきたい。特に、高齢者に対して、デイサービスセンターや老人福祉センターなどの福祉施設において、講座を開講するなど、より効果的な手法の検討をしていただきたい。						
委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)			
【今後の方向性に関する意見】						
手口が巧妙化し変化していく現状を捉え、消費生活センターとの連携で、消費者被害の未然防止と被害の拡大防止に努めていただきたい。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
生涯学習との連携はどのようにされていますか。消費生活講座など啓発的な教育も大切だと思いますが、例えば、パソコンや携帯などで詐欺被害を受ける理由のひとつに、IT知識の不足などもあると思います。 パソコン教室でワードやエクセルを学ぶのも良いのですが、そういったITの仕組みをこういった現実の問題と絡めて学んでもらうのも大切であると思います。			生涯学習課と連携した講座の開催予定はありませんが、生涯学習課では「初めてのパソコン講座」の中で、インターネットの基礎の項目中で危険性について教えているということです。 IT関係については、機器の進歩や利用方法等の変化が早く、一般的な講座で対応することが難しいものですので、引き続き消費生活講座や広報等で情報の発信や啓発をしたいと考えます。〔生活環境課〕			
事業が、消費生活講座の開講、ホームページ、広報ひこねへの掲載が中心ですが、逆にこれらの情報にアクセスする市民は意識の高い層で、被害に遭いにくいのではないかと思います。 デイサービスなどと連携した出前講座的な施策も必要ではないかと思っています。			デイサービス関係事業所での消費生活講座も有効な施策であると考えますので、開催について検討します。〔生活環境課〕			

平成21年度 施策評価調査書「行政の内部評価結果」

作成責任者 磯谷 直一

コード	311	章	3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり			政策	(1) 活力ある産業の振興	
施策名	① 農業の振興			所管部署	部(局)名	産業部	課名	農林水産課

【Plan・Do】

背景課題	平成17年3月に新しい食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、同年10月27日には、経営所得安定対策等大綱が決定されるなど、品目別に講じていた経営安定対策を担い手を対象にした経営安定対策への転換、消費者重視・市場重視の立場に立った、農業者・農業者団体による主体的な需給調整システムへの移行、農地・水・環境の地域的な取り組みによる良好な保全と化学合成農薬・化学肥料使用の低減による、質的な向上と先進的な営農活動の支援など、我が国の農政は大きく変わってきている。 また、食育基本法による、安全・安心な食と食育の推進の取り組みや地産地消の推進が求められている。 本市においては、米・麦・大豆の土地利用型農業が広く行われているが、中山間地や未は場整備の農地では、耕作放棄地が増加傾向にあり、また、担い手の高齢化が進んでおり、個別経営体・集落営農などの担い手の育成と確保が必要である。
施策の概要	「彦根市水田農業ビジョン」に基づき、担い手を対象にした経営安定対策や農業者・農業者団体による主体的な需給調整システムの実施、施設型農業の導入による複合経営や環境と調和した農業の推進に努めるとともに、消費者ニーズ等を重視した営農を促進する。また、農地・水・環境保全向上対策事業に取り組みとともに、近年特に、安全・安心や健康等に消費者の関心が高まってきていることから、消費者の意識や価値観の変化に対応した食育の取り組みなど、消費者の視点の反映と生産性の向上や競争力を強化しつつ、安全性の確保と需要に応じた農業生産の推進に努める。
実施内容	平成17年10月に決定された国の「経営所得安定対策等大綱」に基づいて平成19年から始まった水田経営所得安定対策・米政策改革推進対策および農地・水・環境保全向上対策の推進を基本に、「彦根市水田農業ビジョン」に沿って農業振興を図る。 また、複合経営の推進や環境保全型農業の推進に努め、消費者ニーズ等を重視した営農を促進を図る。 さらに、農業・農村の機能の維持保全を図るため、未整備農地の整備とともに農業用施設の維持管理と環境保全活動を推進し、農村集落の活性化の推進に努めている。
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度
関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
農家の平均的農地面積（単位：a）	耕作農地面積／農家戸数（4/1調査）	目 標	—	70	70	70	70	70	70
		現在値	61	62	67	72	74		
		達成率	—	89%	96%	103%	106%	0%	
担い手への面積シェア（%）	集積面積／農地面積	目 標	—	30	40	55	60	70	
		現在値	22	22	50	50	53		
		達成率	—	73%	125%	91%	88%	0%	
指標による評価	【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ はほとんど進んでいない		本市の農業は、主に土地利用型であり、その推進には土地の集積が欠かせないことから、19年度において、ある程度の集積は行われたが、今後もその推進に努めなければならない。						
評価の観点	[有効性] 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 農業は、食料を安定的に供給することや国土の保全等、多面的な機能を有し、国民の生活に直結する重要な役割を担っており、活力あるまちづくりに向けた重要な施策である。						
	[必要性] 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 食の安全や健全な食生活に対する市民の関心は高く、環境こだわり農産物の推進や需要に応じた農産物生産の推進など、取り組みの必要性は高い。						
	[妥当性] 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 農業の持続的な発展のため、効率的かつ安定的な農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造となるよう担い手施策の推進を図る必要がある。一方、農村集落においては、農業従事者の高齢化・耕作放棄地の増加等、農業を取り巻く環境はより厳しいものとなっていることから、平成19年度からは「農地・水・環境保全向上対策事業」の活用などにより持続可能な農業・農村の実現を推進してきた。						
	[効率性] 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 国際的経済社会の中において、国内の農業の持続的発展を図るための施策として、「戦後最大の農政改革」と位置付けられた経営所得安定対策等実施要綱が定められ、平成19年産農産物から水田経営所得安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策が導入されたことから、今後もこれら対策の効率性を見極めていく。						
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
			達成度		4				
			有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		4				
【今後の施策の展開方法（Action）】			効率性		3				
本施策については、継続して取り組んでいくものの、平成19年度から始まった経営所得安定対策や、平成22年度から始まる戸別所得補償モデル事業の進行状況等を見定め、不足する施策を補完し農業の振興を推進する。									

行政評価委員会の評価

コード	311				
章	章 名				
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり				
政策名	(1) 活力ある産業の振興				
施策名	① 農業の振興				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	やや高い	高い	やや高い	やや低い	やや高い

有効性 3.2
総合評価 3.0
必要性 3.3
妥当性 2.7
効率性 2.3

【会議における意見等】

○将来につながる農業従事者の育成を図るには、身近なところから農業の魅力について普及・啓発していくことが必要である。関係各課やJAと連携を図り、貸し農園などによる、遊休農地の活用について検討していただきたい。

○有害鳥獣対策については、農作物への直接の被害だけでなく、耕作意欲の減退を食い止めるために重要であるので、防護柵や捕獲檻などを設置した後も、それらが効果的に機能するよう、適切な維持管理に努めていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

市単独の施策としては困難な点が多いと思うが、地産地消を推進する地域に根ざした特徴ある農業を創出するなど、地道な取組を進めていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
活力ある農業の振興で、「座談会」を実施しておられ、農業の従事者と直接の関係者の参加となっているが、「活力」を求めるためには、例えばモニターに聞くなど、一般消費者の意見活用はできないか。	農業者の減少、高齢化が進む中で、後継者や担い手の育成・確保を図ることが喫緊の課題となっているため、認定農業者、農業後継者など関係団体との座談会を開催しています。 また、農業の現状をご理解いただくために東びわこ農業協同組合・行政・市議会との座談会も開催している。農業経営については、需要と供給から成り立つなかで、消費者が求めるニーズを把握し、それに応えることが必要と考えています。 本年度は地元農産物の消費拡大に向けて消費者モニター5人との座談会を開催し、意見を聞くことができました。今後、地産地消や農業の6次産業化の推進を図るため、平成23年度は食の生産基盤を担う生産者と消費者が相互理解を深めるための座談会も考えていきたいと思っています。〔農林水産課〕
農が支える多様な地域や自然のつながりについて、日常的に実感できない昨今、教育としてしっかり取り組むことが、大切である。 この点について、学校教育等へ農側からのアプローチはどのようになっているのか。	小学生に対して農作物を「育て」「収穫し」「食べる」という一連の農業体験を通じて食や農の大切さを学習してもらう趣旨の『たんぼの子体験事業』（県補助事業）には、本市では17小学校のうち約半分の8校が取り組まれています。 本市の事業としましては、湖東定住自立圏共生ビジョンに基づき、生産者と小中学生の交流事業を行いました。具体的には、彦根西中学校の3年生90人余りが松原町農業組合の協力を得て、トウモロコシとジャガイモの定植および収穫の体験を行いました。〔農林水産課〕

平成21年度 施策評価調査書【行政の内部評価結果】

作成責任者 磯谷 直一

コード	312	章	3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり			政策	(1) 活力ある産業の振興	
施策名	②林業の振興			所管部署	部(局)名	産業部	課名	農林水産課

【Plan・Do】

背景課題	森林は、林業の生産活動の場であるとともに、国土・自然環境の保全、水資源のかん養や保健休養の場の提供等、安全で豊かな市民生活を送るうえで重要な役割を果たしており、近年、地球の温暖化防止をはじめ、二酸化炭素の吸収源としての森林の貯蔵機能や多様な生物の生息の場としても注目されている。しかし、林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、さらに、若年者の山林離れによる後継者不足により厳しい状況にあり、維持管理の行われない森林の増加による森林の機能低下が懸念されている。				
目的	将来にわたって森林を保全し、森林の持つ公益的機能を発揮していくために、森林資源の整備、林道の整備を中心とする林業基盤の整備、林業経営の担い手としての生産組織の強化を図るとともに、自然とのふれあいが求められている今日、森林浴の場、野外教育や環境教育の場、精神的な豊かさを養う場としての森林空間の活用を図っていく必要がある。				
実施内容	・森林の維持保全を通じて、山地災害から市民の生命・財産を守り、水資源の涵養、生活環境保全に努める。 ・彦根市森林整備計画に基づき計画的な施業を行い、優良材の生産を目指すと共に、郷土の保全、琵琶湖水資源の確保のため、間伐、枝打ち等の森林施業の推進に努める。 ・整備された森林の適正な維持管理に努め、良好な森林の景観や自然環境の保全を図り、市民の保健休養と憩いの場の提供や森林、林業への関心を高める野外教育の場の提供に努める。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策		

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況 (％)						
指標名		指標の算式	17年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	森林施業実施率	施業実施面積/施業計画面積	目 標		40	60	80	100	100
		(要森林施業計画面積 123ha)	現在値	8	32	35	40	46	
			達成率	－	80%	58%	50%	46%	0%
				目 標	－				
			現在値						
			達成率	－					
【進捗状況の評価】									
☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			維持管理の行われない森林が増加傾向にあり、平成18年度から実施された「琵琶湖森林づくり事業」により奥山での間伐や里山整備に取り組み、市も事業の推進に努めている。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 森林は、自然環境の保全や水資源のかん養のほか、森林浴や野外教育、環境教育など精神的な豊かさを養う場を提供するなど、安全かつ豊かな市民生活を送るうえで重要な役割も果たしており、林業の振興は、今後さらに重要性を増してくると思われる施策である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 林業は、木材を安定的に供給するとともに森林の多面的機能を保持することで、国民の生活に直結する重要な役割を担っている。また、森林が持っている公益的機能が生活の向上、経済の発展に寄与していることが評価され、近年、森林空間の保健・休養・森林レクリエーション・文化・教育の場として利用することの要請の高まりも見られる。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 林業を産業としていくことが困難で厳しい情勢の中、地域に密着した適正な森林施業を着実に実施するための支援は必要である。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☒ やや低い ☐ 低い	【理由等】 森林資源の整備とともに林業基盤の整備や担い手育成に対する支援など、「彦根市森林整備計画」に基づいた計画的な施業を行うことにより、効率的な森林資源の整備や林業経営基盤の確立を図っているが、現在の林業のおかれる産業としての状況からは効率性の確保はむづかしい。						
	施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。							
【今後の施策の展開方法 (Action)】 本施策については、継続して取り組んでいく。									
			評価項目		一次評価点数 (5段階)				
			達成度		3				
			有効性		4				
			必要性		4				
			妥当性		3				
			効率性		2				

行政評価委員会の評価

コード	312				
章	章 名				
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり				
政策名	(1) 活力ある産業の振興				
施策名	②林業の振興				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	やや高い	高い	やや低い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○林業の振興については、市が主導していくことが難しいが、国、県、組合などと連携し、森林の維持管理への支援だけでなく、木材製品の生産、流通の仕組みづくりについても検討していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

林業振興は、自然環境の保全と災害防止の観点からも社会的ニーズは高いものであるが、産業として成り立つよう、行政の支援は必要である。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
施策評価調書には、野外教育や環境教育の場として森林空間の活用を図るとあるが、その実態を具体的に示してください。	自然とふれあうため、里山において散策路を整備することにより里山への理解を深めることや、文化財にふれるための研修をボランティア団体で開催されている。また、小学生によるドングリの植栽も行われています。 また、鳥居本の森林においては、枝払いなどの保育作業体験学習を小学生が実施し、間伐体験を中学生が実施するなどの事業も行っています。〔農林水産課〕
森林施策には、具体的にはどのような業務が含まれるのか。調書には「自然環境の保全」「多様な生物の生息の場」等の言葉が施策の根拠としてあげられており、「だから林業の振興が重要だ」とされている。 しかし林業のために作られた森林は、自然林に比べて極めて人工的であり、本来の森林がもつ機能を同様にもつとはいえない。こうした森林を今後も維持・振興することと、先にあげた言葉の間には齟齬がある。 施策にも指摘されるような現代の情勢において、林業を振興することの意義をあらためてお聞かせいただきたい。	戦後に植林された人工林も間伐などの実施時期となっており林業従事者の高齢化問題はありますが、森林施策計画による年次ごとの間伐、保育を進めている状況です。 これからの森林づくりの展開として、「放置された人工林」を間伐後、植林せず針葉樹と広葉樹が入り混じった森林へと育成しており、保育計画にも広葉樹の下草刈り等を行うことにより広葉樹等の生育を促し、針葉樹と広葉樹が入り混じった森林「針広混合林(環境林)」へと導いている事業を実施しており、森林のもつ多面的な機能を促進するため各種事業により振興を図っています。〔農林水産課〕

平成21年度 施策評価調査「行政の内部評価結果」

作成責任者 磯谷 直一

コード	313	章	3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり			政策	(1) 活力ある産業の振興	
施策名	③水産業の振興			所管部署	部(局)名	産業部	課名	農林水産課

【Plan・Do】

背景課題	本市の水産業は、琵琶湖での漁業を中心に河川漁業、養殖漁業により支えられており、琵琶湖漁業では、エリ網漁、刺網漁、沖びき網漁、追いさで網漁等多様多様な漁業が営まれている。近年、地域環境の変化や外来性動植物の異常繁殖による漁場環境の悪化や生産力の低下、価格の低下等、漁業経営を取り巻く環境は厳しい状況にある。				
目的	琵琶湖の水質悪化に伴う漁獲量の減少や漁業就業者の高齢化等により、水産業の経営悪化や従事者の減少が進んでいる。このようなことから、安定的な漁業経営確立のために、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換と、漁業協同組合組織の育成強化を進め、後継者や中核となる漁業者の育成を図る必要がある。				
実施内容	・漁場をはじめ、漁港・舟たまり等の拠点およびその周辺の清掃事業を実施し、きれいな漁場の確保に努めた。 ・駆除効率が悪いカワウ駆除事業(本市実施分)を平成21年度から休止した。 ・漁業協同組合の組織強化を図るため、県水産課等との協議を実施した。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策		

【Check】

指標による評価	まちづくり指標		目標および進捗状況						
	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	彦根市漁業協同組合連合会加入組合数	彦根市漁連への加入組合数	目 標	—	10	10	10	10	8
			現在値	7	7	7	2	1	
			達成率	—	70%	70%	20%	10%	0%
	カワウの駆除数	銃器によるカワウの駆除数/年	目 標	—	30	30	30	30	30
			現在値	18	11	25	30	0	
			達成率	—	37%	83%	100%	0%	0%

【進捗状況の評価】

- ☐ 予定より進んでいる
☐ 予定どおり進んでいる
☐ 予定より遅れている
☒ 予定より著しく遅れている
☐ ほとんど進んでいない

連合会加入組合数は1組合となり、今後、連合会の存続が危ぶまれる状況である。また、カワウの駆除数については、本市での実施を休止したことから大幅な生息数の減少は期待できない。

評価の観点

- [有効性] 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価
☒ 高い
☐ やや高い
☐ どちらともいえない
☐ やや低い
☐ 低い
- [必要性] 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価
☒ 高い
☐ やや高い
☐ どちらともいえない
☐ やや低い
☐ 低い
- [妥当性] 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価
☒ 高い
☐ やや高い
☐ どちらともいえない
☐ やや低い
☐ 低い
- [効率性] 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価
☒ 高い
☐ やや高い
☒ どちらともいえない
☐ やや低い
☐ 低い

【理由等】水産業の振興は、漁場環境の保全および経営基盤の安定に寄与するなど、活力ある市場経済の発展に向けて重要な施策である。

【理由等】琵琶湖やその湖岸は市民の憩いの場所であり、市民にとってその環境保全は関心が高く、また、漁港等の適正な管理は、琵琶湖の環境美化や景観を守ることに貢献する。地元で収穫・生産した食物を地元で消費する地産地消が社会的広がりを見せている中、古くから湖魚を食べ親しんできた市民にとって地元産の水産物への関心は高い。

【理由等】漁業者で組織する漁業協同組合の連合体である彦根市漁業協同組合連合会の活動を支援することは、漁業者の生活の底上げを図ることとなる。また、漁港管理や水産資源保全のための害鳥駆除は、漁場の環境保全や水産資源の保護をすることであり水産業の振興に効果的である。

【理由等】カワウ駆除は、滋賀県において営巣地での駆除であることから大幅な生息数の減少にはつながっていない。

施策実施結果による評価	評価項目	一次評価点数(5段階)
☒ 施策を継続する。	達成度	2
☐ 施策の改善を行う。	有効性	5
☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。	必要性	4
	妥当性	4
	効率性	3

【今後の施策の展開方法 (Action)】

本施策については、継続して取り組んでいく。

行政評価委員会の評価

コード	313				
章	章 名				
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり				
政策名	(1) 活力ある産業の振興				
施策名	③水産業の振興				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	やや高い	やや高い	やや低い	やや低い	やや低い

【会議における意見等】

○水産業の振興の施策に関する市の取組状況が、市民から見えにくい状況であるので、市の取組方針などが分かるように、評価資料等も工夫していただきたい。

○鮎寿司などの地元特産の水産物を普及するため、道の駅での販売や学校給食への食材提供など、流通ルートの整備について、支援していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☐ 継続実施 (3人)	☒ 見直し (5人)
--------------------	----------------------------------	------------------------------------	--

【今後の方向性に関する意見】

水産業の振興については、大変重要であるが、今後のあり方を検討した上で、市の施策として展開していただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
地元水産物の活用促進と児童・生徒を対象に漁業体験の機会を講じる本市の施策の方向性に関して、時期が遅すぎるぐらいと感じるが、ようやく重い腰を上げていただいたように感じる。 補助金による継続支援事業である現施策から考えると市民参加による周知活性化が鍵になる。本市として活性化への誘導となる事業施策として、どのように働きかけ計画されているか伺う。	本市では、県の事業による「田んぼの学校」で、数校が稚魚の放流体験活動を行っています。また、地元水産物の消費という意味では、回数は少ないが学校給食に湖魚の天ぷら等が出ています。 水産業の活性化については、彦根市漁業協同組合連合会の組織を強化し、一漁業者だけでなく彦根市全体の漁業組合として取り組みたいと考えています。 また、毎月第3日曜日の「朝市」に水産物を出店できないかを検討していきたいと考えています。現在のところは、季節は限定されるが、シジミについては出店しています。今後は、出店者や出品数を増やしていければと考えています。〔農林水産課〕
「つくり育てる漁業」とは実際どのようなことか。取組状況や実績があれば示してほしい。	琵琶湖の固有種であるアユ、ニゴロブナ、ホンモロコ等は、ブルーギルやブラックバス等外来魚の影響や産卵繁殖場の減少が原因となって、平成7年度以降急激に減少しています。 滋賀県では、産卵場としてのヨシ帯の造成事業を行うとともに、外来魚釣り大会やニゴロブナ、ホンモロコ、セタシジミなど重要漁獲対象種の種苗放流を行う『栽培漁業』に取り組みられています。 また、琵琶湖漁業の中心的魚種であるアユを安定的に供給するため、人口河川を使用した資源の維持・増大も図られています。〔農林水産課〕

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 磯谷 直一

コード	314	章	3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり			政策	(1) 活力ある産業の振興	
施策名	④工業の振興			所管部署	部(局)名	産業部	課名	商工課

〔Plan・Do〕

背景課題	本市の工業の現状は、近年、市内企業による大規模な設備投資が相次ぎ、本市産業の振興と雇用創出につながっていたが、現在の経済不況を受けて、一転して厳しい状況となっている。また、地場産業においては、他の産地や輸入品との競合が続いている。このような状況下で地域をいかに活性化し、活力を高めるかが大きな課題である。				
目的	企業誘致や既存企業の業務拡大は、本市がさらなる飛躍を期するための大きな要素である。また、こうしたことは、産業の振興と雇用機会の増大や消費力の向上を生み、さらには安定的な税収を確保するためにも大変重要であり、引いては、本市全体に大きな波及効果を及ぼすものである。				
実施内容	これまでの工場等設置奨励措置による優良企業の誘致に向けた取り組みに加え、既存の企業や地場産業の活性化、高度化を含めた本市の企業立地の推進を図るため、企業立地促進法に基づく「彦根市企業立地基本計画」を近畿経済産業局や滋賀県、彦根商工会議所、市内3大学等の参画のもと策定し、国の同意を得た。 また、地域経済の活性化を図るため、緊急経済対策として、住宅リフォーム促進事業を実施した。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	315 商業サービス業の振興 351 雇用の促進と勤労者福祉の充実	

〔Check〕

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	工場等設置奨励措置数	工場設置奨励措置数	目 標	—	43	50	67	67	67
			現在値	39	43	53	53	53	
			達成率	—	100%	106%	79%	79%	0%
	新設企業数(奨励金対象)	新設企業数(奨励金対象)	目 標	—	9	10	11	11	11
			現在値	8	8	9	9	9	
			達成率	—	89%	90%	82%	82%	0%
【進捗状況の評価】	☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		【理由等】 我が国の景気はようやく回復の兆しが見られ、設備投資は下げ止まりつつあるとされているが、地域経済は依然として停滞しており、多くの企業が新規の設備投資を控える傾向が続いている。						
評価の観点	〔有効性〕 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 工業の振興は、雇用機会の増大や消費力の向上を生み、さらには安定的な税収を確保するための重要な施策である。						
	〔必要性〕 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地域経済の活性化とともに、地元雇用の期待が大きい。						
	〔妥当性〕 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 工場等設置奨励については対象業種を拡大しているが、さらなる拡大に向け検討をしていく必要がある。 彦根市企業立地基本計画が国の同意を得たことにより、企業立地促進法に基づく支援が受けることができる。						
	〔効率性〕 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 現在の奨励措置については、財政健全化とのバランスの上で最も現実的で有効な措置といえる。 また、緊急経済対策住宅リフォーム促進事業についても、地域経済の活性化という点で、費用対効果が高いと考える。						
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
			達成度		3				
			有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		4				
		効率性		5					
【今後の施策の展開方法（Action）】 「彦根市企業立地基本計画」が国の同意を得たことから、今後はこの計画に基づき、本市の特性と強みを活かし、新たな企業の誘致とともに既存企業の産業集積や人材育成、大学との連携強化により、企業立地の促進に努めていく。									

行政評価委員会の評価

コード	314				
章	章 名				
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり				
政策名	(1) 活力ある産業の振興				
施策名	④工業の振興				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.1
総合評価 3.0
必要性 3.1
妥当性 3.0
効率性 2.7

【会議における意見等】

○大手企業の進出は地元中小企業に多大な影響を与えるので、彦根市企業立地基本計画においては、大手企業と地元中小企業が共存共栄していけるよう、考慮していただきたい。

○地元の高校・大学と連携し、インターンシップだけでなく、日常的に地元企業と接する機会を設けるなど、積極的な情報提供により地元企業の魅力を伝え、地元への雇用拡大につながるような、仕組みを作っていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

彦根の伝統と文化、市民の生活と理念が絡み合う市の個性を生かす施策であることから、積極的に進めていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
工場設置、企業誘致とも増えれば、雇用機会の促進、市の活性化に繋がるので、えり好みはできないのだと思うが、誘致する工場や企業を選択する基準は彦根をどのような街にしたいかという市としての理念／構想／理想を反映すると思われる。選択基準や原則はいかなるものか。	企業誘致にあたっては、地域経済の活性化や雇用の増大に寄与することから、特に法的規制以外の制限は設けていませんが、本市の企業立地の考え方としては、彦根市企業立地基本計画に基づき、本市がもつ交通の利便性と大学機関の充実といった強みや、独自の技術を持つ地場産業などの資源を活かし、産業の集積と高度化を目指すこととしております。〔商工課〕
彦根仏壇振興事業に述べられている伝統技術の継承は彦根の個性を生かすために非常に重要であるが、「伝統技術の継承活動」と述べられているにもかかわらず、実際の従業員数は19年度から20年度にかけて激減し、21年度もそのままの数である。携わる人数が減っても技術の水準向上が見込まれると考えてられるのか。今後、後継者が減っていても振興の期待は持てると判断されているのか。	仏壇業界は、ライフスタイルの変化や輸入品との競合などの影響により、非常に厳しい局面を迎えています。このような中、仏壇製造販売の従事者は減少傾向にありますが、仏壇製造の核となる技術者に関しては、平成21年度伝統工芸士認定事業において新たに5名の方が認定されています。 また、「彦根仏壇」ブランドを後世に引き継ぐため、技術の維持・向上、または質の高い後継者の育成に向け、本市では優秀な伝統工芸技術者の表彰を行い、技術者の地位向上を図っています。 さらに、仏壇業界では、市内大学と連携し、伝統技術を活かした新商品の開発や新たな販路開拓に向けた勉強会を行っており、また若手職人による体験教室の開催など、前向きな取り組みも活発化してきています。〔商工課〕

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 磯谷 直一

コード	315	章	3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり	政策	(1) 活力ある産業の振興			
施策名	⑤商業サービス業の振興			所管部署	部(局)名	産業部	課名	商工課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	ライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化に対応し、大型量販店の出店、コンビニエンス・ストア、ネット販売等新たな業態の進出は、商業エリアを拡散し、既存商店街への顧客の減少と中心市街地人口の減少を一層誘発している。 また、既存商店街は資金力にも弱い立場にあり、信用力・担保力に乏しい中小企業者を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。				
	目的	既存商店街の活性化と中心市街地の居住人口の増加、まちの活性化を図る。 また、資金力にも弱い立場にあり、信用力・担保力に乏しい中小企業者への支援を行う。 さらに、中小企業者の販路拡大のための物産振興と、生鮮食料品等の流通の円滑化を図るため彦根総合地方卸売市場株式会社の経営の健全化を図る。				
	実施内容	中小小売商業対策事業・商店街基盤整備事業、中心市街地活性化対策事業、地域交流センター等運営事業の実施 小規模企業者小口簡易資金制度の実施、商工会議所・商工会育成事業の実施 彦根総合地方卸売市場経営健全化対策事業の実施、物産振興事業の実施				
実施期間		平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	332 市街地の整備	

【Check】

【チェック】

指標による評価	まちづくり指標		目標および進捗状況						
	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	年間販売額（市内小売業）	年間販売額(単位：億円)※直近の商業統計調査より（H20の現在値はH19年度数値）	目 標	—	1,400	1,450	1,500	1,550	1,655
現在値			1,303	1,286	1,302	1,374	1,374		
達成率			—	92%	90%	92%	89%	0%	
空き店舗数（中心市街地）	中心市街地商店街の空き店舗数	目 標	—	40	40	35	33	30	
		現在値	36	29	37	50	55		
		達成率	—	138%	108%	70%	60%	0%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 市内小売業の年間販売額については、H19年度の数値であるため、世界的金融不安による不況の影響は受けていないが、近年の空き店舗数の増加にも現れているように、中小小売業者等を取り巻く環境は非常に厳しく、これまで以上に中小企業者に対する支援と経済対策を行い、本市の商業サービス業の振興を図ることが必要である。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 地域経済の活性化を図るためには、中小企業者の経営安定、商店街の活性化は必要であり、関係機関との連携を密にしながら、中小企業者への支援、商店街への支援を行うことは重要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 商店街の活性化、中心市街地の活性化、中小企業者の育成を図ることは、商業・サービス業の振興により市民生活の利便性を向上させることであり、少子・高齢化社会と多様化する市民ニーズ・社会需要に応えるものである。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 少子高齢化の進行と地域の人間関係の希薄化が問題視される中、従来、地域のコミュニティ機能を担ってきた商店街の役割が再評価されており、商店街の再興と活性化を図ることは、地域主導の福祉や街づくりを推進する観点からも妥当である。 また、市内の中小企業者を支援することは、市内経済の活性化を図る上で必要である。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 中小企業者は信用力・担保力に乏しく、社会状況の変化を直接受けることから、継続的な支援が必要となっている。						
	■施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。								
施策実施結果による評価	【今後の施策の展開方法（Action）】 各施策については、継続して取り組んでいくが、実施主体ならびに実施方法について、より効果的な手法を現在検討中である。								
			評価項目 達成度 有効性 必要性 妥当性 効率性 一次評価点数（5段階） 3 5 4 4 3						

行政評価委員会の評価

コード	315					
章	章 名					
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり					
政策名	(1) 活力ある産業の振興					
施策名	⑤商業サービス業の振興					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】 ○インターネットや電話注文により商品を配達する仕組みが出来てきているが、今後より高齢化が進行していく中、外出できない高齢者の買い物支援など、福祉サービスとの連携について、検討していただきたい。 ○卸売市場の経営については、市から多額の補助金を支出しているにも関わらず、非常に厳しい状況であることから、社会情勢の変化や利用者のニーズに合わせた抜本的な見直しを行っていただきたい。						
委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充（2人）		☒ 継続実施（6人）		☐ 見直し（0人）	
【今後の方向性に関する意見】 空き店舗数の増加傾向に歯止めを掛けるための工夫を期待したい。また、買い物難民を出さないためにも、中小小売業者への一定の支援は必要ではないか。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
複数の事業で「商店街の空き店舗数」が指標として上げられる中、その数は増加し、商店数は減少している。 今後の対策として、施策としてどのような方針をお持ちかお聞かせいただきたい。過去4年に渡り経時的に空き店舗数が増加してきたことを考えると、これまでと同様のやり方では改善は見込めない。			商店街の空き店舗数は近年景気の影響を受け増加傾向にあり、行政と商工会議所で空き店舗対策を講じると同時に、まちづくりの観点で商店街の再生を行う必要があると考えています。 したがって、各店舗において時代のニーズに合った魅力的な個店づくりに努めていただくとともに、各商店街においては、地域住民や消費者、学生等多様な主体による議論を経て、地域住民から求められる商店街づくりを行うことが、結果として空き店舗問題の解消につながると考えており、市としてはこれらの取組に対して支援をしております。〔商工課〕			
今後高齢化が進む中、車で利用する郊外型大型店舗に馴染まない、「高齢者の日常のお買い物」が地域の大きな課題となることが予想される。福祉部門と連携を図りながら、新たな策を打ち出してはいか			高齢者が歩いて暮らせるコンパクトシティの形成や、地域住民の需要に応じた商店街の取組は、国が推奨しており、各商店街においても高齢者等の住民ニーズを把握した商店街活性化計画策定の検討を始めておられます。 また、平和堂彦根銀座店が買い物代行サービスを実施されるなど、民間企業による取組が始まっています。 こうした取組を拡げるためには、福祉関連業種を含め、他団体との連携が有効であると考えており、今後、商店街や市の福祉部門に対しても情報発信をしてみたいと考えています。〔商工課〕			

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 磯谷 直一

コード	321	章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり			政策	魅力ある観光都市づくりの推進		
施策名	観光地としての魅力づくり			所管部署	部(局)名	産業部	課名	観光振興課	

〔Plan・Do〕

背景課題	彦根市は自然豊かな琵琶湖に面し、彦根城をはじめとする多くの史跡や社寺の建造物など、魅力的な観光資源を有している。観光客の多くは彦根城を中心として、夢京橋キャッスルロードや四番町スクエアの商業地への回遊が増してきたことから、今後は更に経済効果を促進させる施策として、体験型観光の推進や広域的な観光推進を含めた滞在型の観光地としての受け入れ体制が必要となってきた。				
目的	彦根城を中心とする近郊の社寺や中心市街地等の各商店街を発展させ、全国各地や海外からの観光客を迎え入れ交流人口を増やすため、歴史資源を有益に活用した文化的な魅力あふれる観光地づくりと着地型の観光開発を目指す。				
実施内容	井伊直弼と開国150年祭の開催と歴史的文化資産の積極的な活用に取り組むとともに、着地型のまち歩きの推進による彦根城を核とした周辺観光地や中心市街地等の各商店街への回遊性を高める。また、四季折々のイベントの実施により魅力の向上に努める。特に夜間イベントは、宿泊型イベントとして有効で、ホテル・旅館からの送迎による参加も定着してきている。なお、観光地を巡回する二次アクセスの確保やガイド活動への支援、屋形船や自転車タクシーなどの情報発信により、観光地としての付加価値の向上に努め、交流人口の増加による経済波及効果を図る。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策		

〔Check〕

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	城山有料入山者数	年間の有料入場者数	目 標	—	440,000	600,000	550,000	550,000	550,000
			現在値	399,674	499,255	790,402	635,276	738,822	
			達成率	—	113%	132%	116%	134%	0%
	彦根市内観光客入込数	滋賀県観光客入込調査	目 標	—	2,900,000	3,100,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
			現在値	2,783,200	2,679,800	4,056,300	3,331,500	3,186,300	
達成率			—	92%	131%	111%	106%	0%	
【進捗状況の評価】		井伊直弼と開国150年祭の開催と併せ、彦根城を有効活用した四季折々のイベントの実施、商業地等を中心としたイベントへの支援、バスポートや巡回バスの運行、まち歩きの促進による回遊性の確保などにより、国宝・彦根城築城400年祭を開催した昨年までとは行かなかったものの、予想を上回る観覧者となった。併せて、夢京橋キャッスルロードへの入込客数は、平成18年度17万人、平成19年度42万、本年度32万と回遊性が増した。							
☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない									
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 彦根城を核として、夢京橋キャッスルロードや四番町スクエアへの観光客の回遊性が拡大し、まちなか観光が図られてきている。このため、地域の経済波及効果も拡大し、活性化が図られている。また、彦根城跡の適切な保存と活用、そして、夜間イベント等のイベントを絡めることにより、より魅力ある観光地として相乗効果が高まり、滞在型の観光推進が図られてきている。						
		☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 彦根市が所有している彦根城跡の保存活用を始め、井伊直弼と開国150年祭の開催、四季折々開催されるイベント、二次アクセスの確保などの回遊策により、彦根市民の参加はもとより多くの観光客が来訪し、経済効果があった。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 彦根市が所有する彦根城跡等の適切な保存整備により磨きをかけた資源を活用した井伊直弼と開国150年祭の開催や城内、商業地で開催される四季折々のイベント等により、多くの観光客に本市の魅力を提供している。また、まちなかへの回遊性を高めるための巡回バスの運行やまち歩きの推進、ボランティアガイドによるまち中案内により商店街等の活性化が図られつつある。このことが、滞在型の観光につながった。						
		☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 井伊直弼と開国150年祭の事業進行に連携した四季折々のイベントの実施や二次アクセスの確保、駐車場運営などの事業実施により、誘客の効果を高めた。また、ガイド活動への支援により観光地としての魅力を高めた。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価		☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い						
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
	☐ 施策の改善を行う。		達成度		4				
	☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		有効性		4				
			必要性		5				
			妥当性		5				
		効率性		4					
【今後の施策の展開方法（Action）】 本年度から特別史跡彦根城跡が本市教育委員会に移管となったことから、本来業務である観光振興に主眼を置き、井伊直弼と開国150年祭と連携を蜜とした事業展開を図る。また、事業の整理・統合等を行うとともに回遊策の継続や、広域観光「びわ湖・近江路観光圏」の推進による効果的な誘客に努める。									

行政評価委員会の評価

コード	321				
章	章 名				
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり				
政策名	(2) 魅力ある観光都市づくりの推進				
施策名	①観光地としての魅力づくり				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.7
総合評価 3.1
必要性 3.3
妥当性 3.0
効率性 2.6

【会議における意見等】

○ご城下巡回バスについては乗車率が伸び悩んでいることから、鉄道など他の交通機関との連携や魅力的なコースを設定するなど、改善策について検討していただきたい。

○彦根城、城下町、ひこにゃんなど、他の都市にはない財産・魅力を持っているので、それぞれの部署で観光について考えていただくとともに、市民に対しても観光の気運を盛り上げるよう、働きかけていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充（2人）	☒ 継続実施（6人）	☐ 見直し（0人）
--------------------	---------------------------------	--	----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

費用対効果が算出しやすい施策であると思われるので、評価根拠を精査・明示し、分析の上、今後の展開を考える必要がある。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
滞在型の観光圏を目指すがありますが、具体的にはどのような取組みが行われていますか。 宿泊となると、夜の観光や飲食街の充実が必須と思いますが、例えば袋町の通路を石畳にし、古い建物の保存・補修などを行うなどにより、花しょうぶ通りとの回遊性を高めることで観光エリアを構成するものなど。	びわ湖・近江路観光圏では、加盟の市町が連携して、着地型ツアーや体験プログラムを造成し、滞在時間を長くするシステム作りを行っています。 宿泊においても、夕食をホテル外で取れるような泊食分離や連泊の優待、宿泊施設が共同でバスツアーを行うなどの取組を進めています。〔観光振興課〕
団体への補助や管理委託や指定管理などが多いが、市民はどの程度関わっているのか。「お客様を迎える」中では、市民の意識やパワーが重要だと思う。	400年祭、150年祭を通して、ひこねを盛り上げ隊をはじめとする市民の自主的な活動が定着してきています。 また、400年祭、150年祭から始まった市民創造事業を引き継ぎ、その範囲を湖東定住自立圏の市町に拡大した地域創造事業として実施しており、市民の方が自ら発想された事業に取組まれるなど、市民の意識が高まってきていると感じています。 ご意見の通り、市民の意識は重要であり、今後も、自主的な活動を支援する必要があると考えます。〔観光振興課〕

平成21年度 施策評価調査書「行政の内部評価結果」

作成責任者 磯谷 直一

コード	322	章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり			政策	魅力ある観光都市づくりの推進	
施策名	誘客対策の充実			所管部署	部(局)名	産業部	課名	観光振興課

【Plan・Do】

Plan・00			
施策の概要	背景課題	彦根城をはじめとする歴史的文化遺産と琵琶湖という豊かな自然環境に恵まれた彦根市は、中京圏と関西圏の結節点に位置し、井伊直弼と開国150年祭の開催もあり彦根城を中心に全国から多くの観光客が訪れている。 しかし、観光客の多くは通過型で、滞在時間が短く経済的な効果が薄い状況であり、宿泊を伴った滞在型の観光への変革の期待が高い。	
	目的	豊かな観光資源を持つ彦根市の特徴を生かし、井伊直弼と開国150年祭の開催と合わせ観光地としての魅力づくりに努めるとともに市内商業地への回遊性を高め、産業・経済の活性化を促すようPR活動に努めた。 また、井伊直弼と開国150年祭実行委員会と連携した効果的なPR活動により、国宝・彦根城築城400年祭を開催した平成19年度には及ばないが、多くの来訪者が訪れた。	
	実施内容	首都圏、関西圏、中京圏にとどまらず、広域に亘ってのキャンペーンや、各種エージェンツへの売り込み、さらにポスター・パンフレット・チラシ等の配布、新聞等の媒体を使ったPR、JR各社へのアプローチなどにより、観光客の誘致を図った。 また、広域観光により地域の観光施設と産業とを組み合わせた観光コースの紹介を行った。	
実施期間		平成18年度 ～ 平成22年度	関連施策

【Check】

まちづくり指標		目標および進捗状況							
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	城山有料入山者数	年間の有料入場者数	目 標	—	440,000	600,000	550,000	550,000	550,000
			現在値	399,674	499,255	790,402	635,276	738,822	
			達成率	—	113%	132%	116%	134%	0%
	彦根市内観光客入込数	滋賀県観光客入込調査	目 標	—	2,900,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
			現在値	2,783,200	2,679,800	4,056,300	3,331,500	3,186,300	
			達成率	—	92%	135%	111%	106%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			井伊直弼と開国150年祭の開催に伴い、同実行委員会や（社）彦根観光協会とタイアップして、旅行エージェンツや報道機関等への働きかけ、首都圏、中京圏、関西圏等での観光キャンペーンや情報提供などを積極的に行なった結果、国宝・彦根城築城400年祭が開催された平成19年度には及ばないものの、当初の予想を上回る誘客数となった。また、同時に市街地への回遊性を高めるためのPRも行ない、市街地への誘客が図れた。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 各種エージェンツへの売り込み・招致に力を入れるとともに、井伊直弼と開国150年祭実行委員会とタイアップし、パンフレット・チラシの配布、首都圏、中京圏、関西圏でのキャンペーン、新聞や放送媒体を使ったPR活動により観光客の誘致に努めた。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 観光客の旅行形態が団体旅行からグループ、個人化する中、来訪者はその地ならではの癒しや安らぎを求めるようになってきている。このため、来訪者の多くはより有意義な、ある意味特別な情報を求めており、その中でも新鮮で興味・関心の湧くタイムリーな情報を提供しなくてはならず、来訪者の求める情報を適宜提供するように努めてきた。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 ポスター、パンフレット、マップ等の作成・配布や各種媒体による情報の提供、観光キャンペーン等により、より多くの来訪者に彦根を知ってもらう機会を作ったことから、多くの来訪者が訪れる観光地に復活してきている。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 井伊直弼と開国150年祭や夢京橋キャッスルロードから四番町スクエアーへの回遊性ができたことで、この地域での経済波及効果があり、キャンペーンや各種パンフレット等作成費用以上の効果があったことが認められる。						
	■施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。			評価項目		一次評価点数（5段階）			
			達成度		4				
			有効性		4				
			必要性		4				
			妥当性		5				
			効率性		4				
【今後の施策の展開方法（Action）】 国宝・彦根城築城400年祭や井伊直弼と開国150年祭での成果を基に、引き続き井伊直弼と開国150年祭事業と連携したPR活動を行う。また、地域素材を掘り起こし、話題や魅力を発信することで更なる誘客促進に努める。									

行政評価委員会の評価

コード	322					
章	章 名					
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり					
政策名	(2) 魅力ある観光都市づくりの推進					
施策名	②誘客対策の充実					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	高い	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】						
○国際観光については、都市間の競争が激しいが、観光客の嗜好の変化に敏感に対応し、外国人観光客の誘客により地域経済の活性化を図っていただきたい。 ○誘客については、広域的な取組が非常に効果的であるので、湖東定住自立圏やびわ湖・近江路観光圏など広域的な枠組みでの活動により、滞在型観光に繋がるよう創意工夫していただきたい。						
委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充 (0人)		☒ 継続実施 (8人)		☐ 見直し (0人)	
【今後の方向性に関する意見】						
彦根市の持つ豊かな観光資源をより効果的に活用するために、一層の工夫をされたい。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
ひこにゃんを中心としたゆるキャラ祭りの開催など、ひこにゃん人気により、大いに誘客効果をあげていると思うが、今後、この効果を継続させるためにどのような対策を考えていますか。			ひこにゃんについては、今後も、年間を通じた彦根城域での登場を中心に市内で開催されるイベントや県外での観光キャンペーン等での登場などで、継続して活用してまいりたいと考えております。 また、これまでから実施しているイベントの充実はもとより、大河ドラマの放送にあわせ、戦国をテーマにした特別展などを検討し、誘客につなげてまいりたいと考えております。〔観光振興課〕			
彦根駅からいろは松までの道を歩いてみると、駅から市庁舎を含めて、観光客を歓迎するような雰囲気の流れ幕や旗などが見当たらない。観光客は「せっかく来たのに」と感じるのではないかな。ブロックごとに、また事業ごとにはそれぞれ誘客に力を入れているだろうが、市全体で歓迎する雰囲気作りが大切ではないかな。			彦根駅からいろは松付近につきましては、「国宝・彦根城築城400年祭」や「井伊直弼と開国150年祭」の開催時に、これら記念事業の周知を図るため、フラッグやのぼり旗などを設置しておりました。 現在は、記念事業も終了したことから設置していない状況にありますが、ご指摘のとおり、彦根にお越しいただいた方への歓迎の雰囲気を創出することも必要であります。駅構内の使用や県道の道路占用についてJRや県の担当部局と協議し、設置可能なところについては、春の観光シーズンに向け、フラッグ等を設置してまいりたいと考えております。〔観光振興課〕			

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 山田 静男

コード	331	章	3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり			政策	(3) 計画的な土地利用	
施策名	①土地利用の促進			所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	都市計画課

【Plan・Do】

背景課題	これまでの都市づくりは、経済的な豊かさを追求することが大きな目標となっており、それによって物質的には恵まれ、生活の利便などの快適さも享受できるようになった。しかし、経済的な豊かさを追求することによって失われたものも少なくなく、市民が真の豊かさを実感できる生活を送れる都市空間を形成することは大きな課題である。				
施策の概要	目的 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を促進する。 実施内容 良好な都市の環境が整った、快適で安全・安心なまちづくりに向け、都市計画マスタープランの策定、土地利用動向の把握、用途地域・高度地区・防火地区等の見直しなど計画的な土地利用計画を策定する。また、大規模空閑地や工場跡地など未利用地の整備計画づくりなど土地利用の誘導に努める。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	332 市街地の整備	

【Check】

【チェック】

指標による評価	まちづくり指標		目標および進捗状況						
	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	土地利用の誘導	大規模空閑地等の整備計画累計数(目標4地区)	目 標	—	0地区	1	2	3	4
			現在値	0 地区	0	1	1	1	
達成率			—	—	100%	50%	33%	0%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 現在、検討中の地区においては、アンケート結果において反対意見もあり、地域住民との調整がとれていないため、計画作成まで至っていない。また、別の空閑地については、その整序方針として整備計画を作成していくか検討段階である。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 「活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり」を進めていくためには、適正な制限のもとに計画的な土地利用を促進することは重要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 少子高齢化など社会経済状況の変化に対応した土地利用のあり方について、土地利用計画の策定および土地利用の誘導を促す整備計画づくりの必要性は高いが、金融不況による急速な景気低迷の中新たな土地利用を誘導することは大変厳しい状況にある。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 計画的な土地利用を促進するため、都市計画法による、用途地域、地区計画などの規制誘導措置を伴う手段は、適正で効果的である。また、これらの手段は市民からの意見反映や提言をふまえたうえ決定する。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 土地利用計画の策定および土地利用の誘導に係る費用がどのように土地利用の促進に効果を発揮したかを定量的に把握することは困難である。						
	■施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
		達成度		3					
		有効性		5					
		必要性		4					
		妥当性		4					
		効率性		3					
【今後の施策の展開方法（Action）】 これからの土地利用計画などのまちづくりを進めていくには、市民、事業者、行政が協働し、まちの将来像を共有しながら、社会経済情勢の変化に適合した形で適宜見直しを行うなど「都市計画マスタープラン」を充実させていく。									

行政評価委員会の評価

コード	331				
章	章 名				
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり				
政策名	(3) 計画的な土地利用				
施策名	①土地利用の促進				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○大規模空き地の整備については、現状と課題を整理し、市の活性化のために、一つずつ確実に進めていただけるようお願いしたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (7人)	☐ 見直し (1人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

市民、事業者、行政の協働体制を強化して、「都市計画マスタープラン」にそって着実に事業を展開していただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
施策評価調査において、施策の概要の背景・課題に「これまでの都市づくりは、経済的豊かさを追求すること～市民が真の豊かさを実感できる生活を送れる都市空間を形成することは大きな課題である」と書いてあるが、具体的に、何をどのようにしていくことが望ましいと考えているか。	単なる利便性や経済的豊かさを追求するだけでなく、景観や自然環境との調和、またそれに併せ安全対策として防災面に配慮した土地利用を進めていくことが望ましいと考えています。〔都市計画課〕
彦根市都市計画マスタープラン策定への、市民等の意見反映を図るとあるが、どのような具体的な方法で市民の意見を取得し、どのように反映されたのか、例を教えてください。	マスタープランを策定するにあたり、一般公募委員7人、各種団体推薦委員5人を含む計18名からなる策定委員会を立ち上げ、計6回に及ぶ協議の中で、約1,300人の市民に対して行ったアンケート調査結果の意見反映についても検討を行いました。 また最終段階では、取りまとめた計画(案)を縦覧し、意見募集を行いました。〔都市計画課〕

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 山田 静男

コード	332	章	3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり 政策				(3) 計画的な土地利用	
施策名	②市街地の整備			所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	都市計画課

【Plan・Do】

背景課題	本市の中心市街地は、城下町独特の道路形態が都市基盤整備を遅らせ、また、郊外への大型店舗の立地等により、まちの活力が衰退し空洞化が進むなか、既成市街地内の住環境面は安全性や防災上の課題が数多く存在している。また、JR各駅周辺などの市街地においても、より快適で質の高い都市空間の形成が求められ、住民自らの主体的なまちづくりが導き出せる活動が必要である。				
目的	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、住民主体のまちづくり計画を立案し、地域特性を生かした協働のまちづくり事業を促進する。				
実施内容	地域特性を生かしたまちづくりとして、街路事業等まちづくり交付金を活用した中心市街地の整備、区画整理事業やその関連事業を計画する彦根駅東地区の整備、市内駅周辺の地域核となる地区の有効な土地利用に向けての計画づくりを促進する。また、快適な住環境の創出として、地区計画、建築協定等の都市景観形成への対応や、駅前広場等公共の場のバリアフリー化による高齢化・福祉等への対応を行う。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	331 土地利用の促進

【Check】

【Check】

指標による評価	まちづくり指標		目標	目標および進捗状況					
	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	彦根駅東地区の整備	地区の使用収益開始面積累計（仮換地面積11.8ha）		0.5ha	1.2ha	2.4ha	4.7ha	5.9ha	7.1ha
			現在値	0.5ha	1.1ha	2.1ha	3.7ha	5.1ha	
			達成率	100%	92%	88%	79%	86%	
評価の観点	【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		彦根駅東地区の使用収益開始は、昨年度末より1.4ha増えており、計画より若干の遅れはあるもののほぼ計画どおり進んでいる。						
	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 「活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり」を進めていくためには、地域特性に則ったまちづくり事業を促進することは重要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 中心市街地、彦根駅東地区、他の駅周辺地区の整備は、より快適で質の高い都市空間の形成が求められ、その必要性は高い。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 良好な市街地の整備を促進するため、様々な事業手法・制度を活用し、地区の特性・課題に応じたまちづくりに取り組む必要がある。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地域特性を生かしたまちづくりを促進し快適な住環境を創出するには、公共空間の整備のみならず民地における民間投資が不可欠であり、中心市街地、彦根駅東地区およびその他の地域核施設周辺地区の整備は官民協働の投資が必要である。						
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目 達成度 有効性 必要性 妥当性 効率性						
	【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については、全体計画を完了させるには膨大な資金と時間が必要であることから、効率的な年次計画を樹立し、計画に沿った取組を推進する。		一次評価点数（5段階） 4 5 5 4 4						

行政評価委員会の評価

コード	332				
章	章 名				
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり				
政策名	(3) 計画的な土地利用				
施策名	②市街地の整備				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.7
総合評価 3.0
必要性 3.3
妥当性 3.0
効率性 2.7

【会議における意見等】

○J R稲枝駅関連の整備については、市民の関心も高いことから、事業の計画や内容について、適宜公表していただきたい。

○彦根駅東土地区画整備事業については、観光客をはじめ、年齢を問わず広く市民に支持され受け入れられるよう、計画的な事業展開をお願いしたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (1人)	☒ 継続実施 (7人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

アクセスや利便性の良さを活かし、彦根駅東地区を周辺観光の中核的な機能を持った場所として生かしていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
彦根駅東土地区画整理事業は、観光客層や青年から高齢者層すべての市民に支持され受け入れられる東口構想であってほしいと期待するが、その期待にどのように応えていくのか。	彦根駅東土地区画整理事業では、彦根駅東口の開設にあわせ、駅前広場、都市計画道路を整備し、交通拠点機能を高めます。また、用途地域を変更するとともに地区計画を定め、計画的な土地利用を誘導し、住みやすいまちを創ります。 このため、多様な都市サービス施設の立地や新たな彦根の玄関口としての整備に向けた取組みを、彦根駅東地区まちづくり委員会や地権者、地元の皆さんと協働しながら進めています。〔市街地整備課〕
稲枝駅付近の整備計画はどのようなになっているのか	J R稲枝駅を東西連絡自由通路と駅舎を併設する橋上駅舎へ改築することにあわせ、東西の駅前広場を整備します。 また、西口の駅前広場へのアクセス道路を新たに整備することとしています。〔市街地整備課〕

平成21年度 施策評価調査書「行政の内部評価結果」

作成責任者 山田 静男

コード	341	章	3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり			政策	(4)総合的な交通対策の確立		
施策名	①道路の整備			所管部署	部(局)名	都市建設部		課名	道路河川課

【Plan・Do】

背景課題	幹線道路整備については、都市計画法および「彦根市道路整備プログラム」に基づく。また、歩道のバリアフリー化については、「彦根市交通バリアフリー基本計画」を中心に歩道整備を進めているが、昨今の厳しい財政状況のなか計画どおりの事業進捗は困難な状況にある。				
施策の概要	目的 道路は市民生活を支える社会資本であり、安全で円滑な交通を推進するための整備に努める。また、高齢者や障害者など誰もが安全に安心して利用できるよう歩道等の整備に努める。				
実施内容	幹線道路整備については、都市計画法および「彦根市道路整備プログラム」に基づき、現在13路線の改良整備を施工中。歩道のバリアフリー化については、「彦根市交通バリアフリー基本計画」を中心に歩道整備を進めている。いずれも継続中事業の早期完成を目指しているが厳しい財政状況のなか計画どおりの進捗は困難な状況にあり、見直しが必要となってきた。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策		

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	歩道整備進捗率	歩道整備済延長／計画延長 整備計画延長：4.99Km	目 標	—	4.0%	6.0%	7.0%	8.0%	10.0%
			現在値	3.0%	3.0%	4.0%	4.0%	5.0%	
			達成率	—	75%	67%	57%	63%	0%
幹線道路整備進捗率	執行済事業費／総事業費 13路線 整備計画延長7.67km		目 標	—	52.7%	63.0%	67.0%	74.0%	76.0%
			現在値	50.7%	52.9%	63.0%	67.0%	74.0%	
			達成率	—	100%	100%	100%	100%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 歩道整備につきましては、関係機関との調整および地元調整に時間を要し、若干遅れているが、幹線道路整備については、完了した路線もあり、また、用地取得等、地権者の協力が得られ予定どおり進捗した。なお、幹線道路整備率について、総事業費の見直しにより目標および現在値を修正した。						
評価の観点	[有効性] 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 社会資本である道路を整備することは、まちの機能を効率的に発揮させるために欠くことが出来ないものであり、「活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり」を進めるうえで重要である。						
	[必要性] 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 都市計画法および「彦根市道路整備プログラム」で位置づけされたもので、円滑な移動の確保、環境・防災等の面で良好な空間の確保、居住空間の構成に必要な施設である。						
	[妥当性] 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 道路整備は本市が行なう社会資本整備の大きな部分を占めている。住民のニーズも高く、他の手法での対応は困難である。						
	[効率性] 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価 ☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 都市計画事業については、事業採択後10年間継続中の事業は、継続にあたり事業評価監視委員会の再評価を受けることになり、費用便益についても、一定以上の数値が必要となる。 道路新設改良事業については、公共公益施設等の機能を発揮させるために欠くことは出来ない事業である。						
	■施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
施策実施結果による評価			達成度		4				
			有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		5				
			効率性		4				
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策は継続して取り組んでいくが、昨今の財政状況から計画どおりの事業進捗は困難状況であり、住民および地権者に対する説明が必要となる。									

行政評価委員会の評価

コード	341					
章	章 名					
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり					
政策名	(4) 総合的な交通体系の確立					
施策名	①道路の整備					
委員会の評価	有効性 やや高い	必要性 高い	妥当性 やや高い	効率性 やや高い	総合評価 やや高い	
【会議における意見等】						
○道路整備については、幹線道路の整備が中心となるが、児童・生徒の通学路など生活に密着した道路の安全性の確保を見据えた整備についても、十分考慮していただきたい。 ○道路整備は市民生活を支えるために必要な施策であり、産業の活性化や市民生活の利便性を図る上で、可能な限り整備する必要があるが、財政状況が厳しいことから、市民に対し整備する目的を明確にし、優先順位を付けるなど工夫をして取り組んでいただきたい。						
委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)		☒ 継続実施 (8人)		☐ 見直し (0人)	
【今後の方向性に関する意見】						
社会資本整備として道路整備は市民生活を支えるために必要な施策であるが、厳しい財政事情であることから、優先順位等をより一層工夫されたい。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
バリアフリー施設整備事業について、児童・生徒のメイン通学路に対してのバリアフリーによる整備の考え方は、どの様にお考えですか。 また、今後「拡充」の方向性に対して、どこを対象に計画実施されていくのか。計画状況についてお聞かせ願いたい。			歩道のバリアフリー化につきましては、彦根市交通バリアフリー基本構想に基づき整備しております。当構想では、JR彦根駅およびJR南彦根駅の周辺整備を目的としたものです。 通学路を対象としたバリアフリーの計画は立てておりませんが、通学路に対しましては、学校から道路の危険箇所などの改善要望をいただき、対応できる箇所については修繕等を行っております。 今後につきましても、当構想内における整備が遅れていることから早期完了を図っていきたいと考えております。〔道路河川課〕			
街路事業は行政が行う重要な事業であるが、進捗があまり遅れると当初想定した効果が薄くなったり、かえって通行の障害となる場合もあると思われるが、現在進んでいる事業で用地買収や移転の交渉で問題となっているものはありますか。			用地交渉につきましては、地権者それぞれ事情が異なり、代替地を希望される方もおられますので、買収までには相当な時間を要します。 現時点では、財政事情による事業費の縮減が大きな問題ですが、早期完了に向け、引き続き用地買収を進めてまいりたいと考えております。 また、現在事業効果を少しでも出せるよう、一部において買収済部分の道路改良工事を実施しているところであります。〔道路河川課〕			

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 山田 静男

コード	342	章	3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり			政策	(4)総合的な交通体系の確立		
施策名	②公共交通網の整備			所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	交通対策課	

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	日々の生活における公共交通による移動手段は、安全性や快適性、利便性、目的に合わせた選択の可能性などの向上が求められているが、モータリゼーションが進むなか、公共交通の利用は減少の一途をたどり、特にバスの運行に対する補助支援額も増加している。また、環境にやさしい自転車等の利用も促進しているが、利用者モラルに欠けるところがあり、放置自転車も多々見受けられる状況である。			
	目的	駅舎の整備等を行いつつ、鉄道やバス、予約型乗合タクシーの利用を促進をしていくとともに、自動車・自転車等を含めた効率的な公共交通が確立できるよう努める。			
	実施内容	公共交通機関については、市民の移動手段として重要な役割を果たしており、駅舎の改築やバリアフリー化など利用環境の整備を促進すると共に、平成20年度に作成した総合連携計画のもと地域公共交通の活性化、再生に向け、鉄道やバス、タクシーの事業者とも協働して利用促進に取り組む。また、自転車については、クリーンな移動手段として利用を促進すると共にマナーの向上を図る啓発等を行うなど、本市の状況に応じた効率的な公共交通対策を行えるよう努める。			
実施期間		平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	

【Check】

【目標】まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	バス利用者輸送実績 (1日平均)	補助実績期間の輸送人員	目 標	—	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
			現在値	2,346人	2,232	2,106	1,958	1,698	
			達成率	—	83%	78%	73%	63%	0%
	放置自転車台数	18・19年度は17年度の15%減 20・21年度は19年度の10%減 22年度は21年度の5%減	目 標	—	710	710	640	640	610
			現在値	834台	1037	1272	1219	969	
			達成率	—	68%	56%	53%	66%	0%
【進捗状況の評価】			【理由等】						
☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☒ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			路線バスは市民の重要な移動手段であるが、費用対効果の観点から路線を廃止統合したことによって、利用者数は減少している。公共交通機関利用を促進する効果的な方策や、路線バスに限らない市民の移動手段を確保する施策を市民参加のもとで検討する必要がある。また、駅前に放置される自転車が依然として多く、放置自転車撲滅に向けた効果的な啓発と放置自転車禁止区域における撤去を関係機関の協力を得ながら実施する必要がある。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 駅舎整備など公共交通機関の利便性向上や、環境にやさしい自転車等の利用促進により市民満足度を向上させ、活力あるにぎわいあふれるまちを創っていくもので有効な施策である。						
		【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 公共交通機関として、また環境にやさしい乗り物として利用を促進していく必要があり、安全性や利便性の向上等、市民ニーズに応えていく取組として必要である。					
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ■やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 鉄道やバスについては、それぞれの事業者等と協力しながら利用促進や環境整備に努める。さらに、自転車についても利用促進を図るべく、効果的な施策の推進に努めるほか、放置自転車の撲滅に向けた啓発等を展開する必要がある。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかどうかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ■どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 バス路線維持に関しては運行欠損額を補助しているが、市民ニーズも把握しながら路線の見直し等を行う必要がある。						
	施策実施結果による評価			評価項目 一次評価点数 (5段階)					
☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。			達成度 2						
			有効性 5						
			必要性 5						
			妥当性 4						
			効率性 3						
【今後の施策の展開方法 (Action)】 本施策については、継続して取り組んでいくものの、市民ニーズを把握し、効果的・効率的な公共交通網が整備できるよう、市民や事業者と一体となり、取り組みする必要がある。									

行政評価委員会の評価

コード	342						
章	章 名						
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり						
政策名	(4) 総合的な交通体系の確立						
施策名	②公共交通網の整備						
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価		
	やや高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い		
【会議における意見等】							
○デマンドタクシー事業については、少子高齢社会への対応として非常に重要な施策であるので、利用者の意見を十分に斟酌するとともに、若い世代を取り込んで制度を支えていく仕組みづくりをしていくことが大切である。 また、「乗合い」という仕組みに馴染みが薄いことから、より積極的なPRを行い、制度の浸透を図っていただきたい。 ○公共交通網の整備については、民間のとの連携に加えて、福祉部門との連携についても検討していただきたい。							
委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充 (0人)		☒ 継続実施 (8人)		☐ 見直し (0人)		
【今後の方向性に関する意見】							
5年10年先を見据えた公共交通の在り方について検討しながら、施策を展開していただきたい。							
【主な事前質問とその回答】							
委員からの質問・意見			担当課の回答				
全国の各自治体に、デマンドタクシーが検討されている中で、本市のデマンドタクシーについて、広報ひこね(9/1号)に掲載されている中で、経路図を見ても、彦根、犬上エリアにおいても、大変有意義かつ、今後将来の利用促進が期待できる。 今後、随時検討において、経路を増やし、利用価値を高め、需要に即したタクシーの配車の万全な体制についての方向性、考え方についてお伺いします。 また、「乗合い」という観点から考えて、最近では、個々を重視する傾向、考え方が強いこともあり、需要の度合いが心配される部分も考えられますが、どのように対策を講じていく必要があると考えますか。			デマンドタクシーについては、本年9月27日に湖東圏域全域において、既存路線の延伸および新規路線を導入しました。 これは、湖東圏域公共交通総合連携計画に基づき、国の補助金を受けながら実施しているものですが、平成23年度までの実証運行となっていることから、将来的に持続できる本格運行に向けて、利用状況の検証や意見集約等を行いながら、路線経路や運行本数等改善を図っていきたくて考えております。 また、このデマンドタクシーは、2人以上で利用した場合でも一人一人が精算するシステムであるため、乗合いが発生すればするほど、運行事業者に支払う補填金額は少なくなりますので、いかに、「乗合い」を増やしていくかが課題となってきます。 そのためには、積極的なPR活動と利便性の向上に取り組みながら利用者数の増加を図る一方、税金によって維持されていることを周知していき、住民の皆様で支えている認識を持っていただくことも必要と考えます。 [交通対策課]				
公共交通機関が整備されていないので、観光客は歩いて移動できる範囲の観光に限られることが多いが、自転車を利用すれば、観光導線を広げられるのではないかと。レンタサイクルの整備を市としてすすめられないか。			現在、彦根駅周辺にはJRの関連企業や近江鉄道が運営するレンタサイクルが存在し、また、民間の自転車預り所が運営されているものもあります。 今後は、観光振興や定住自立圏、エコ交通等の取組を踏まえて、総合的に検討していく必要があると考えております。 [交通対策課]				

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 磯谷 直一

コード	351	章	3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり	政策	(5) 雇用の促進と勤労者福祉の充実			
施策名	雇用の促進と勤労者福祉の充実			所管部署	部(局)名	産業部	課名	商工課

〔Plan・Do〕

施策の概要	背景課題	わが国の労働状況は、若年層の高い離職率に加え、団塊の世代の退職等により労働力人口の減少が予想されている。現在のわが国の景気は海外経済の改善や緊急経済対策等の効果により着実に持ち直してきているが、なお自律性に弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。また、雇用情勢についても有効求人倍率や求人数の増加が見られるものの、依然として厳しい状況にある。			
	目的	雇用の促進、雇用機会の確保と安定を図るとともに、勤労者福祉の充実を図る。			
	実施内容	成長性、雇用吸収力のある企業の誘致のほか女性や障害者、高齢者の雇用の場を確保するための環境や条件の整備に努める。 また、県や労働基準監督署、職業安定所と連携し、雇用安定のための啓発事業を推進するほか、勤労者福祉施設（ひこね燦ばれず、彦根勤労福祉会館）の管理運営と施設の整備に努める。さらに、彦根地域勤労者互助会活動の充実を図るなど、ライフスタイルに応じた総合的な勤労者福祉対策の充実を努める。また、本市では国の緊急雇用対策に呼応し、30事業を実施し、雇用の創出に努めた。			
実施期間	平成18年度～平成22年度		関連施策	314 工業の振興 135 障害者（児）福祉の充実	

〔Check〕

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
有効求人倍率	有効求人数／有効求職者数	目 標	—	1.56	1.57	1.58	1.59	1.60	
		現在値	1.56	1.63	1.24	0.48	0.53		
		達成率	—	104%	79%	30%	33%	0%	
		目 標	—						
		現在値							
		達成率	—						
【進捗状況の評価】			【理由等】						
☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			最近の日本の景気は着実に持ち直してきているものの、なお厳しい状況にある。景気動向指数の一つである有効求人倍率については、平成22年3月には全国平均で0.49倍、県平均で0.47倍、彦根市を含む彦根公共職業安定所管内では0.53倍となり、3ヶ月連続上昇しているが、まだまだ低水準にある。また、景気を下押しするリスクもあることから、今後、雇用情勢の悪化も懸念されるため、彦根公共職業安定所、彦根労働基準監督署など関係機関との連携をより一層図りながら、各種施策を展開する必要がある。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地域経済の活性化を図るためには、本市企業に働く勤労者の労働環境の整備・改善、福利厚生の実施を図ることが重要である。 さらに、本市企業への雇用の促進と安定を図ることは、企業の労働力確保や企業の安定的発展を促すためにも重要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 本市企業の雇用の促進と安定は、市民の雇用機会の拡大と安定が図れるとともに、労働環境の整備・改善、福利厚生の実施は、勤労者の基本的ニーズである。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 雇用については、今日の厳しい雇用情勢に鑑み、彦根地区雇用対策協議会や彦根公共職業安定所等とより緊密に連携しながら、広く事業所に対して啓発等を行っている。 また、勤労者福祉については、中小企業に働く勤労者を対象に事業を展開するとともに、特に勤労者互助会では、1事業所では実施が困難である中小企業の従業員の福祉厚生事業を彦根市・愛知郡・犬上郡の広域のエリアで事業展開しており、勤労者福祉の向上につながっている。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 雇用については、関係機関と連携しながら実施しているため、単独実施に比べ経費が抑えられている。 勤労者福祉については、受益者の満足度を高めるには事業内容の充実を図る必要がある。また、勤労者互助会は、広域で事業を展開しており、スケールメリットを生かした福利厚生事業が実施されている。						
	施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）			
			達成度		3				
			有効性		5				
			必要性		5				
			妥当性		4				
			効率性		4				
【今後の施策の展開方法（Action）】 各施策については、継続して取り組んでいくが、福利厚生事業については、会員事業所自らが運営していくものであることから、さらに自主運営への支援に重点をおいた取り組みを推進する。									

行政評価委員会の評価

コード	351				
章	章 名				
第3章	活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり				
政策名	(5) 雇用の促進と勤労者福祉の充実				
施策名	①雇用の促進と勤労者福祉の充実				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや低い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○彦根市勤労者互助会は、中小企業で働く方の福利厚生を確保するために必要である。会員数は増加しているということであるが、まだまだ加入率は低いことから、加入拡大に向けて引き続き支援していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充（0人）	☒ 継続実施（7人）	☐ 見直し（1人）
--------------------	---------------------------------	--	----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

雇用情勢は依然として厳しいことから、関係機関との連携を一層強化して雇用の確保につながるよう、施策を展開していただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
有効求人倍率が低調であると本市出身の若者等が本市に帰ることが不可能となる、どのような対策が考えられるか。	有効求人倍率については、平成22年3月には全国平均で0.49倍、県平均で0.47倍、彦根市を含む彦根公共職業安定所管内では0.53倍となっており、彦根市に限らず全国的に低い水準となっています。また、彦根管内の新規求人数も減少していることから、本市での就職を希望する若者等についても厳しい状況にあります。 一方、地域の中小企業においては、人材を求めているところも数多くあり、特に医療・福祉分野においては、慢性的な人材不足となっています。また、近年の学生は安定志向といわれており、こうした企業や分野への就職を希望しない傾向もあります。 こうしたことから、本市では彦根地区雇用対策協議会と連携しながら、地域企業の合同説明会等を実施し、学生と地域の事業所とを結びつけ、雇用の創出を図るための取り組みを行っています。〔商工課〕
地元大学の学生に彦根地区の中小企業や産業の魅力を知らせるためには、就職のみをターゲットにした面談会や説明会を開くだけではなく、学生時代から学生としての視点を利用できる活動や企画に参加させてはどうか。 4年間彦根に居るのだから、時間をかけて彦根について考え行動することができると思われる。	彦根市内の3大学においては、地域事業所との連携の下、インターンシップ事業を実施し、就職前の職業体験等を図っておられます。 また、大学におけるキャリア教育を就活に重きを置くだけではなく、地域貢献を柱とするものとして取り組んでいるところもあります。さらに商店街のイベントを通じてまちづくりに学生が参加されるなど、自主的な活動も広まりつつあります。〔商工課〕

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 田口 達朗

コード	411	章	4. 明日の彦根市を担う人を育むまちづくり	政策	(1)教育の充実			
施策名	① 幼児教育の充実			所管部署	部(局)名	教育委員会事務局	課名	学校教育課

【Plan・Do】

背景課題	少子化が進み地域社会が変容する中で、遊び相手や集団活動を求めて、保護者の3歳児保育へのニーズが高まっている。また、人とのかかわりが希薄化する中で、子育てへの不安や悩みを抱える保護者に対して、「親と子が共に育つ幼稚園」「地域に開かれた幼稚園」として、親支援をしていくと共に幼稚園での子育て支援の充実が求められる。					
目的	幼稚園は、環境を通して行う教育という「幼稚園教育要領」の趣旨に基づき、人とのかかわりを広げ、地域の豊かな自然を生かした体験を年齢に応じ意図的・計画的に教育内容に取り入れ、豊かな心と生きる力の基礎を培う幼児教育をめざしている。					
実施内容	幼稚園から小学校教育への円滑な移行をめざし、保育所、幼稚園、小学校、家庭、地域との連携を深めながら、教育内容の充実と教育環境の計画的な整備充実を進めるために次の事業を進める。 1 幼稚園教育環境の整備充実 (1)幼稚園施設設備の整備 2 幼稚園教育の充実 (1)創意ある教育課程の編成と充実 (2)基本的な生活習慣・態度の育成 (3)道徳性の芽生えを培う教育の推進 (4)子育て支援の推進 (5)保・幼・小連携の推進 (6)安全・安心な園づくりの推進 3 教員の資質の向上 (1)研修の充実					
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策		

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
子育て支援の充実	子育て支援の参加率 参加している保護者数÷保護者数	目 標	—	36	40	41	42	44	
		現在値		39	39	38	43		
		達成率	—	108%	98%	93%	102%	0%	
3歳児保育の満足度	保護者の満足度 満足している保護者数÷保護者数（満足度調査による）	目 標	—	85	86	87	88	90	
		現在値		85	86	87	88		
		達成率	—	100%	100%	100%	100%	0%	
【進捗状況の評価】 □予定より進んでいる ■予定どおり進んでいる □予定より遅れている □予定より著しく遅れている □ほとんど進んでいない			毎週木曜日、降園時刻の後1時間の子育て支援活動においては、全園とも定着し、充実した取り組みが展開されている。3歳児保育においては、個々の発達段階に応じた支援に心がけ毎日の園生活が楽しく充実できるような指導に工夫をしていく必要がある。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 幼児期は、人格形成の基礎を培い自我の芽生えや自立する重要な時期であり、様々な経験ができる環境を意図的・計画的に作り、発達にふさわしい遊びを保障していかなければならない。そこで、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境の整備を勘案し、幼稚園の既存の施設・設備等の効果的な利用を図るとともに防犯等の安全対策にも対応していくことが求められる。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 幼児期の教育の重要性が広く認識され、3歳児保育に対する保護者の関心が高まり、入園希望者が増加する中で、3歳児保育の募集定員を拡大していく必要がある。また、幼児を取り巻く環境および生活等の変化に伴い、親子の関わり合いにも変化が見られる。地域において各幼稚園が今後果すことが期待される「幼児教育センター」的な役割等について、今後、内容や方法等を工夫していく必要がある。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 幼稚園運営の弾力化を図り、親と子の育ちの場としての役割や機能の充実により、保護者の悩みや不安感を和らげていくことで、子どもへのかかわり方に良い影響が表れている。また、保幼小の職員が合同研修を深めることで、幼児児童を理解し滑らかな校種間の接続へと結びついている。今後も人とかかわる力や、家庭の教育力を高めていくために生活体験の場を提供したり、地域の方の協力も得ながら支援していくことが妥当と考える。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 住民のニーズを勘案しながら、幼稚園の条件整備に努めていく必要がある。また、幼児の年齢や発達状況に対応したきめ細かな教育や安全管理を重視していくには、現在の教員等の充足と資質向上が求められる。そのため、実効ある保育研究会や実技講習会を開催し、研究や研修をさらに充実し、専門性を磨いていくことが求められる。						
	■施策を継続する。 □施策の改善を行う。 □施策の見直しの結果、休止又は廃止する。			評価項目		一次評価点数（5段階）			
			達成度		4				
			有効性		4				
			必要性		5				
			妥当性		4				
			効率性		3				
【今後の施策の展開方法（Action）】 幼児教育の充実と幼児にとって教育環境の中核ともいえる教員の資質の向上を図るとともに、幼稚園の置かれた状況に応じて、意図的・計画的に保育内容を検討し、豊かな心を育て生きる力が身につくよう努めていく。また、子育て支援では保育終了後の「預かり」を、3歳児保育では待機幼児の解消に向けた定員の見直しを実施し、それぞれの課題への対応を図っていく。									

行政評価委員会の評価

コード	411				
章	章 名				
第4章	明日の彦根市を担う人を育むまちづくり				
政策名	(1) 教育の充実				
施策名	① 幼児教育の充実				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○ 幼保一元化については、国の動向を把握するとともに、市の児童数の現状や今後の推移について分析を行い、より効果的な取組となるよう、市の方針を検討していただきたい。

○ 幼児教育の一環として、地域と連携して豊かな体験学習の機会を子どもに提供することは重要であることから、彦根の良さを生かした地域と連携した活動を展開していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

核家族化やコミュニティーの希薄化に伴い、子育てに不安を持つ親のより所としての役割が大きくなっていると考えられる。より一層の子育ての支援の取組を期待したい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
幼保一元化の話が出ていますが、具体的な計画案は作成中ですか。	幼保一元化の具体的な計画案は作成しておりません。現在、国において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（全閣僚が委員）が本年6月末に正式決定されました。内容として、保育所・幼稚園・認定こども園の垣根を取り払い、「こども園」（仮称）として一体化していこうとするものです。 その後の国の動きは確認できておりませんが、現状においては、保育所を担当する福祉保健部（子育て支援課）と幼稚園担当の教育委員会事務局教育部（学校教育課）において、今後の本市の就学前の子どもに対する保育・教育について、また、国の新たな施策について、本市の保育所・幼稚園の配置や公立・民間の状況、また、一元化等の実現に向けた課題等について協議を重ねている状況であり、今後の国の動向を注視しながら、その方向性を固めていく予定です。 〔学校教育課〕
幼児教育の一環として、豊かな体験・学習の機会を子どもに提供するうえで、地域との連携は重要だと考える。 特に、彦根はいわゆる都心とは異なる良さ・特徴があり、一次産業も身近だ。これらの重要性については施策中でも指摘されているが、地域と連携して展開されている活動（または活動予定）があれば、具体的に教えていただきたい。	幼稚園児が地域の夏祭りや学区の運動会に参加したり、地域の方を幼稚園に招いて様々な人材活用を行っています。 地域の読書サークルの方や歯科衛生士、獣医、栄養士、遊びの名人の方、消防署の方、警察署の方等招き、家庭や地域と共に連携して保育活動を展開しています。 また、地域の文化祭などに子どもの作品を展示していただいたり、文化祭の行事に参加したり、地域との連携は幼稚園にとって大切な保育活動です。〔学校教育課〕

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 田口 達朗

コード	412	章	4. 明日の彦根市を担う人を育むまちづくり			政策	(1)教育の充実	
施策名	② 義務教育の充実			所管部署	部(局)名	教育委員会事務局	課名	学校教育課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	中学校での問題行動は件数・人数とも前年度に比べ大幅に減少するとともに、小中の不登校児童生徒数も減少し、過去10年間で最小の値を示したものの、いじめや不登校などの学校不適応問題は決して予断を許さない状況にある。また、学力や自尊感情の低下などの課題もあり、児童生徒の多様な個性やニーズに対応することが求められている。学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい児童生徒を育て、「生きる力」を育成することが強く求められている。			
	目的	基礎・基本を重視し、児童生徒の一人ひとりを大切にしたいきめ細かな学校教育の充実により、自ら考え正しく判断できる力とたくましく生きる力をもつ知・徳・体の調和のとれた個性豊かで創造性に富む児童生徒を育成する。			
	実施内容	・全教育課程において、体験的な学習や問題解決的な学習の推進に努めるとともに、地域や学校の特色を生かした教育課程の編成および施設、設備の改善と充実に努めている。 ・学校における教育実践上の諸問題に対し、調査研究・各種研修会を開催し、教職員の資質の向上に努めるとともに不登校児童生徒へのカウンセリング等、きめ細かな個別対応に努めている。			
実施期間		平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	児童生徒の意識	学校生活が楽しいと感じている児童生徒の割合	目 標	—	86	87	88	89	90
			現在値	—	85	87	86	87	
			達成率	—	99%	100%	98%	98%	0%
キャリア教育充実度	体験学習による社会理解度 体験が充実していた生徒数 実施学年生徒数	目 標	—	95	96	97	98	99	
		現在値	—	95	92	94	98		
		達成率	—	100%	96%	97%	100%	0%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			小中学校の格差が縮まってきた。体験学習や個を生かす教育の推進により自尊感情や自己有用感を育て、特に中学生が学校生活を充実できるよう指導を工夫し、目標値の達成に迫りたい。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 基礎・基本の確実な定着を図り、内面にせまる指導の充実に努め、個性を生かす教育を推進する必要がある、互いに学び合い育ち合う仲間づくりや集団づくりを大切にし、豊かな人間性や社会性を培う等の「生きる力」を身に付ける創意ある教育活動に取り組む必要がある。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 将来の彦根市を担う児童生徒の健全育成が重要であり、体験的な学習を通して郷土を愛する心や地域社会の一員としての自覚をもち、社会に貢献できる児童生徒の育成のため、家庭や地域に開かれた特色のある教育を推進する必要がある。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 児童生徒にとって、基礎・基本を大切にしたいわかる授業を行うとともに、一人ひとりを大切にしたい少人数指導の充実に図ることが重要である。また、総合的な学習の時間等の体験的な学習や問題解決的な学習を重視することが必要である。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかどうかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 児童生徒一人ひとりの学校生活が充実したものとなるよう、職場体験学習等の体験的な学習など、満足感や成就感を味わえる教育活動を展開することが重要である。そのためには、教材備品等の十分な供給を図るなど、教育環境の改善・充実が必要であり、これに加えて導入されたICT機器を具体的に効率的に活用するにあたり、教職員の資質向上のための研究や研修も欠くことができない。しかし、指標となる児童生徒の心情面等の成長については、その効果を長いスパンで捉えることも重要である。						
施策実施結果による評価	■ 施策を継続する。		評価項目						
			一次評価点数 (5段階)						
			達成度	4					
	□ 施策の改善を行う。		有効性	5					
			必要性	5					
		妥当性	4						
□ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		効率性	3						
【今後の施策の展開方法 (Action)】 本施策については、継続して取り組んでいくものの、日々教育活動を充実していくことが重要であり、また、保護者や地域の方々の理解・協力が大切であり、その方策も今後推進していく必要がある。特に、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施となる新しい学習指導要領に滑らかに移行し、新教育課程が確実に実施できるよう教員研修の充実を図っていく。また、社会全体での子育て、子どもたちのより良い成長を促進するために、学校が核になり家庭・地域一体となった教育施策の推進を図りたい。									

行政評価委員会の評価

コード	412					
章	章 名					
第4章	明日の彦根市を担う人を育むまちづくり					
政策名	(1) 教育の充実					
施策名	②義務教育の充実					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】						
○ICT環境の整備については、ハード面の充実と合わせ、教員の指導技術の向上を図る研修体制や、運用時におけるサポート体制を充実し、設備を有効活用できるよう取り組んでいただきたい。 ○給食費の未納問題については、負担の公平性から毅然とした態度で取り組んでいただきたい。 ○国際理解教育アドバイザーの効果的な配置に加え、市内大学に在籍する外国人留学生との交流による異文化交流などを検討していただきたい。						
委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充 (0人)		☒ 継続実施 (7人)		☐ 見直し (1人)	
【今後の方向性に関する意見】						
義務教育にどのような理想や展望を描くかによって、その地域を変えていく可能性があると思う。「彦根らしさ」を踏まえた施策展開を望む。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
ICT環境の整備にあたりハード面の整備も必要だが、ソフト面の整備、特に指導者の育成が重要と考える。指導者の育成の方針と研修等の計画はどのようなものであるか。			今年度より彦根市立教育研究所の調査研究部門の一つとして、「教育機器に関する調査研究」を立ち上げ、ICTの活用についての調査研究を進めています。 各校において、それぞれ工夫を重ね、積極的に活用するとともに、今後、本調査研究の結果を待って、授業での活用方法や事業実践例を紹介し、活用の促進を図る予定です。[学校教育課]			
時代の変遷と共に起こる多種多様な課題解決のため、教職員以外で学校に関わる人が多くなってきている。各分野や地域との連携は重要で、開かれた学校運営のために今後も関わりを広げていくことは大切だと思う。 その関わりも、相談員、指導員、スクールカウンセラー、学校教育活動指導員、特別支援教育専門家チーム、外国語指導助手、その他ボランティア(スクールガード等)など多岐にわたり、煩雑になっているように感じる。 これらに対し学校がどのように対応しているのか分からないが、このままでは限界があると思う。情報を集約させコーディネートできるような仕組みを、中期的な視点で考えていければいいと思う。			相談員や指導員の数は学校によって異なりますが、ほとんどの方が非常勤であり、いつ、どの時間帯に勤務されるのか、どのような内容の支援等してもらうのかの掌握は極めて重要です。学校には学校と地域を結ぶコーディネーター担当者が選任されており、教頭等と連携しながら、円滑に支援いただけるよう取りまとめをしています。 学校の広報やホームページを活用して、家庭や地域に情報を発信し、学校での取組みが目に見えるよう努めていきたいと考えます。[学校教育課]			

平成21年度 施策評価調査書「行政の内部評価結果」

作成責任者 岸 本 弘 司

コード	413	章	4. 明日の彦根市を担う人を育むまちづくり			政策	(1) 教育の充実	
施策名	① 高等学校・大学等の充実			所管部署	部(局)名	総務部	課名	総務課

【Plan・Do】

背景課題	大学等の高等教育機関は、人材の育成や学術研究に大きな役割を果たし、若者の定着を促進するとともに、文化、産業等の振興、地域の活性化等に大きく寄与しており、学術研究の高度化、学習ニーズの多様化、社会の価値観の変化、国際化・情報化の進展の中で高等教育機関の役割はますます重要になってきている。また一方で、少子化の進行に伴う大学全入時代の到来により、競争率の高い大学と定員割れの大学の二極化や入学する学生の学力低下などの問題が発生し、大学にとって厳しい時代となることが予測される。				
施策の概要	高等教育機関と市政との連携を一層強め、市民や地域、産業界等との人的、文化的交流・連携を促進し、若者とともに研究者にも魅力ある「研究学園都市」としてのまちづくりに努める。				
実施内容	大学等の市内における新学部、新学科の設置要請を積極的に行うとともに、これを核とした魅力ある研究学園都市づくりに努める。また、新しい時代を切り拓く人材の育成や市民の学習機会の充実等を図るため、開かれた教育機関となるよう働きかけるとともに、学生、生徒が学びやすいと感じる快適な環境づくりに努める。さらには、知的資源を地域に還元し、産業や文化の振興をはじめとするまちづくりに活用するため、試験研究機関等の誘致に努める。				
実施期間	平成18年度～平成22年度		関連施策	314 工業の振興 421 生涯学習の推進	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	公開講座の参加者数	延べ人数(市内在住者)	目 標	—	500	510	520	530	540
			現在値	485	452	298	279	349	
			達成率	—	90%	58%	54%	66%	0%
			目 標	—					
			現在値						
			達成率	—					
【進捗状況の評価】			【理由等】						
☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			数字だけを見ると、まちづくり指標の達成率（市内3大学（滋賀大学・滋賀県立大学・聖泉大学）における市内在住者の公開講座の参加状況）が減少傾向にあり、目標値からやや乖離の方向にある。しかしながら、中には市内外の別を把握されていない講座もあり、一概に減少しているとも言えない状況である。こうしたことから、今後は、市政とのより一層の連携推進の方向に目標をシフトさせていく必要性を感じている。						
評価の観点	〔有効性〕 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 大学等高等教育機関は人材の育成に大きな役割を果たし若者の定着を促進するとともに、市民の生涯学習の機会が拡充されることから、高校や大学等高等教育機関の整備は「明日の彦根市を担う人を育むまちづくり」のため重要である。また、産・学・行の相互交流により産業等の振興、地域の活性化が促進され「活力ある産業に満ちた、にぎわいのあるまちづくり」にも大きく寄与する。						
	〔必要性〕 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 若者の大学への進学希望が高く、社会も国際化・情報化等の進展等の環境の変化に的確に対応できる高度な知識・技術をもった人材を求めているとともに、余暇時間の増大等に伴い、市民の学習ニーズは高度化・多様化し市民が求める生涯学習の内容が一層専門化していることから、高校や大学等高等教育機関の整備は必要である。						
	〔妥当性〕 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 少子化の進行により学生数が減少する時代を迎え、大学の新たな立地は困難になっているが、試験研究機関の誘致の他、既設大学の充実や大学相互の連携強化、産・学・行の相互交流の促進により、効果的に目的を達成することができる。						
	〔効率性〕 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 少子化、国公立大学の法人化等により大学が学生獲得に向け大学間で競争する時代を迎え、各大学が地域や社会とのつながりを深めつつ主体的に魅力ある大学づくりを進めることが必要になっており、行政としてソフト面での側面的な支援が必要である。						
施策実施結果による評価	☐ 施策を継続する。			評価項目		一次評価点数（5段階）			
	☒ 施策の改善を行う。			達成度		3			
				有効性		3			
				必要性		3			
				妥当性		4			
☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。			効率性		4				
【今後の施策の展開方法（Action）】									
大学等と市政とのより一層の連携推進を図るとともに、市民や地域、産業界等との人的・文化的交流や連携を促進する。また、大学サテライト・プラザ彦根運営協議会を構成する6団体（滋賀大学・滋賀県立大学・聖泉大学・平和堂・商工会議所・彦根市）が中心となって、平成19年度に完成した「大学サテライト・プラザ彦根」の有効活用を図り、市民が学びやすい環境づくりに努めていく。									

行政評価委員会の評価

コード	413				
章	章 名				
第4章	明日の彦根市を担う人を育むまちづくり				
政策名	(1) 教育の充実				
施策名	③高等学校・大学等の充実				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	やや高い	やや高い	やや低い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○市内の高校や大学の学生に対して、彦根に住みたい、働きたいと思っていただけるように、様々な交流事業や支援を展開していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (7人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

市の活性化にとって大学との連携は重要であり、地域との橋渡し役となるよう努めていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
市内に3大学を抱える彦根市は、他市と比較して恵まれた環境にあると言えるが、これをどのように活かしているか。公開講座による市民の生涯学習への寄与も大切であるが、学生が市内で就職あるいは起業することの支援（奨学金など）により彦根市に人材が留まることにより市の活性化につながると考えるが、何らかの施策は検討されているか。	市内の個性豊かな3大学で学んだ学生の地元への定着を図っていくことは、地域の活力を創出していくために重要なことですので、平成23年度からの新総合計画の中では、ご意見にあるような学生の市内への定住策の検討が必要であると考えています。〔総務課〕
高等学校との具体的な連携はありますか。また、県との連携はいかがですか。	高等学校との具体的な連携として、滋賀県立彦根工業高等学校のインターンシップ事業に基づく実習生を受け入れ、職場体験の場を提供しています。今年も7月6日から8日まで7名の実習生を受け入れました。 また、県とは、大学との関連で、共に平成22年3月30日に設立された「一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアム」の会員として、今後、必要に応じて連携を図っていきます。〔総務課〕

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 田口 達朗

コード	421	章	4. 明日の彦根市を担う人を育むまちづくり			政策	(2)生涯学習の充実	
施策名	① 生涯学習の推進			所管部署	部(局)名	教育委員会事務局 教育部	課名	生涯学習課

【Plan・Do】

背景課題	国際化、情報化、少子高齢化等めざましく変化する社会状況のもとで、余暇時間の増大等に伴い、市民の学習ニーズは高度化、多様化し一層専門性が求められるようになってきている。				
目的	今日のように急速に変化し続ける複雑化した社会では、市民一人ひとりが自ら進んで生涯学習に取り組み、その学習成果を自らの生活や仕事に活用することで、自立した豊かな人生を切り拓くことが求められる。また、地域社会に積極的に参画し、互いに連携を図ることによって、地域に新しい誇りや個性が生まれ、特色ある地域づくりが出来る。				
実施内容	公民館をはじめ社会教育施設等において、市民ニーズに応じた各種講座の開催、各世代に対応した体系的な学習機会の拡充や、インターネット等による情報の提供を行うなど、学習者の支援に努める。 今後は、より充実した質の高い学習環境づくりと学習機会の提供を図るため、地域の人材やボランティアの発掘と育成等、これからの学習者のニーズに対応できる量的・質的な整備が必要となることから研究を進める。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	422 社会教育の充実	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況							
指標名		指標の算式			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	淡海生涯カレッジ修了者率	修了者数／受講者数	目標	—	80	80	83	83	83	
			現在値		75	78	73	82		
			達成率	—	94%	98%	88%	99%	0%	
	学校開放講座申込者数	講座申込者数 (目標値は募集定員)	目標	—	180	180	180	180	180	
			現在値		213	211	247	265		
			達成率	—	118%	117%	137%	147%	0%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		学校施設利用運営事業(教室開放事業)については、定員を上回る申込みがある。また、そのうち成人の受講者は39%で幅広い年齢層から受講がある。								
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 人々のライフスタイルが大きく変化し、学習することで新しい可能性を見だし、自らを豊かにして、充実した生活を創造しようとする気運が芽生えつつある。さらに、生活水準の向上などを背景として、精神的、文化的な豊かさや個性的な生き方を求めるようになってきており、生涯学習の取組は重要である。							
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 心の豊かさや潤いのある充実した生活を求めて、人々の学習への意欲や関心が高まっているとともに、その目的や内容も多様かつ高度なものとなっている。学校教育、社会教育をはじめとするあらゆる学習機会を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備充実し、生涯のいつでも、どこでも自由に選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の構築をめざすことが重要となってきており施策の必要性は高い。							
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地域の小学校や公民館、高校、大学など市民にとって身近な施設を利用して開催する教室開放講座や淡海生涯学習カレッジ、そして彦根市サイエンスプロジェクトは、生涯を通して学ぼうとする市民への支援として重要であり、市民主体の生涯学習社会の実現と地域の教育力向上にもつながる。							
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 学校施設利用運営事業(教室開放事業)や淡海生涯カレッジ彦根校は、既存の学校や大学施設等を利用した事業であり、費用対効果の観点からは効率的である。 また、「ひこねっと」については機器の管理を市長部局(情報統括部署)に一元化し効率化を図った。							
	■施策を継続する。		評価項目		一次評価点数(5段階)					
☐ 施策の改善を行う。		達成度		4						
☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		有効性		5						
		必要性		5						
		妥当性		4						
		効率性		3						
【今後の施策の展開方法 (Action)】 本施策については、継続して取り組んでいくが、各種講座や淡海生涯カレッジについては、人々の学習意欲や関心の高まりを踏まえて、ニーズにあった学習内容の企画に努める必要がある。										

行政評価委員会の評価

コード	421				
章	章 名				
第4章	明日の彦根市を担う人を育むまちづくり				
政策名	(2) 生涯学習の充実				
施策名	①生涯学習の推進				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○パソコンや趣味の講座を市が実施することについては、広く市民に学習の場を提供し、学習のきっかけ作りの面があることは理解できるが、一方で、講座を実施しようとする民間業者や市民の活動を圧迫している現実があるので、適切な料金設定の検討をお願いしたい。

委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充 (3人)	☒ 継続実施 (5人)	☐ 見直し (0人)
----------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

市民が学びたいと思う気持ちを実現に結びつける手助けを行政が行い、地域で繋がりのある生涯学習を推進していただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
市民個々の趣味嗜好を満足させるだけでなく、彦根市民として学ぶべき方向性も必要ではないでしょうか。 彦根の歴史を深く知ることや観光・交流のためのコミュニケーションの学習など。淡海生涯カレッジでは、環境・健康というテーマを決めています、受講する側も目的がハッキリして良いと思います。	生涯学習は、市民一人ひとりが自らテーマを選び、自分にあった方法で、いつでも年齢に関係なく学ぶこと、そして生きがいをつくり出すことだと言えます。行政の役割は、そうした市民の学びのきっかけを作り、あるいは、学び、活動できる環境づくりを行うことだと考え、基礎的な学習の機会を提供しているところです。 ご提案のように、一定のテーマを決めた講座や現代的な課題を解決するための講座については、例えば、公民館で、環境や健康をテーマとした一連の講座を開催しているほか、その地域の歴史や文化・伝統などを体系的に学ぶ講座を開催し、地域での役割や生きがいを発見、充実させるきっかけづくりも行っています。 また、彦根の歴史というテーマでは、文化財課において、「彦根歴史探索ウォーク」を開催するなど、それぞれの所管において、所管するテーマの学習機会を設けている場合もあります。〔生涯学習課〕
最近、彦根市はロボットに力を入れていてその成果が出ていると耳にした。行政の担当者が熱心だとのこと。成果を持続させるためには、今後どのようなことを考えているのか。	昨年度受講生の中から1組(2名)が、ブロック大会を勝ち抜き、5月に開催されましたロボカップジャパンオープン2010(大阪)のジュニア部門において見事準優勝するという好成績をおさめ、シンガポール世界大会への出場資格を得たところです。こうした成果を持続させるためには、子ども達に継続した学習環境を提供していく必要があります。その一つとして、5月から、社会人指導者の協力も得ながら、昨年度受講生(小中学生)を対象に「フォローアップ講座」を開催しています。 また、新たな社会人指導者の養成も重要であり、昨年度に引き続き養成講座を開催し、指導者の充実に努めることで各地域にかえって指導いただけるような体制、環境作りに努めます。さらに、子ども達が自由にロボットについて学習し、友達の同士交流を深めたり、また、研修会を開催できる活動拠点を整備していきたいと考えています。〔生涯学習課〕

平成21年度 施策評価調査「行政の内部評価結果」

作成責任者 田口 達朗

コード	422	章	4. 明日の彦根市を担う人を育むまちづくり	政策	(2)生涯学習の充実
施策名	② 社会教育の充実			所管部署	部(局)名
				教育委員会事務局	教育部
				課名	生涯学習課

【Plan・Do】

背景課題	社会構造がますます高度化・複雑化する中で、人々は様々な課題に対処し、より豊かで充実した人生を送るため、身近なところで自由意志に基づいた学習を行い、自己実現を図りたいと考えている。				
目的	青少年の地域活動が重要視され、地域や家庭の教育機能の充実が求められている現在、さらに社会教育を推進していく必要がある。これからの時代に求められる社会教育活動の基盤整備に努める。				
実施内容	地域に根ざした社会教育関係団体による活動の促進や自主的なサークル・グループ等の育成とともに、様々な学習活動を支援し、社会参加の機会拡充をはじめとする教育機能の充実を図る。また、市民の身近な存在である社会教育施設の機能の充実を図っていく。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	421 生涯学習の推進

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	図書館における市民1人当たり貸出冊数	貸出冊数／人口	目 標	—	5.0	5.3	5.5	5.8	6.0
			現在値	4.3	4.2	4.2	4.5	4.9	
			達成率	—	84%	79%	82%	84%	0%
	公民館における利用者数	年間延べ利用人数（千人） 【8館】	目 標	—	200	200	200	200	200
			現在値	184	167	169	159	186	
			達成率	—	84%	85%	80%	93%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		図書館においては、インターネットによる蔵書検索や予約などを実施し、サービス向上に努めてきたが、市民がより多くの図書を利用していただけるようさらにサービス環境を整えていく。 公民館については、地域住民や時代のニーズに応じた講座等を開催しているが、地域住民のサークル活動や社会教育、福祉活動などの活用場所として一層利用を促進していく。							
評価の観点	〔有効性〕 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 科学技術の進歩や情報化、国際化の進展など、社会の変化が急速に進む今日、豊かな生活を創造するためには、学校で学んだだけにとどまらずに、常に新しい知識・技術を習得していくことが必要となっており、社会教育の充実は重要である。						
	〔必要性〕 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 学校教育への過度の依存や学歴偏重の風潮などが指摘されており、学校教育中心の考え方から脱却し、社会教育を柱とした生涯を通じた学習が尊ばれる環境を醸成していくことが必要となっており、その必要性は高い。						
	〔妥当性〕 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 全市民を対象とする社会教育の場として、公民館、博物館、図書館それぞれの機能や活動の充実は必要である。さらに利用を促進するためには効果的な広報や情報提供を図る必要がある。						
	〔効率性〕 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 公民館、博物館、図書館の各施設維持管理や図書、資料の充実には多額の経費を要する。施設の修繕や備品購入については計画的な執行が必要であるとともに、事業の企画等については、民間の斬新なアイデアを取り入れるなど、費用対効果を高める工夫が必要である。						
	施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）			
			達成度		3				
			有効性		5				
			必要性		4				
			妥当性		4				
			効率性		3				
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については、継続して取り組んでいくものの、施設の修繕や備品購入については一層計画的な執行に努めるとともに、社会情勢や市民のニーズ等を十分考慮した事業を企画するなど、費用対効果を高める工夫が必要である。 特に図書館では、雑誌タイトル数を増やすなど資料の充実にも努めるとともに、全域サービスを展開していく必要がある。									

行政評価委員会の評価

コード	422				
章	章 名				
第4章	明日の彦根市を担う人を育むまちづくり				
政策名	(2) 生涯学習の充実				
施策名	②社会教育の充実				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○生涯学習と社会教育については、明確に区分することができないものであるが、市の施策として整理をする必要がある。

○公民館については、指定管理者制度の導入を含め、地域・施設の実情に即した運営を進めていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充（1人）	☒ 継続実施（6人）	☐ 見直し（1人）
--------------------	---------------------------------	--	----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

コミュニティの維持の観点からも必要性が高く、継続すべき施策であるが、時代の変化に対してどのように適応していくかが課題である。事業のマンネリ化とならないよう、配慮していただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
彦根という地域に根ざした社会教育のためには身近な視点からの教育を充実することが重要だと考えるが、事業展開にはこうした視点は含まれているのか。 例えば彦根を身近なものとして理解するには、農業・漁業などの生業や、衣食住をはじめとする日々の生活について、「市民の生活の歩み」を紹介することが有用だと考えるが、博物館・記念館の展示をはじめ、全般にこうした視点が不足しているように思われる。	彦根市内には、かつての城下町のほか琵琶湖岸の漁村、平野部の農村、そして山間部の山村など多様な生活空間が存在し、多彩な民具が使用され今日まで伝承してきました。文化財課では、平成6年からこのような民具の収集要綱を定めて収集に努めてきました。 現在、その総数は1200点を越え、彦根史談会との共催による民具展や、学校の出前講座などで活用しています。今後は、開国記念館での展示など、さらに幅広い活用に努めて行きたいと考えています。 なお、彦根城博物館は井伊家や彦根藩等に関する資料の調査・研究・展示等を主とする博物館であるが、これまでに「彦根の食文化」や「江戸時代の高宮」「荒神山と周辺地域の暮らし」など地域に根ざした身近な視点からの展示等を行ってきた。 今後もこうした視点からの展示等を計画していきたいと考えています。〔文化財課、彦根城博物館〕
図書館は資料等だけではなく、広く地域情報が集まってくる拠点だと思う。その収集・整理の切り口によって、市民にとって新たな図書館の利用方法が見いだされると思う。	例えば、自治会の広報誌や地域のイベント情報を館内に展示するなど地域の情報をこまかく集めて情報発信するコミュニティ機能は、今後の図書館のあり方を考えるうえで必要な機能であり、文化活動や交流活動を支援する機能と併せて考えてまいりたいと思います。〔図書館〕

平成21年度 施策評価調書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 若林 重一

コード	431	章	4. 明日の彦根市を担う人を育むまちづくり			政策	(3) 青少年育成	
施策名	① 望ましい環境づくりの推進		所管部署	部(局)名	福祉保健部		課名	子ども青少年課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	青少年を取り巻く環境については、家庭教育機能の低下や地域の連帯感の希薄さ・大人社会のモラルの低下・有害環境の増加など、現代社会のもつ歪が少なからず子ども社会に悪い影響を与えている。				
	目的	青少年が生き生きと心豊かに安心して暮らせるためには、望ましい環境づくりが必要であり、「地域の子どもは地域で守り育てる」をスローガンに、より良い家庭や地域の環境整備を図り、青少年の健やかな成長を目指す。				
	実施内容	青少年が安全に安心して暮らせる環境づくりを図るため、家庭・地域での教育機能の向上に努めるとともに、青少年が地域を愛する一員として育つよう、地域活動への参加を促進する。また、家庭・学校・地域社会等の連携強化を図り、関係機関・関係団体のネットワーク化や指導・相談活動等の推進に努める。				
実施期間	平成18年度～平成22年度			関連施策	243 地域安全対策の推進	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	子ども110番の家設置件数	市内全世帯数の約5% (2,000軒)	目 標	—	1,500	1,700	1,850	2,000	2,000
			現在値	1,303	1,615	1,677	1,719	1,799	
			達成率	—	108%	99%	93%	90%	0%
	有害図書等の適正陳列店舗率	適正陳列店舗数/有害図書等取り扱い店舗数計	目 標	—	100	100	100	100	100
			現在値	90	95	95	97	97	
			達成率	—	95%	95%	97%	97%	0%
【進捗状況の評価】		「子ども110番の家」の設置については、青少年育成市民会議の取組として推進されており、登録者が21年度末で1,799件となり、年度の目標達成率は90%となった。 有害図書等の適正陳列店舗率については、市内書店およびコンビニ等取扱店への立入調査約66店に対する適正陳列等の割合であり、達成率97%とほぼ目標を達成している。							
☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない									
評価の観点	〔有効性〕 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 青少年を取り巻く環境については、家庭教育機能の低下や地域の連帯感の希薄さ・大人社会のモラルの低下・有害環境の増加など、現代社会のもつ歪が少なからず子ども社会に悪い影響を与えている状況から、青少年の健全育成を進めるための環境づくりの推進は人を育むという面において大いに重要である。						
	〔必要性〕 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 子どもたちが安全に安心して生活できるため様々な社会問題に対応し、青少年の健全育成を図っていくことに対する市民ニーズは非常に高い。このニーズに対応し、「地域の子どもは、地域で守り育てる。」ことができるよう、関係機関や各種団体との連携のもと様々な施策展開を図っていく必要性は高い。						
	〔妥当性〕 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 青少年の健全育成を図るうえにおいて、その手法として青少年への指導や相談活動の充実と社会環境の浄化は重要であり、このことに少年センターや地域の青少年育成協議会等の関係機関・各種団体が連携して現状の課題解決に向けて取り組めるような支援施策が必要である。						
〔効率性〕 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 各種団体や一般市民のボランティアの活動を基本とした事業が中心であり、事業の推進にともなう経費の増加割合は少ない。							
施策実施結果による評価	■施策を継続する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
			達成度		4				
	□施策の改善を行う。		有効性		5				
			必要性		5				
	□施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		妥当性		5				
		効率性		5					
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については、青少年の健全育成や安全に安心した生活ができることをねらいとした取り組みで、「地域の子どもは、地域で守り育てる。」をスローガンに、各関係機関・団体等が連携を図り、それぞれの地域でボランティア活動への市民意識の高揚と活動の広がりに向けて取り組みを推進する。									

行政評価委員会の評価

コード	431										
章	章 名										
第4章	明日の彦根市を担う人を育むまちづくり										
政策名	(3) 青少年育成										
施策名	①望ましい環境づくりの推進										
委員会の評価	<table border="1"> <tr> <td>有効性</td><td>必要性</td><td>妥当性</td><td>効率性</td><td>総合評価</td></tr> <tr> <td>高い</td><td>高い</td><td>やや高い</td><td>やや高い</td><td>やや高い</td></tr> </table>	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い
有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価							
高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い							
【会議における意見等】											
○青少年の健全育成に向けては、家庭における教育機能の低下や地域の連帯感の希薄化などが大きな課題となっているので、社会全体に働きかける取組を進めていただきたい。											
委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充（1人）	☒ 継続実施（6人）	☐ 見直し（1人）								
【今後の方向性に関する意見】											
地域のつながりが希薄化し、家庭や地域の教育力が希薄化している現在、施策として青少年の生き方を示していく役割は需要である。											
【主な事前質問とその回答】											
委員からの質問・意見			担当課の回答								
個々の家の孤立化が進む現在、青少年指導員が「地域のおじさん、おばさん」としての活動をされにくい現状かと思うが、具体的にどのような活動をされているのか。			地域のおじさんおばさん活動は、青少年指導員が行う地域の青少年とのふれあい活動を総称して言います。個人としての活動には、散歩やごみ出しの時等の日常的なあいさつや、小・中学校で行われている読み聞かせボランティア、授業参観、地域で行われているラジオ体操への参加する等のふれあい活動を行っています。 また、中学校ブロックごとの活動としては、長期休業中に各地域内をパトロールする地域の子どもを見守る活動と、地域の幼児・児童・生徒との触れ合い活動（百人一首・スーパーカラム・輪投げ・餅つき等）を企画し、実施しています。〔少年センター〕								
コミュニティーの希薄化により、青少年による様々な社会問題が噴出している現在、この施策の担う役割は大きいと考える。 成果評価の出しにくい施策であるが、通所少年の支援指導評価のように、指導者の自己評価によるものは、簡単に目標値を満たす指標が多い中で、現場の状況をよく反映していると思われる。 目標に達しない理由を分析し取り組みにフィードバックすることが重要と考える。			あすくる彦根では、通所少年に対して個別のアセスメントを実施し、それに基づいて個別の目標とプログラムを立て、支援活動を行っています。 少年の変容を、客観的な評価で表すことは極めて難しいので、少年に対する支援評価は、支援者の自己評価を中心に行っています。 主観による自己評価ではありますが、支援の状況を細かく分析し、フィードバックしていくことで、次の支援活動の課題につなげていくことができると考えています。〔少年センター〕								

平成21年度 施策評価調査「行政の内部評価結果」

作成責任者 田口 達朗

コード	432	章	4. 明日の彦根を担う人を育むまちづくり			政策	(3) 青少年育成	
施策名	②体験活動の充実			所管部署	部(局)名	教育委員会事務局 教育部	課名	生涯学習課

【Plan・Do】

背景課題	青少年がそれぞれの発達段階に応じて、心豊かでたくましく、自らの個性を生かし、社会との連帯感にあふれる人間として成長していくことは、市民すべての願いである。しかし、昨今の青少年は、直接体験の不足から、自然・人・文化等との直接的な関わりを通して学ぶ機会が減少し、自ら気づき、考え、判断し、行動する力を欠く状況にある。				
目的	青少年のニーズにあった事業の展開および青少年団体の育成を進める中で、宿泊体験や野外活動、他者とのふれあい、ボランティア活動等、様々な体験活動の充実を図り、判断力・思いやり・忍耐力・協調性等「生きる力」を身につけた青少年を育成する。				
実施内容	青少年が社会の一員として自立できるように支援に努め、地域における青少年団体の育成と小学校高学年から青年層までの各世代のリーダー育成を推進する。また、宿泊体験等を通して自然の中で活動したり集団生活したりする場を提供するとともに、青少年がボランティア活動等を通して学んだことを生かし発表する場を設け、より積極的な青少年活動の推進に努める。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	422 社会教育の充実	

【Check】

【指標】

指標による評価	まちづくり指標			目標および進捗状況					
	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	リーダー養成事業中学生受講者数	受講者数		目 標	—	11	12	13	14
			現在値	7	8	6	6	7	
			達成率	—	73%	50%	46%	50%	0%
中学生広場参加者の満足度	満足と回答した者の数 ／アンケート回答者数	目 標	—	95	95	99	100	100	
		現在値	84	90	99	97	99		
		達成率	—	95%	104%	98%	99%	0%	
【進捗状況の評価】			リーダー養成事業については、子ども会指導者連合会に委託し、参加の意欲を高める事業を工夫いただいているが、参加者自身のスケジュール調整がかみ合わないことなどから、参加者数の大きな伸びはなかった。						
☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない									
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 次の時代を担う青少年の健全育成において、「生きる力」を身につけるために、宿泊体験や野外活動、様々な人達とのふれあい、ボランティア活動等、体験活動の充実をめざした事業を展開することは、考える力、判断する力、行動する力を身につけ、社会の一員として自立する点で重要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 青少年の問題が多様化・増加の傾向にあるなか、自ら気づき、考え、判断し、行動する力を育て、青少年を心豊かでたくましく育むことは市民一人一人の願いであり、そのために、体験活動の充実とリーダーの養成が必要である。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 青少年関係団体に事業を委託したり、実行委員会を設けて運営したりしていくことが、青少年に様々な体験活動や多くの人とのふれあいの場を提供し、推進していくうえで重要である。また、併せて、青少年団体活動が青少年の育成に果たす役割は大きいことから、関係団体の育成も必要である。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☒ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 各青少年関係団体に事業を委託したり、実行委員会を設けて企画運営を進めたりすることにより、市の負担経費が少ないなかで青少年の体験活動の充実を図っている。						
	■ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
		達成度		4					
		有効性		5					
		必要性		5					
		妥当性		4					
		効率性		4					
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については継続事業として体験活動の充実をめぐるが、できるだけ多くの参加者があるよう、参加者が新たな参加者を募ったり、広報で参加を呼びかけたり、各種活動団体への働きかけなどの工夫を行う。									

行政評価委員会の評価

コード	432				
章	章 名				
第4章	明日の彦根市を担う人を育むまちづくり				
政策名	(3) 青少年育成				
施策名	②体験活動の充実				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○青少年の育成については、次世代育成を担う非常に重要な施策であるので、研修内容の充実や募集・PR方法の改善など、参加する子供の目的意識を高揚させる視点で見直しをお願いしたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☐ 継続実施 (5人)	☒ 見直し (3人)
--------------------	----------------------------------	------------------------------------	--

【今後の方向性に関する意見】

継続事業はどうしてもマンネリ化してしまうことから、時代の変化や要請に応じて検証を行い、新しい視点を導入して改革していくことが必要である。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
新成人のつどいで「新成人記念品を配布」とあるが、どのようなものか。本来の目的に沿ったもので、かつ参加者が意義意識を感じられる記念品かどうかと問われるところだと思う。	記念品については、配布の有無も含めて毎年検討をしています。昨年度は、全国的に人気のある「ひこにゃん」のストラップを贈っています。新成人のつどいの当日の状況からも、好評だったと判断しています。ふるさとに対する愛着を高める上でも、一定の効果があるものと判断しています。〔生涯学習課〕
そもそもリーダーとは、こういった人材を念頭に置いていいのか。中学生広場は参加者も多く、参加者の満足度も高いようだが、リーダー養成事業の運営は広場から学ぶからできないのか。	小学生から、青年層までの各層にリーダーが存在することは、次代の青少年全体に良い影響を与えられると考えられ、大きな課題だと考えています。 こうした中、中学生広場については、学校行事の一環として、市内中学生が一堂に会するものであり、事業の運営は主に各中学校の生徒会担当者が運営委員になり行っています。1年生のときに見た先輩の姿に憧れを持ち、3年生で運営委員に立候補する生徒も多いです。 中学生広場は12年目を迎えていますが、これは教員の努力や苦勞に支えられており、学校の行事として位置づけ行っているため、一定の成果をあげていると考えています。 リーダー養成事業に活かせる点としては、子どもに憧れを持たせる活動を実施することが考えられますが、今後十分な検討が必要です。彦根市子ども会指導者連合会を中心に、各単位子ども会や彦根市青年団などの横の連携を図ることで、少年リーダーから青年リーダーおよび指導者の育成に力を入れていきたいと考えています。 〔生涯学習課〕

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 田口 達朗

コード	511	章	人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり			政策	文化の振興	
施策名	①文化・芸術の振興			所管部署	部(局)名	教育委員会事務局 教育部	課名	生涯学習課

【Plan・Do】

背景課題	生活様式の変化や余暇時間の活用に伴って、心の豊かさやゆとり、うるおい等の傾向が強まり、文化芸術に対する関心が高まってきており、地域の歴史と文化を礎として市民主役の地域づくりの新たな方向性を模索していく必要がある。今後は文化振興に関する方策を決定し、市民の主体的な文化芸術活動が活発に行われるような事業に取り組みなければならない。							
目的	本市の豊かな伝統文化の継承と発展や市民の主体的な文化芸術活動の支援に努めるとともに、多面的な交流を促進する文化事業の充実や文化芸術活動の振興を図る。特に、文化振興の方策を決定し、市民の主体的な文化芸術活動がより活発に行われるような仕組みづくりを行う。また、新たな彦根市史の編さんを通じて地域の歴史を記し、後世に伝える。							
実施内容	地域文化の創造と伝統文化の継承や文化芸術活動の振興を図るとともに、彦根の歴史を後世に伝えるため、新修彦根市史の編さん事業を継続して実施する。また、市民がそれぞれの立場で文化芸術の楽しさや豊かさを共有できるようにするため、文化振興の方策を決定し、市民の主体的な文化芸術活動がより活発に行えるような仕組みづくりを行う。							
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策				

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標による評価	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	地域文化の振興	市美術展覧会の観覧者入館率	目 標	—	2	2	2	2	2
		観覧者数／人口	現在値	2	2	2	2	2	2
			達成率	—	100%	100%	100%	100%	0%
	新しい市史の編さん	市史販売率（販売部数）	目 標	—	43%(5590)	48%(6960)	52%(8320)	55%(9625)	59%(11210)
市史販売数／市史発行数		現在値	45%(5117)	45%(5925)	47%(6808)	50%(8006)	52%(8260)		
		達成率	—	105%	98%	96%	86%	0%	
評価の観点	【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない		【理由等】 地域文化の振興は、概ね計画どおりに進捗している。新しい市史の編さんについては、「通史編 現代」の原稿確定に時間を要し、刊行が次年度に繰り延べとなり、販売部数が伸びなかった。						
	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価 ☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 市民の文化芸術活動による特色のある地域文化の創造が、地域に誇りと愛着を持つ契機となり、住民の主体的で多様な地域づくりを支える力となる。また、市史編さんについては、発見した史実や調査史料に基づき、地域的特性を明らかにすることで歴史的資産として継承し、活用を図る。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価 ☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 市民が心の豊かさ、ゆとり、うるおい等を求める傾向が強まり、文化・芸術への関心は非常に高まってきており、市展をはじめ文化プラザ等における舞台芸術鑑賞など文化振興への期待も高まっている。特に、文化振興の方策や行動計画を策定し、文化振興の理念を明確することを求められている。また、新たな史料による市史の編さんへの要望も寄せられている。						
	【妥当性】 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価 ☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 市民の自主的な活動を促すためには、作品を公募する展覧会や各文化団体が自主開催する事業への助成を充実させるほか、文化施設での市民ニーズに合った舞台芸術の鑑賞機会を提供する。また、市民の地域理解を深めるため市史の刊行は必要である。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価 ☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 市民の日頃の創作活動の成果を発表する機会や文化団体の育成を図り、また、市民に舞台芸術鑑賞の機会を提供することは、文化施策として必要である。また、新修彦根市史の刊行については「通史編 現代」の刊行の遅れを取り戻すとともに、既刊の刊行物の販売実績率が伸びていないことから販路を広げるなどの工夫が必要である。						
施策実施結果による評価	■施策を継続する。		評価項目						
	□施策の改善を行う。		一次評価点数（５段階）						
	□施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		達成度						
			有効性						
			必要性						
		妥当性							
		効率性							
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については、本市の豊かな伝統文化の継承や市民の文化芸術活動の支援に努めるとともに、「新修彦根市史」全１２巻を刊行し、歴史的資産として活用を図る。 また、今後の文化振興の方策の策定や行動計画の整備など新たな課題に対応していく。									

行政評価委員会の評価

コード	511				
章	章 名				
第5章	人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり				
政策名	(1) 文化の振興				
施策名	①文化・芸術の振興				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○市史編さんの執筆にあたっては、原稿の執筆や編集作業などは、非常に大変な作業であるが、発刊計画に沿って着実に進められたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充（2人）	☒ 継続実施（6人）	☐ 見直し（0人）
--------------------	---------------------------------	--	----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

文化芸術は市民の生活を豊かにする基本であり、彦根市が持つ豊かな資産を十分活用していただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
『新修彦根市史』の販売拡張をぜひ実施してほしい	これまで、市役所関係施設や市内書店での販売、インターネットを通じての販売に力点を置いてきました。最近、市外にお住まいの歴史研究者からの購入が目立っていますので、学術雑誌での宣伝、学会への出張販売など、市外への販売を強化したいと思います。 また、彦根市民に対しても、歴史講座や史料展の開催を増やすなどして、郷土の歴史に対する関心を高め、新たな購読者を増やしたいと思います。〔市史編さん室〕
びこね市文化プラザの指定管理者による運営で、利用者の声はどのようなものか。 また管理者との協議はどうか。単にコスト削減ではない価値は生み出されているか。	指定管理者は年間を通して来館者アンケートを実施し、その顧客満足度は施設管理状況、スタッフ対応等概ね良好です。 また、問題点等が発生した場合、随時文化振興室と指定管理者間で連絡調整会議を行い対応にあたっています。 また、自主事業の運営に市民が企画から運営までたずさわり、今までのイベントー持込公演だけでなく市民自らの企画により市民のプロデュース力を活かすような付加価値が生まれる取組を行っています。 例えば、歴史手習塾は市民自らの手で企画運営が行われています。〔生涯学習課、文化振興室〕

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 上田 博司

コード	512	章	5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづく			政策	(1) 文化の振興	
施策名	② 歴史文化資産の保存と活用			所管部署	部(局)名	教育委員会	課名	文化財課

【Plan・Do】

背景課題	都市化の進展やライフスタイルの変化等に伴って、貴重な文化財や彦根らしい町並み、民俗資料等が急速に失われつつある。また、民間の開発や公共工事等に伴って、埋蔵文化財が破壊されるおそれも高まっている。地域の資源を活かした魅力と個性あるまちづくりを推進していくためには、彦根に残るこれらの貴重な歴史文化資産の保存と活用を図る必要がある。				
施策の概要	目的 本市では古来より多くの人々の生活が営まれ、彦根ならではの悠久の歴史や文化を育んできた。特に、近世以降は彦根藩の城下町を礎に発展してきたことから、特別史跡「彦根城跡」をはじめとする数多くの貴重な歴史文化遺産が存在している。これらの彦根ならではの歴史文化資産に一層の磨きをかけながら後世に良好な形で伝えていく。 実施内容 ・文化財の調査・研究を積極的に進め、その保護や指定の拡充等に努めるとともに、埋蔵文化財保護のための適正な措置に努める。 ・特別史跡「彦根城跡」および名勝の保全整備や公有地化に努める。 ・歴史文化資産の保護を図るとともに、それらへの理解と認識を深めるため積極的な啓発に努める。 ・歴史的風致形成建造物を指定する。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	231 都市景観の形成 321 観光地としての魅力づくり

【Check】

指標による評価	まちづくり指標		目標および進捗状況						
	指標名	指標の算式	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	文化財の指定・登録率	指定・登録文化財数 / (指定・登録文化財数 + 指定・登録候補文化財数)	目標 —	59.7	61.7	63.0	64.9	66.9	
指標による評価	啓発事業への参加者率	啓発講座参加者数 / (啓発講座募集人数 + 文化財ボランティア募集人数)	現在値	58.4	60.4	63.2	65.4	66.9	
			達成率	—	101%	102%	104%	103%	0%
			目標	—	80.6	83.9	87.1	90.3	96.8
			現在値	79.0	77.1	60.0	75.8	83.7	
評価の観点	【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない	【理由等】 平成21年度の文化財の指定・登録率は、建造物2棟(鹿島家住宅他)、考古資料1箇(子持勾玉)、天然記念物1種(オニバス)を「彦根市指定文化財」に指定したことから、目標数を上回った。また啓発事業への参加者率については、募集定員より若干少なかったが、ほぼ目標値になっている。							
		【理由等】 本市は、悠久の歴史の中で形造られてきた貴重な歴史文化資産を数多く有するまちである。この歴史文化資産を保存し活用することは、市民による魅力と個性あるまちづくりを進める共通基盤となるものであり、人とひととの交流を促し、市民文化を創造するまちづくりへの貢献度は高い。							
		【理由等】 彦根らしさの根源ともいべき特別史跡「彦根城跡」をはじめとする歴史文化遺産や、本市が辿った歴史への市民の関心は高く、近年行っている「文化財出前講座」の要請が増えていることから鑑みても、こうした歴史文化資産の保存と活用を図ることは市民ニーズに合致するものである。							
		【理由等】 市内に存在する歴史文化資産の調査研究を行い、貴重な資産の保護や公有地化等を行うことは、地域の資源を活かした魅力と個性あるまちづくりを推進していく上で効果的である。また、専門的な知識を有したものが、地域に出向いて地域の歴史を語るとは、地域住民が地元へ愛着を持つことから効果的な手段である。							
施策実施結果による評価	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 文化財の保存や整備を行うためには、専門的な調査や技術が必要で、かつ多くの時間と経費がかかる。また、公有地化を推進するためには多額の費用が必要である。このため、費用対効果の観点からは効率性が高いとは言い難い。施策の推進にあたっては、国・県補助金の確保に努めるとともに、計画的・効果的な保存整備や公有地等を図る必要がある。						
			【理由等】 文化財の保存や整備を行うためには、専門的な調査や技術が必要で、かつ多くの時間と経費がかかる。また、公有地化を推進するためには多額の費用が必要である。このため、費用対効果の観点からは効率性が高いとは言い難い。施策の推進にあたっては、国・県補助金の確保に努めるとともに、計画的・効果的な保存整備や公有地等を図る必要がある。						
			【理由等】 文化財の保存や整備を行うためには、専門的な調査や技術が必要で、かつ多くの時間と経費がかかる。また、公有地化を推進するためには多額の費用が必要である。このため、費用対効果の観点からは効率性が高いとは言い難い。施策の推進にあたっては、国・県補助金の確保に努めるとともに、計画的・効果的な保存整備や公有地等を図る必要がある。						
			【理由等】 文化財の保存や整備を行うためには、専門的な調査や技術が必要で、かつ多くの時間と経費がかかる。また、公有地化を推進するためには多額の費用が必要である。このため、費用対効果の観点からは効率性が高いとは言い難い。施策の推進にあたっては、国・県補助金の確保に努めるとともに、計画的・効果的な保存整備や公有地等を図る必要がある。						
施策実施結果による評価	■ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。	評価項目	一次評価点数(5段階)						
			達成度						
			有効性						
			必要性						
今後の施策の展開方法 (Action)	【今後の施策の展開方法 (Action)】 本施策は彦根ならではの魅力と個性あるまちづくりを推進していく上で欠かせない施策であり、今後とも継続していく必要があるが、今後は所有者やボランティアの方々との連携を一層密にしながら市内に残る貴重な歴史文化資産の保存と活用に努めていく。	評価項目	一次評価点数(5段階)						
			達成度						
			有効性						
			必要性						

行政評価委員会の評価

コード	512				
章	章 名				
第5章	人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり				
政策名	(1) 文化の振興				
施策名	②歴史文化資産の保存と活用				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.5
総合評価 3.1
必要性 3.1
妥当性 2.8
効率性 2.7

【会議における意見等】

○文化財の保存修理については、整備計画に沿って進められているところであるが、できるだけ多くの方に見ていただくことが出来るように、観光シーズンなどを考慮するなど、工期への配慮を検討していただきたい。

○文化財の修理については、時間も費用もかかるものであるが、補助金等を活用し緊急性のあるものについては、早い段階で修理を実施し、彦根の文化財を守っていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

文化財・伝統建築物を修復保護することは、多大な時間と経費が必要であるが、市の財政状況等を鑑み工夫して取組を進めていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
戦国歴史ブームに乗り、佐和山も注目されているが、今後具体的な施策やイベント等を計画されているのか。	文化財課では、市内に点在する文化財の歴史探索ウォークを開催し、その中で、佐和山については2回のウォークを開催しております。 また、佐和山城跡を国指定の史跡にするため平成16年度から測量調査を実施しており、佐和山城の遺構が次第に明らかになってきております。〔文化財課〕
彦根市は文化財／伝統的建造物の宝庫であるにもかかわらず、観光客は駅から彦根城博物館周辺（夢京橋、四番町を含む）の導線以外に足を運ばない。 現在取組中の調査、修理、保存を行い、一般にもできる範囲で公開することで、城周辺というスポットではなく、彦根市全体への観光客の誘致ができ、また同時に市民の彦根に対する理解が深まると思われる	彦根市の観光は、彦根城が中心となっていますが、現在、伝統的建造物群保存地区の指定に向けた調査を行っている「花しょうぶ通り」や七曲がりなどの城下町や、鳥居本・高宮といった中山道の宿場町、また荒神山古墳など素材が多くあるため、それぞれの地域が連携できるような行催事を検討しております。〔文化財課〕

平成21年度 施策評価調書【行政の内部評価結果】

作成責任者 田口 達朗

コード	521	章	人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり			政策	スポーツ・レクリエーションの振興	
施策名	スポーツ・レクリエーションの振興			所管部署	部(局)名	教育委員会事務局 教育部	課名	保健体育課

【Plan・Do】

背景課題	近年、人間関係の希薄化や精神的なストレスの増大、また、日常生活で運動不足になりやすい生活環境の変化が見られる。一方、生活水準の向上や余暇時間の増大等の社会環境の変化や仕事中心から生活重視へと価値観が変化することで、心身両面にわたり健全な生活を営むうえでスポーツ活動に対する関心や欲求が高まってきており、これに対する活動の場が不可欠なものとなっている。
目的	生涯スポーツの推進を図るため、市民の体力づくり、市民交流の場としての諸事業を通じて市民が気軽に参加できるような機会、情報の提供に努める。
実施内容	市民の誰もが生涯を通じてそれぞれの年齢や体力、目的に合ったスポーツ活動を安全に継続できる環境を整備していくため、身近で気軽にできるスポーツ・レクリエーション行事の開催やニュースポーツの普及を図るほか、各種団体が実施するスポーツ活動を促進するとともに行政との役割分担について整理し、安全で楽しくスポーツ活動ができるよう、スポーツに対する正しい知識、指導技術を備えた指導者の育成を図る。また、老朽化していくスポーツ施設の整備、維持管理を効果的に行うとともに学校体育施設をコミュニティスポーツの拠点として地域住民に開放し、その利用の促進に努める。
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度
関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	市民体育センター利用率	市民体育センター年間利用者数／総人口	目 標	—	107	108	109	110	111
			現在値	104	103	91	103	115	
			達成率	—	96%	85%	94%	105%	0%
			目 標	—					
			現在値						
			達成率	—					
【進捗状況の評価】									
■予定より進んでいる			土曜日・日曜日・祝日や平日の夜間の利用、自主事業への参加者は、ほぼいっぴいの状況である。平日の昼間の時間帯に空き状況がある。						
□予定どおり進んでいる									
□予定より遅れている									
□予定より著しく遅れている									
□ほとんど進んでいない									
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い	【理由等】 体育指導委員・学区体育振興会を中心に、各学区ごとに地域に根ざした活動をしていくことで、市民の交流を図っている。また、体育協会を中心とした活動でトップレベルの競技者・指導者を輩出することにより、他都市の人々との交流・アピールにつながっている。						
		□やや高い							
		□どちらともいえない							
		□やや低い							
		□低い							
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い	【理由等】 高齢化社会、青少年の健全育成など、幅広い年齢層にわたってスポーツに対する市民の多様なニーズがあることや、スポーツレジャーが多様化する今日、多くの人々がスポーツをする場を求めている。						
		□やや高い							
		□どちらともいえない							
		□やや低い							
		□低い							
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い	【理由等】 各種団体の取り組み支援、各施設を一般開放することで、スポーツをする機会、場所を提供することができ、市民の活発なスポーツ活動を推進している。						
		□やや高い							
□どちらともいえない									
□やや低い									
□低い									
【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い	【理由等】 本市のスポーツ振興の発展のために各種スポーツ大会の運営や各種団体への補助など効率よく実施することにより、効果をあげている。また、施設の老朽化、突発的な故障などの対応は、充分であるとはいえず、見直し等も必要である。							
	■やや高い								
	□どちらともいえない								
	□やや低い								
	□低い								
施策実施結果による評価	■施策を継続する。		評価項目	一次評価点数（5段階）					
	□施策の改善を行う。		達成度	5					
	□施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		有効性	5					
			必要性	5					
			妥当性	5					
		効率性	4						
【今後の施策の展開方法（Action）】									
本施策については、継続して取り組んでいくものの、さらに、市民の多様化・高度化するスポーツ活動のニーズに応え、市民の誰もが生涯を通じてそれぞれの年齢や体力、目的に合ったスポーツ活動を安全に継続できる環境づくりを行うため、今年度は、市民が参加できる彦根市体育協会加盟団体の各種大会・行事を彦根市ホームページに掲載することや彦根市民体育センターに情報コーナーを設置するなど、スポーツ機会の情報提供に取り組んだ。今後は、各スポーツ団体へ各種大会・イベント等での体験コーナーの設置を促すなど、初心者が気軽にスポーツに参加できる機会を増やすための取り組みを推進していく。									

行政評価委員会の評価

コード	521				
章	章 名				
第5章	人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり				
政策名	(2) スポーツ・レクリエーションの振興				
施策名	①スポーツ・レクリエーションの振興				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.7
必要性 3.3
妥当性 2.6
効率性 3.0
総合評価 3.0

【会議における意見等】

○市民運動会やスポーツ少年団など、スポーツを通じて市民間の交流を促進するような取組は、民間が担うことが出来ない部分であるので、積極的に進めてほしい。

○一部施設の老朽化が問題となっているが、安全にスポーツを楽しんでもらうことがもっとも重要である。施設の修繕や維持管理をしっかりと行っていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充（1人）	☒ 継続実施（7人）	☐ 見直し（0人）
--------------------	---------------------------------	--	----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

スポーツを日常の一部に取り入れることにより、心身ともに健康を得ることは、人間として生きていく上で重要であり、それを市が支えることが重要である。より多くの市民が日常的にスポーツに接し、交流し合える環境を整備していただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
通年、市民がスポーツを活用し利用できるための情報が極めて不足している。 イベントを利用した市民が運動するきっかけ作りの促進と、市民のスポーツ活動（団体・個人）における利用環境を整備する方向性は。	昨年度から、関係団体に協力を得、情報を集約して、市民が参加できるスポーツイベント・教室等について彦根市のホームページに掲載しています。 また、元気フェスタなどのイベントを、運動がしたいけれども機会がない方や運動を好まれない方に運動に親しんでいただく契機として位置づけて開催しています。 他市町・他府県・他団体からの運動に関わる情報も体育センターに「情報コーナー」を設け、紹介しています。〔保健体育課〕
シティマラソンは人気が高いようだが、必要経費や交通規制上、大会の継続について、今後の見直しはあるのか。	本市最大のスポーツイベントであるシティマラソン大会は、市民の生涯スポーツの振興上大きな役割を担っており、引き続き実施していきます。 しかしながら、昨年の大会は、一昨年より約1,000人増加の3,899人の参加申込があり、これ以上参加者が増加しますと、ご指摘のように経費の増、交通規制時間の延長、また、市街地（城内周辺）を走るコースのため道路幅が狭くランナーの安全確保など諸問題が生じてまいります。 また、参加者の皆さんが安心して走っていただくには、今後参加者数の制限等一部見直しも必要になってくると考えております。〔保健体育課〕

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 野崎 典秀

コード	531	章	5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり		政策	(3) 市民交流の促進		
施策名	① 市民活動の促進			所管部署	部(局)名	企画振興部	課名	まちづくり推進室

〔Plan・Do〕

背景課題	近年、地域における連帯意識の希薄化や地域社会が有していた機能の低下とともに、地域の課題も複雑化するなど、地域コミュニティを取り巻く状況は変化している。一方、阪神・淡路大震災でのボランティア・NPOの支援活動やNPO法の制定等を契機に、全国的に市民の公益的活動の重要性が改めて認識され、積極的に市民活動に参加しようとする市民の増加とともに、市民活動団体が新たな公共サービスの担い手として注目されるなど、様々な分野で市民活動は新たな広がりを見せている。				
施策の概要	目的 分権型社会への移行が進む中で、それぞれの地域の特性や魅力づくりに向けて、地域福祉、教育、防犯・防災、まちづくりなど様々な分野で、市民、ボランティア、NPO等による活動が活発化している。これらの活動に、より多くの人々が共感し、参画するとともに、それぞれの活動の連携を通じて、地域コミュニティの基盤強化に努める。				
実施内容	市民活動を担う人材育成への支援や人材データ、市民活動事例等の市民活動情報の提供・紹介に努めるとともに、活動主体の連携によるネットワーク化の体制整備を図るほか、本市の施策の方向を示し、庁内推進体制の整備、中間支援機関の充実に努める。さらに、市民活動の場の確保に向けて、公共施設等の利用促進を図るとともに、市民活動への参加を促す実践的教育の充実や市民活動団体の運営基盤充実に支援する仕組の創設に努める。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策		

〔Check〕

【Check】			目標および進捗状況							
指標による評価	まちづくり指標			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	指標名	指標の算式								
	ひこね市民活動センター登録団体数	登録団体数（平成18年度までは個人を含む）		目 標	—	45	55	60	65	70
				現在値	33	55	45	45	28	
				達成率	—	122%	82%	75%	43%	0%
ひこね市民活動促進助成金交付率	交付件数／交付予定件数	目 標	—				100	100		
		現在値					44			
		達成率	—				44%			
【進捗状況の評価】			【理由等】							
☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			平成21年度から「ひこね市民活動促進助成事業」を実施し、市民活動団体が自主的、自立的に行う社会貢献活動に必要な経費の一部を助成している。また、市民活動センターでは毎月の情報交換会の開催等により市民活動団体の交流が行われている。さらに、平成21年度も市民活動PRの機会として開催された「ひこねば2009」への開催支援を行った。今後も市民活動を支援する体制整備を検討していくこととする。							
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い	【理由等】							
		☐ やや高い	様々な分野で市民、ボランティア、NPO等による活動が活発化し、広がりを見せている中、新たな公共サービスの担い手として注目されている市民活動団体に対し、人材育成への支援や情報の提供、市民活動団体の運営基盤の充実に支援する仕組みの創設等に努めることは、地域の活性化につながる。							
		☐ どちらともいえない								
		☐ やや低い								
		☐ 低い								
評価の観点	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☐ 高い	【理由等】							
		☒ やや高い	まちづくりを行政だけ進めていくには限界があり、市民、ボランティア、NPO等との協働によるまちづくりを進めていく必要がある。そうした中、市民活動は徐々に活発化してきているが、市民の主體的な活動への参加意識の高揚のほか、市民活動（団体）に対し市民が理解を深めていくことも大切であると考え。							
		☐ どちらともいえない								
		☐ やや低い								
		☐ 低い								
評価の観点	【妥当性】 対象と手段が適正で、効果的な施策であるかどうかの評価	☒ 高い	【理由等】							
		☐ やや高い	市民、ボランティア、NPO等との協働のまちづくりを推進していくうえで、市民を対象とした市民活動を担う人材育成や市民活動の推進体制の整備、市民活動への参加を促す実践的教育などの充実に努めていくことは重要である。							
		☐ どちらともいえない								
		☐ やや低い								
		☐ 低い								
評価の観点	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い	【理由等】							
		☒ やや高い	市民活動を担う人材の育成支援や市民活動情報の提供・紹介、市民活動を支援する機関の充実、市民活動の場として既存の公共施設等の利用などを行い、市民活動を促進していくことにより、効率性が確保される。							
		☐ どちらともいえない								
		☐ やや低い								
		☐ 低い								
施策実施結果による評価	■ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数（5段階）					
	□ 施策の改善を行う。		達成度		4					
	□ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		有効性		5					
			必要性		4					
			妥当性		5					
評価			効率性		4					
	【今後の施策の展開方法（Action）】 新たな公共サービスの担い手として注目される市民活動団体への支援として助成金事業を実施する中で、情報収集や意見集約を行い、より多くの人々が共感し参画できる市民活動促進のための市の基本的な考え方や施策の方向を検討していく。また、「市民参画」の施策の中で進められる「（仮称）まちづくり基本条例」の検討との連携を図る。									

行政評価委員会の評価

コード	531					
章	章 名					
第5章	人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり					
政策名	(3) 市民交流の促進					
施策名	①市民活動の促進					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】 ○市民活動の助成金については、事業を立ち上げ、軌道に乗せるまでの支援として評価できるが、地域に根付いた市民活動として育てていくために、何が必要であるかを十分検討し事業に反映していただきたい。						
委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (1人)		☒ 継続実施 (7人)		☐ 見直し (0人)	
【今後の方向性に関する意見】 市民活動団体が自主的、自立的に活動できるための支援体制の充実を期待する。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
本市の市民活動団体による市民活動（社会貢献活動）を広報ひこねによる周知の方法とされ、市内全市民に対し、紹介をつづり、市民の参加を促す取組があれば、さらによいが、どのようにお考えか。			ひこね市民活動促進助成事業については、事業に対する支援を意図するとともに、その活動事例を広く周知していくことにより市民の参加を促すものであると考えており、広報ひこねやホームページでの紹介、チラシの設置等を行っているところです。 広報ひこねでは、当該事業については紙面の制約から詳細までの掲載はできていませんが、「「紹介します」まちのわだい」のコーナーや特集ページなどで、実際の市民活動の紹介をさせていただいているところです。 [まちづくり推進室]			
ひこね市民活動促進助成事業について、自主・自立的に取組を行う団体の広がりをより図るために、市民活動団体の組織結成できる体制づくりが必要であると思うが、市の方向性を問う。			市民活動団体は、新たな公共サービスの担い手として注目されていますが、組織や財政などの運営基盤が弱く、継続的、安定的な活動を行うことが難しい状況にあります。 市民活動助成事業もこうした状況への支援の一つであると考えますが、情報収集や発信、各種相談への対応、人材育成、各団体間の交流促進等の役割を担う中間支援機関を充実させることが必要であると考えています。 さらに、市民、行政、企業、大学など社会を支える様々な主体により、組織結成の体制づくりを支えていくような仕組みが必要ではないかと考えています。[まちづくり推進室]			

平成21年度 施策評価調査「行政の内部評価結果」

作成責任者 川嶋 恒紹

コード	532	章	5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり	政策	(3) 市民交流の促進
施策名	②国際施策の推進	所管部署	市民環境部	課名	市民交流課

【Plan・Do】

施策の概要	背景課題	社会のグローバル化が加速し、国際協調が必要となってきた。地方自治体においても、国際化と国際理解は重要な課題であり、国際社会において果たすべき役割はますます大きくなってきている。本市では、早くから米国ミシガン州アナーバー市と姉妹提携を行い、また、中国湖南省湘潭市とも友好関係を結び、都市間交流を着実に進めている。また、近年、外国籍市民が増加し（人口比約2％）、外国籍を有する市民に関わるさまざまな課題や問題が生じている。		
	目的	国際化の進展に伴って、異文化に触れ、受け入れるための市民理解を高めるとともに、外国籍市民も地域の構成員として協働でまちづくりを進める機運を醸成し、国際都市の名にふさわしい施策を展開する。また、外国籍市民にとって暮らしやすい環境を整える施策の一環として多言語による広報紙、行政文書等を作成・提供するなどして情報の共有化を図る。さらに、外国籍市民との交流を図り、地域に暮らす市民の一員として、共に社会参画できる土壌づくりをすすめる。		
	実施内容	姉妹都市、友好都市交流をベースとした海外諸都市との交流事業を進め、国際的な視野を持った人材の育成を図るとともに、市民ニーズを的確に捉えた多彩な国際関連事業を推進する。また、市民交流のみならず、インターンや研修生の受け入れなど、国際協力を推進する。特に、互いに相手の文化を尊重し、認め合いながら外国籍市民にとっても安心して暮らせる地域社会づくりを進め、多文化共生社会が根づく取組に努める。		
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	

【Check】

【Check】			目標および進捗状況								
指標による評価	まちづくり指標		指標	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	指標名	指標の算式									
	日本語教室参加者数	市民団体が実施する教室での毎年4月当初現在の人数		目 標	—	70	75	75	80	80	
				現在値	60	60	57	56	61		
				達成率	—	86%	76%	75%	76%	0%	
国際交流サロン利用者	年度間利用者数	目 標	—	5600	4700	5100	5500	6000			
		現在値	5496	4300	4300	4100	2300				
		達成率	—	77%	91%	80%	42%				
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			本施策の推進に関しては、取組事業全体の進捗状況を表す適切な指標を見出し難い。国際交流サロンの利用者数が減少している主な原因は、利用者の固定化とPR不足にあるものと思われる。図書資料等を充実させるとともに情報発信能力を高めて利用者の増加を図るとともに、サロンを活用した教育・啓発事業の充実にも努める。								
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価 ☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 世界的な景気後退の影響で外国籍市民の労働環境は好転していないが、永住化を志向する傾向はむしろ強まり、長期的には我が国の国際化がいつそう進展していく傾向は変わらないと思われる。外国籍市民も地域社会の構成員であるという認識で、市民の国際化、異文化理解の増進、多文化共生社会の推進に向けた施策の推進は不可欠であり、外国籍市民との協調、交流は重要な課題であるといえる。									
		【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価 ☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 市民の国際理解、国際化をさらに進め、国際感覚豊かなまちづくりを行うとともに、外国籍市民も地域の構成員として共生、協働で安心して暮らせる地域社会づくりのためにも、本事業は重要な役割を担っている。								
			【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価 ☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地域における国際化の推進のためには、自治会をはじめ地域における施策をどのように展開していくべきかをさらに検討し、地域に根ざした活動として実施していく必要がある。現時点では、全市的な呼びかけや、先進的な市民団体との協働事業が中心となっている。							
				【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価 ☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 国際交流事業は総じて市民団体をはじめボランティア等の活動に支えられている部分が多い。行政として実施すべき事項、ボランティア活動に委ねる部分の区別を明確化し、効率性を検証する。本事業の推進にあたっては市の責務、民間団体の役割を考慮して事業展開していく必要がある。						
	施策実施結果による評価 ☐ 施策を継続する。 ☒ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）						
		達成度		3							
		有効性		4							
		必要性		4							
		妥当性		3							
		効率性		3							
【今後の施策の展開方法（Action）】 いわゆる、行政とボランティアのパートナーシップのあり方を明確化し、市民団体活動の活性化を更に推進するとともに事業の展開を図る必要がある。そのためには、団体等への事業の押し付けではなく、市において応分の費用負担も考慮していかなければならない。											

行政評価委員会の評価

コード	532				
章	章 名				
第5章	人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり				
政策名	(3) 市民交流の促進				
施策名	②国際施策の推進				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

【会議における意見等】

○外国籍住民と互いの文化や生活習慣について、双方が理解することができるよう、行政として引き続きサポートしていただきたい。特に、学校教育における国際理解教育については、力を入れていただき、積極的な交流に繋がるよう施策を展開していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充 (0人)	☒ 継続実施 (8人)	☐ 見直し (0人)
--------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

国際化や国際理解には市民や市民団体の協力が必要である。行政と市民団体の役割の明確化と、より一層の連携強化を期待する。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
国際協会委託事業は、軌道に乗っているように見受けられるので、姉妹都市以外の外国人が、彦根市内に居住・勤務・勉学している実態に基づき、広げていってはどうでしょうか。	これまで姉妹都市および友好都市との友好親善事業（＝外との交流）を委託してきましたが、多文化共生社会推進の観点から、今後は国際理解教育や啓発（＝内なる国際化）についても協力をお願いしたいと考えています。〔市民交流課〕
事業「国際交流推進事業」の中の「社会背景等の変化と今後の予想」に「外国人相談窓口を充実していく必要がある。」とあるが、これはニーズに対して現状では対応しきれていないという見解ゆえか、あるいは今後の展開を考えた展望としてなのか。現状分析も含めて見解をお聞かせいただきたい。	現状は「必要な窓口への通訳配置」であって相談窓口は設置していませんが、現実には通訳職員が「よろず相談員」化している場合もあります。 一方で、電話による多言語相談を実施していますが、3言語各1日／週の開設であることと、市役所へ行けば通訳職員と対面して必要な情報が得られることから、電話相談利用者数はそれほど多くありません。 これらの現状から、また、今後の外国籍市民の増減傾向および流動性、日本語能力の獲得度合いによっては専用の相談窓口を設置することが望ましいとの認識を示したものです。〔市民交流課〕

平成21年度 施策評価調査書〔行政の内部評価結果〕

作成責任者 野崎 典秀

コード	533	章	5.人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり			政策	(3)市民交流の促進		
施策名	③地域情報化の推進			所管部署	部(局)名	企画振興部	課名	情報政策課	

【Plan・Do】

背景課題	総合的・計画的に本市の情報化を推進するため、これまで別々に検討されてきた庁内の行政情報化と、市民生活を支援するための地域情報化の二つを包含した「彦根市情報化基本計画」を平成15年(2003年)3月に策定した。			
施策の概要	目的	情報通信技術の進展に伴い、多様なマルチメディア技術が日常生活へ浸透してきていることから、市民生活をより豊かにする情報ネットワークの整備が求められ、そのための情報システムの整備と活用、情報ネットワークの推進を図る。		
	実施内容	高度情報化の進展に対応した情報システムの整備に努める。また、情報通信基盤の整備、情報の質・量の充実に取り組むなど、中心都市にふさわしい情報環境の実現に努める。		
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度		関連施策	

【Check】

指標による評価	まちづくり指標		目標および進捗状況						
	指標名	指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	市ホームページアクセス数	年間総アクセス数	目標	—	5,000,000	9,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
			現在値	889,725	7,766,108	14,075,528	15,695,649	18,542,627	
			達成率	—	155%	156%	157%	185%	0%
	住民基本台帳カード保有率	カード交付枚数÷彦根市人口	目標	—	0.5	0.6	1.0	1.1	1.2
			現在値	0.4	0.58	1.09	1.74	2.28	
			達成率	—	116%	182%	174%	207%	0%

【進捗状況の評価】

- ☒ 予定より進んでいる
☐ 予定どおり進んでいる
☐ 予定より遅れている
☐ 予定より著しく遅れている
☐ ほとんど進んでいない

ホームページアクセス数は国宝・彦根城築城400年祭に続く井伊直弼と開国150年祭の開催に伴い、またひこにゃん人気もおとろえず順調に増加した。また、住民基本台帳カード保有率も低調ではあるが増加している。

評価の観点	[有効性] 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価 ☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 市民の利便性の向上に加え市民の個人情報の漏えい等の防止に配慮したセキュリティの高い情報システムの構築の取組は重要である。
	[必要性] 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価 ☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 情報通信技術の進展に伴い、電子申請や各種受付証明書発行等について、市民からは24時間365日いつでも対応可能な電子市役所の対応が求められている。これらに対応していくための情報システムの整備の必要性は高い。
	[妥当性] 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価 ☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 各種システムは永年使用できるものではなく、老朽化等により再構築の必要性が生じるが、利用者のニーズを把握し、費用面を考慮しどこまでの機能を有するシステムとするのか、構築時の検討が大切であることに加え、稼働後の評価を行うことも重要である。
	[効率性] 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価 ☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 費用対効果の観点からすると、住民基本台帳ネットワークシステムのカード発行枚数は全国的に低調な状況にあるが、多方面での有効活用を進めることによって、利用状況の増加が想定される。他システムでも同様の取組が必要。

施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。	評価項目	一次評価点数(5段階)
		達成度	5
		有効性	4
		必要性	4
		妥当性	3
【今後の施策の展開方法 (Action)】			
	庁内の行政情報化のためのシステムと、市民生活を支援するための地域情報化のシステムに分かれるが、誰もが安全で安心して使用できるシステムの推進が望まれる。		

行政評価委員会の評価

コード	533					
章	章 名					
第5章	人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり					
政策名	(3) 市民交流の促進					
施策名	③地域情報化の推進					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】						
○住民基本台帳カードについては、先進地で導入されている事例等を参考にいただき、市民の利便性の向上に繋がる多目的利用について検討していただきたい。 ○ホームページ等を通じた市政情報の積極的かつ迅速な情報発信は重要であるが、行政は個人情報も多く保管していることから、情報セキュリティについて、十分に力を注いでいただきたい。						
委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充 (1人)		☒ 継続実施 (7人)		☐ 見直し (0人)	
【今後の方向性に関する意見】						
情報分野は日々進化を遂げているので、行政として対応が必要なことについて、迅速に対応していくことが重要である。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
ホームページはコンピューターを媒体にする以上、一定数の閲覧できない層が存在します。広報ひこね、新聞、ラジオ等で補完するのだと思うが、もっと積極的な取り組みは行えないか。例えば、今後デジタルサイネージの普及が見込まれるが、これに助成を行う代わりに市民への情報発信の媒体として利用できる枠組みを作り、これにより、スーパーなどに訪れる市民が市の広報を目にすることができ、情報を得る機会を増やすことができると考えますが、いかがでしょうか。			現在、ホームページ、広報ひこね、新聞、ラジオ等の広報媒体の他に、広告塔やチラシ、ポスターの掲示等を行っています。必要な情報が必要な人に効率的に伝わるように努めることは、大変重要と考えております。そのために、情報発信の媒体についても既存媒体にとらわれず、十分、工夫検討していく必要があると考えています。ご提案のデジタルサイネージもひとつの方法とは考えます。〔情報政策課〕			
地域情報化施策推進事業について、市ホームページのトピックス欄は、随時迅速な対応をされ、大変効果が大きく、市の行政運営の日々の活動が明確化し、市民の利用価値は大きい。それを他にも(市HP上)様々な形で活かしていくことについて、どのようにお考えか。			彦根市には彦根市ホームページ、彦根市教育委員会ホームページ、彦根市立病院ホームページがあります。彦根市ホームページ内には彦根市ホームページトップのトピックスとは別に、消防コーナーにもトピックス欄を設けております。また、独自の彦根市立病院ホームページにもトピックス欄が設けられております。なお現在、消防以外の一部コーナーにおいてもトピックス欄を設けるよう検討しております。今後も利用者に分かりやすく、迅速な情報を伝達できるよう努めてまいりたいと思います。〔情報政策課〕			

平成21年度 施策評価調書「行政の内部評価結果」

作成責任者 野崎 典秀

コード	601	章	6. 構想の推進			政策		
施策名	① 市民参画			所管部署	部(局)名	企画振興部	課名	まちづくり推進室

【Plan・Do】

背景課題	近年の社会構造や価値観の変化により、行政に対する市民ニーズは一層多様化するとともに、環境対策や防災・防犯対策などの重要課題が新たに生じてきており、行政として解決すべき課題は、広範囲でより複雑になっている。さらに、地方分権の推進に伴い、地方自治体は、「自己決定」、「自己責任」のもとに、市民の視点に立った主体的な行政運営を推進する時代となり、市民からは一層きめ細かいサービスが求められている。				
目的	地域コミュニティの活性化を図るとともに、まちづくりの主役である市民の持つ多様な意見・知識などを市政に反映させ、市民の積極的な参画のもとに、より効率的で効果的な行政運営に努めるために、情報の共有化やその積極的な公開・提供に努める。さらに、本市のまちづくりに関する理念等を明示し、市民やNPO、ボランティア団体、自治会が市政に参画しやすい環境づくりに取り組む。				
実施内容	自治意識の高揚を図るため、自治会支援策の推進に努めるとともに、市民の自主的・主体的なまちづくり活動を支援するほか、広報活動の推進、広聴活動および情報公開の充実を図る。さらに、市民の主体的な活動の促進や市民参画の方法・ルールなどを定める「まちづくり基本条例」の制定の検討に取り組むとともに、美しいひこね創造活動の推進に努める。				
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度			関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	「市政への意見・提言」件数	世帯数の1%	目 標	—	414	421	427	428	430
			現在値	152	163	496	268	290	
			達成率	—	39%	118%	63%	68%	0%
	美しいひこね創造活動登録数	登録者数	目 標	—	5,000	7,000	4,500	6,000	7,500
現在値			0	1,996	3,050	4,080	4,544		
			達成率	—	40%	44%	91%	76%	0%
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☒ 予定どおり進んでいる ☐ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 年1回実施していた「市長への手紙」について、平成19年度からは「市政への意見・提言」として通年にわたって広く市民からの提言等を受け付けている。平成18年度から開始した「美しいひこね創造事業」についても、地域通貨「彦」の協力店の対象業種の拡大やエコバックとの交換を開始するなど創意工夫により参加登録者の増加に努めている。						
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地方自治体が、「自己決定」、「自己責任」のもとに、市民の視点に立った主体的な行政運営を推進していくため、まちづくりの主役である市民の積極的な参画を得て、多様な意見・知識などを市政へ反映させていく必要がある。						
		☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 市民ニーズが多様化する中で、まちづくりを担う協働の主体として市民参画を得ることにより、地域課題の把握を行い、行政サービスの質的向上を図っていくことが期待できる。						
	【妥当性】 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 市民参画による協働のまちづくりを推進していくためには、積極的な情報の公開や提供に努め、情報の共有化を図るとともに、まちづくりに関する理念等を明示し、市民・市民団体が市政へ参画しやすい環境づくりを行っていくことが必要である。						
		☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 市民参画による開かれた市政を推進することにより、効率的で効果的な行政サービスを行っていくことが期待できる。						
施策実施結果による評価	☒ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数(5段階)				
	☐ 施策の改善を行う。		達成度		4				
	☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		有効性		5				
			必要性		4				
			妥当性		4				
評価			効率性		4				
	【今後の施策の展開方法 (Action)】 広報・広聴の推進と情報公開の充実により情報の共有化を図っていく。また、平成19年度に制定した意見公募手続要綱の適正な運用を行うとともに、彦根のまちの自治の仕組みを定める「(仮称)まちづくり基本条例」制定の検討を行っている。								

行政評価委員会の評価

コード	601					
章	章 名					
-	構想の推進					
政策名	市民参画					
施策名	市民参画					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	高い	やや高い	やや高い	やや高い	やや高い	
【会議における意見等】						
○地域通貨「彦」については、一般的に言われる地域通貨の仕組みと異なることから、誤解が生じないように、事業を展開していただきたい。 ○協働のまちづくり会議については、会議内容に合った名称にさせていただくとともに、新たに、自治会の会長や関係者、行政がお互いにまちづくりについて、情報交換・共有できる場を設けることについて検討していただきたい。						
委員会で決定した今後の方向性	☐ 拡充（0人）		☒ 継続実施（7人）		☐ 見直し（1人）	
【今後の方向性に関する意見】						
地域コミュニティの弱体化が問題となっている現在、自治会支援をより強化していただきたい。また、若い人を中心とした自治会離れの原因を分析した上で、新しいコミュニティの在り方についても検討していただきたい。						
【主な事前質問とその回答】						
委員からの質問・意見			担当課の回答			
HPのバリアフリー化とはどのようなものか。指標のHPアクセス数が目標値をクリアしているのだから、目標値を上げるべきではないか。 IT専門の職員はいるのか。外部委託のみだとコストが落ちない。			HPのバリアフリー化とは、高齢者や障害者の方にもHPの内容を知っていただけるようにすることで、誰もが使えるホームページのことです。 HPのアクセス数の目標値については、アクセス数が増加していることを踏まえ、目標値を上げます。 職員は、HP担当の専任職員が従事しており、高度な技術を要するものについては、外部委託を利用し、簡易なフォームの作成や情報の更新などについては、職員が対応することにより、経費削減に努めています。〔情報政策課〕			
「美しい行為」の実践や「地域通貨」などは、行政が税金を投入して主体的に実施する事業とは思えないが、いかがか。			美しいひこね創造事業は、「市民一人ひとりが、まちを愛する心を持ち、まちを美しくする活動を行うことが、地域の活力の源泉となる」という考えから、市民が行う「美しい行為」と、その行為に対して市が交付する「地域通貨」を通じて、市民が協働して市の活性化を図り、もって「美しいひこね」を創造するというもので、市長公約により実現した事業です。 市が主体的に実施をするものなのかというご指摘のとおり、市民が主体の事業であると考えており、市ではこの制度をきっかけとして市民の活動の輪が広がることを期待しているものです。 また、活動により得た「彦」を登録市民団体へ寄附する仕組みは、千葉縣市川市の1%条例（市川市納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例）の納税者が税の使い道を選択できる仕組みとも似ており、意義ある仕組みであると考えています。〔まちづくり推進室〕			

平成21年度 施策評価調査「行政の内部評価結果」

作成責任者 岸本 弘司

コード	602	章	6. 構想の推進			政策		
施策名	2. 行財政運営			所管部署	部(局)名	総務部	課名	総務課

【Plan・Do】

背景課題	少子高齢化、高度情報化等の進展により行政需要が増大し、扶助費等の義務的な歳出が増大する一方で、景気や雇用状況の長引く低迷、地価の下落等により歳入の根幹をなす市税収入の伸び悩みなどにより、本市の財政構造はますます悪化の一途を辿っている。さらに、国の三位一体改革や県の財政危機回避のための改革プログラムの影響も加わり、本市を取り巻く行財政環境はますます厳しいものとなっている。
目的	施策の重点化により、選択した施策に財源と人員を集中させ、効率的で効果的な行政組織運営に努めるとともに、市政運営を厳しい行財政運営に合致する形に転換する。また、市民サービスの向上に向けて、職員の意識改革を図り市民の視線で職員一人ひとりが組織目標の実現に向かって能力を最大限発揮し、働きがいや使命感を持って職務を遂行することにより、組織の活性化を図る。
実施内容	国の地方財源の状況を踏まえ地方財源の確保に努めつつ、財源の重点的な配分により効率的で健全な財政の運営および引き続き組織機構の簡素・効率化に努めるとともに、成果重視の新しい行政運営システムを確立する。また、行政の情報化を推進し市民サービスの向上と事務の効率化を図るとともに、職員の能力や実績の評価に基づき、地方分権時代にふさわしい、重点化した施策担当部署への職員配置などを行うとともに、行政の新しい役割を担い得る人材の育成に努める。
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度
関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況							
指標名		指標の算式			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	経常収支比率	経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源(%)	目 標	—	88.0	87.5	87.0	86.5	85.0	
			現在値	88.5	96.0	93.7	99.8	94.7		
			達成率	—	92%	93%	87%	91%		
			目 標	—						
			現在値							
			達成率	—						
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			国により、平成18年度決算分からのルール改正が行われたため、経常収支比率は全国的にも高い数値となった。現在、この改正後のルールについても再度の改正が検討されており、現時点では、その動向を注視している状況である。							
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い	【理由等】 この計画の掲げる諸施策を推進するためには、市行政全般にわたり思い切った発想の転換による経営改革を進め、市民との協力・協働のもとに、国、県の財政に依存しない、自立、自己責任型の地方経営を可能とする行財政改システムの確立が必要である。							
		☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い								
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い	【理由等】 人口減少社会の到来など将来の動向を見据えながら、「安心・安全」で「活力ある社会」の実現に向けて、市民との協力・協働のもとに、市民の目線に立ったより良い行政サービスの提供ができるよう事務事業の簡素効率化や経費の節減に一層努めるとともに、施策の優先度、緊急度を見極めながら、「選択と集中」を徹底し、事業を再構築するなど多様な市民ニーズにメリハリをつけて対応していく必要がある。							
		☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い								
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い	【理由等】 財政再建団体への転落もあり得る危機的な状況下、財源の確保および事務事業の簡素効率化や徹底した経費の削減に努め、経費のかかりにくい行政システムを築き上げる一方、選択と集中の理念のもと施策の重点化を諮ることが必要である。							
☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い										
【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い	【理由等】 市税等財源の確保と合わせ、事務事業の簡素効率化、経費の節減および選択と集中の理念もとて事業の再構築を図り、第三者による外部評価を実施しながら、行政全体の効率性を高めるものである。								
☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い										
施策実施結果による評価	■ 施策を継続する。		評価項目		一次評価点数 (5段階)					
	☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		達 成 度		3					
			有 効 性		5					
			必 要 性		5					
			妥 当 性		5					
		効 率 性		5						
【今後の施策の展開方法 (Action)】 平成17年度策定の「彦根市経営改革プログラム」に基づき、効率的な行政運営、財源の確保等により財政の健全化を図るとともに、組織機構の簡素化、成果重視の新しい行政運営の確立等に努め、行政システムの改革を推進する。また、新しい人材育成基本方針を策定し、行政に新しい役割を担い得る人材の育成に努める。										

行政評価委員会の評価

コード	602					
章	章 名					
-	構想の推進					
政策名	行財政運営					
施策名	行財政運営					
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価	
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い	

【会議における意見等】

○ふるさと彦根応援寄附制度については、寄附者の故郷を思う気持ちに応えることができるよう、寄付金を財源とした事業の実施内容について、わかりやすく公表していただきたい。

○滞納整理事業については、目標値を上回る実績を上げているが、さらなる未収金額の減少に向けて、新たな方策を検討していただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充（1人）	☒ 継続実施（7人）	☐ 見直し（0人）
--------------------	---------------------------------	--	----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

財政改革については、様々な取組により、一定の成果を上げられたところであるが、今一度、職員が経費節減への意識を持つよう徹底する必要がある。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
職員研修事業について、研修を受けることの効果はどのように図られているのか。事業推進上の課題として、職員意識調査の結果から、「いかに組織マネジメント機能を強化するかを検討する必要がある」との指摘があげられている。具体的に、どのように強化を図る計画か教えていただきたい。システムとしての整備ではなく、職員の啓発で十分有効だとお考えなのか。	研修の効果について、派遣研修においては復命書、内部での研修においては受講報告書(所属長のコメントを含む。)・アンケートを実施することにより、その効果を一定測っている。さらに、自己啓発も含めた成果については、人事考課制度において把握している。 「彦根市人材育成基本方針」では、職員の能力を育成し、成長させるために、組織マネジメントにおいて、自己啓発、職員研修とそれを支える総合的人事考課制度の3つの視点を掲げている。組織力を高めるためには、組織内で目標が共有され、所属職員が協力し合いながら、それぞれの役割を果たすことが重要となる。このため、現在実施している人事考課制度に目標管理の手法を取り入れ、組織目標につながる個人目標を職員が設定して職務に取り組むシステムを確立することにより、組織のマネジメント機能の強化につなげていきたいと考えている。[人事課]
OA推進は業務の効率化に目が向きがちですが、特に行政の場合、セキュリティやコンプライアンスの問題が重要であると思われます。研修においては、操作方法の講習が主となりがちですが、この点についての教育はどのように図られていますか。	職員への教育としては、毎年、年度当初に実施される新規採用職員研修会において、「彦根市情報セキュリティポリシー」および「彦根市共通事務処理支援システム活用基準」の内容についての講義を行っています。また、毎年、各所属において所属長が選出した「情報担当者」に対して、情報政策課からセキュリティに関して各職場で実践すべき項目や役割を指導徹底し、それぞれの職場で伝達研修することにより全職員への周知を図っています。 さらに、新たなウィルスや情報脅威が起こった際、必要であれば庁内LANを通じて全職員に注意喚起と指導等を行うことなどを実施しています。[情報政策課]

平成21年度 施策評価調査「行政の内部評価結果」

作成責任者 野崎 典秀

コード	603	章	構想の推進			政策		
施策名	広域連携			所管部署	部(局)名	企画振興部	課名	企画課

【Plan・Do】

背景課題	日常生活圏の広域化や地方分権型社会の進展に伴い、既存の市町の枠を越えて対応を迫られる行政課題が増えてきていることから、近隣市町が相互に連携を図りながら広域的な調整を行いながら事業を推進していく必要がある。
目的	広域的な行政サービスの需要に対する調整機能を確保するとともに、琵琶湖東北部地域の中心都市としての役割を果たす。
実施内容	関係市町と共同して「広域市町村圏計画」を策定し、実施推進するとともに、「地方拠点都市地域基本計画」に基づき地域の一体的な整備を推進する。また、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、様々な分野での交流・連携に努める。
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度
関連施策	

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
指標による評価	整備完了拠点地区数(市内)	彦根学術文化拠点地区(整備完了) 彦根駅東地区都市拠点地区(整備中)	目標	—	2	2	2	2	2
			現在値	1	1	1	1	1	
			達成率	—	50%	50%	50%	50%	
定住自立圏構想協定事項調整件数	協定内容件数	目標	—	—	—	—	5	5	
		現在値					15		
		達成率	—	—	—	—	—		
【進捗状況の評価】			拠点地区の彦根駅東土地区画整理事業の完了予定年が平成20年度から平成25年度に変更されたことから、拠点地区全体の整備が予定より遅れている。また、現行の広域計画は財政事情や合併による基礎自治体の広域化も進むなか、所期の役割も終えたとされ関係法令の廃止がされたため今後計画の整理がなされることとなる。そういったなか、新たな地域活性化策の一環である定住自立圏構想が提唱され、1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）の圏域団体が指定を受けた。今後圏域での協定締結を目指し、選択と集中、集約とネットワークの観点から圏域の特性を生かした都市づくりを行っていく。						
☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない									
評価の観点	【有効性】 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 魅力あるまちづくりを進めるためには、様々な分野で近隣市町と相互に交流・連携し行政機能を高める取組は必要である。						
	【必要性】 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☒ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 車社会の進展等により日常生活圏が広域化し、また、住民ニーズが多様化するなか、既存の市町の枠を越えて対応を迫られ、また、人の定着を図るべく地域活性化策など様々な行政課題に対し、近隣市町が広域的な調整を行いながら問題解決していく必要がある。						
	【妥当性】 対象と手段が適切で、効果的な施策であるかどうかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 地方分権に対応し、行政運営の効率化・合理化を進めるため、近隣市町との連携のもと広域的な計画を踏まえながら、広域行政ネットワークサービスの展開を図るとともに、地域の中心都市としての役割を果たしていく必要がある。						
	【効率性】 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	☐ 高い ☐ やや高い ☒ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い	【理由等】 共同処理事業や広域的な行政を推進し、事務の効率化を図りながら、様々な分野での連携を推進する必要がある。						
	■施策を継続する。 ☐ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。								
【今後の施策の展開方法 (Action)】 多様な分野での関係市町との連携と、地域の特性を生かした広域施策と基盤整備を推進する。									

行政評価委員会の評価

コード	603				
章	章 名				
-	構想の推進				
政策名	広域連携				
施策名	広域連携				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性	総合評価
	高い	高い	やや高い	やや高い	やや高い

有効性 3.5
必要性 3.7
妥当性 3.0
効率性 2.7
総合評価 3.1

【会議における意見等】

○湖東定住自立圏構想の推進にあたっては、それぞれの地域の個性が発揮されるよう、圏域内での情報交換を十分行くとともに、先進的な連携事例等を参考にし、さらなる圏域の活性化に努めていただきたい。

委員会で決定した 今後の方向性	☐ 拡充（0人）	☒ 継続実施（8人）	☐ 見直し（0人）
--------------------	---------------------------------	--	----------------------------------

【今後の方向性に関する意見】

各地域の個性を尊重した中で、広域的な地域として強い繋がりを持って支援し合うことは重要である。湖東圏域の中心市としての役割を担っていただきたい。

【主な事前質問とその回答】

委員からの質問・意見	担当課の回答
彦根市は合併を選択しなかったわけですが、これをどのように評価されていますか。代わって定住自立圏構想を推進されているわけですが、合併と比較してどのようなメリットがありますか。	従来約3,200あった全国の市町村数は、平成の大合併により、平成22年4月1日現在1,727へと大きく減少しました。市町村合併の功罪は短期的に評価できるものではなく、10年20年という期間で判断されるべきものであると考えます。 定住自立圏構想は、歴史ある自治体名が消滅する市町村合併と異なり、圏域の実態に応じて合意の得られた分野について、議会の議決を経て協定を締結のうえ、中心市と周辺市町村が協力して圏域の活性化をめざすもので、協定については所定の手続を経ればいずれか一方の申出により廃止することも可能です。 このように、定住自立圏構想は、市町村合併に比べると柔軟な制度であり、圏域の実態に合わせたフレキシブルな運用が可能であるうえ、財政負担に対しては包括的財政措置を始めとする特別交付税措置や関係各省の補助金優先採択などの財政支援が講じられることから、現実的なメリットがあると認識しています。〔企画課〕
連携は誰かが引っ張らなくては動かない。広域連携については、彦根市が中心的役割を果たさなければならない立場なのだろうと思う。 成否が彦根市にかかっているといっても過言ではないと思う。具体的にどのような働きかけが行われているのか。	中心市の役割は、周辺地域にもしっかりと目配りしながら、圏域全体のマネジメントを担うことです。 湖東定住自立圏の推進に当たっては、彦根市長を会長として、首長および彦根市副市長を委員、各市町企画担当部課長を幹事とする「湖東定住自立圏推進協議会」を設置し、協議会には取組分野ごとに1市4町の担当課長等で構成する10の部会を設けるとともに、部会長には彦根市の所管部局の次長が就き、部会運営をリードすることとしています。 このように、彦根市は圏域全体の活性化に向けて、中心市としての役割を担いながら湖東定住自立圏の推進に努めています。〔企画課〕

7 資料集

○彦根市行政評価委員会の進め方

- ・ 施策評価調書（資料①）
- ・ 事務事業評価表（資料②）
- ・ 外部評価結果意見に対する行政の取組方針調査票（資料③）
- ・ 外部評価チェック表（資料④）
- ・ 施策において重点的に取り組んだ総括事業について（資料⑤）

○彦根市行政評価委員会委員名簿

○彦根市行政評価委員会設置要綱

○彦根市行政評価委員会公開要領

○活動記録

彦根市行政評価委員会の進め方について

委員による事前評価

〔評価資料〕

平成 21 年度施策評価調書…資料①

平成 21 年度事務事業評価表…資料②

} 各所属で作成

〔補足資料〕

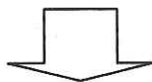
平成 21 年度外部評価結果報告書

平成 21 年度外部評価結果に対する行政の取組方針…資料③

} 前年度の行政評価
委員会の結果

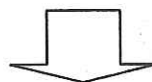
以上の資料をもとに、

様式①〔事前評価チェック表〕(…資料④)に各施策を5項目(有効性・必要性・妥当性・効率性・総合評価)についての事前評価(4段階)と今後の方向性(3段階)を記入、また、意見・疑問点等を記入し提出する。



事前評価への回答

事前にいただいた質問に対する回答を各所属で作成し、委員へ配布。
各所属からの回答の内容について確認。



行政評価委員会当日

施策の評価に当たっては、各部次長から外部評価用資料(資料⑤)を用い、昨年度、特に重点的に取り組んだ内容について説明する。

事前の質問や意見等に対する各所属の回答について、さらに踏み込んだ審議や、施策に対する疑問点や意見等を出す。

議論を経て事前につけた点数について訂正がないか確認をし、評価点数の平均点を行政評価委員会の意見として決定する。

また、その施策の今後の方向性を3段階で決定する。

平成21年度 施策評価調査

作成責任者 川嶋 恒紹

資料①

章	1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり	政策	(1)人権の尊重
課	所管部署	部(局)名	市民環境部
		課名	人権政策課

【Plan・Do】

背景課題	彦根市人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を制定し、人権尊重のまちづくりに向け、人権に関するさまざまな教育や啓発に取り組んできた結果、市民の人権意識は一定の高まりをみせている。こうした中、国連など人権に関する国際的な動きを注視しながら、本市の実情を踏まえ、国や県、企業、人権関係団体等との緊密な連携のもと、あらゆる人権問題に対し総合的・体系的に取り組むとともに、新たな人権問題や人権侵害救済などに的確に対応する必要がある。		
施策の概要	「彦根市人権施策基本方針(平成21年4月策定)」に基づき、同和問題をはじめとする女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などあらゆる人権問題についての市民の人権意識を高揚するとともに、人権擁護を充実することにより、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する。		
実施内容	市民の人権意識の高揚を図るため、広報紙や啓発塔、研修会や講演会などさまざまな手段を用いた人権教育や啓発を、地域や学校、企業などあらゆる場で、国や県との有機的な連携のもと、総合的・体系的に実施した。また、人権擁護に関しては、国における人権救済に関する法整備の動向を注視しながら、人権相談に応じる職員の資質の向上に努めるとともに、人権関係各機関・団体との連携を強化し、人権に関する相談支援体制の充実に努めた。		
実施期間	平成18年度 ～ 平成22年度	関連施策	111 人権施策の推進

【Check】

まちづくり指標			目標および進捗状況						
指標名		指標の算式		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標による評価	市民が主催する人権学習会参加者数	地区別懇談会参加者数	目 標	—	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500
			現在値	6,034	6,721	6,620	6,484	6,421	
			達成率	—	110%	107%	103%	100%	0%
市が主催する人権研修会等参加者数	原爆展・人権市民のつどい・人権教育研究大会・地区別人権教育研究集会参加者数	目 標	—	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	
		現在値	4,069	4,199	4,121	4,005	4,248		
		達成率	—	100%	94%	87%	89%	0%	
【進捗状況の評価】 ☐ 予定より進んでいる ☐ 予定どおり進んでいる ☒ 予定より遅れている ☐ 予定より著しく遅れている ☐ ほとんど進んでいない			【理由等】 市民が主催する人権学習会の参加者数については、概ね計画どおりに進捗しているが、市が主催する人権研修会等の参加者数は目標を下回っており、事業実施にあたっては、参加者アンケート等を分析しながら創意工夫が必要である。						
評価の観点	[有効性] 5つの柱(章)に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 市民の人権意識の高揚と人権擁護の充実は、人権施策はもちろん、本市施策全体においても根幹をなす重要な課題であり、市民の人権意識を高めることは、人権尊重のまちづくりにとって必要不可欠な要素である。						
	[必要性] 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 「世界人権宣言」に基づき、様々な人権規約が国連で採択されるなど人権の尊重が国際社会全体で高まりをみせている。また、基本的人権の尊重は、「日本国憲法」の要諦であり、「人権尊重都市宣言」を行っている本市まちづくりの基本でもあることから、人権施策を推進することの社会需要は非常に大きい。						
	[妥当性] 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 すべての市民を対象に、地域における人権教育推進協議会の活動や学校教育、企業内研修などさまざまな機会をとらえて実施しているが、実施内容や手法について同和問題をはじめさまざまな人権課題を取り上げ、ワークショップの手法を採り入れるなど、若干の見直し余地がある。						
	[効率性] 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価 ☒ 高い ☐ やや高い ☐ どちらともいえない ☐ やや低い ☐ 低い		【理由等】 人権は市民の意識やプライバシーに関わる問題であることから、「人権に関する市民意識調査」を実施するなどの方法によらなければ効果の測定は困難である。また、人権は行政の根幹に関わる問題であり、費用対効果の観点からの評価には必ずしも馴染むものではないことから、より効率的な実施方法を常に模索しながら、不断に取り組んでいかなければならない。						
	施策実施結果による評価 ☐ 施策を継続する。 ☒ 施策の改善を行う。 ☐ 施策の見直しの結果、休止又は廃止する。		評価項目		一次評価点数（5段階）				
		達成度		3					
		有効性		5					
		必要性		5					
		妥当性		4					
		効率性		3					
【今後の施策の展開方法（Action）】 本施策については今後も継続して取り組んでいくが、社会の変化に伴って出現する新たな人権問題の発生や人権救済に関する法整備など人権擁護をめぐる状況の変化に的確に対応する。また、より効果的な人権教育や啓発の方法を創意工夫していくこととする。									

[単位：千円]		18年度決算額	19年度決算額	20年度決算額	21年度決算額	22年度	合 計	対前年比 (評価対象年度)
事業費 a		22,290	20,732	20,572	21,180	0	84,774	102.96%
事業費の推移 財源内訳	国庫支出金						0	
	県支出金	479	918	503	932		2,832	185.29%
	地方債						0	
	その他	1,070	933	626	631		3,260	100.80%
	一般財源	20,741	18,881	19,443	19,617		78,682	100.89%
事業費に含まれない 人件費相当額 b		39,047	37,944	41,560	36,208		154,759	87.12%
合 計 a+b		61,337	58,676	62,132	57,388	0	239,533	92.36%

事務事業名	担当課	目標とする主な指標				決算額	優先度	評価				
		指標名	単位	目標値	現在値	人件費相当額 合 計		公共性	市民 ニーズ	必要性	妥当性	コスト
主施策コード* 11111	総務課	原爆展来場者数	人	1,500	1,706	472 千円	○	中	中	高	中	低
核兵器廃絶都市宣言推進事業						1,395 千円						
						1,867 千円						
主施策コード* 11112	子育て支援課	推進委員会開催数	回	5	3	978 千円	○	高	高	高	中	低
保育所職員人権教育推進事業						744 千円						
						1,722 千円						
主施策コード* 11121	人権教育課	団体指導者人権研修会参加率	%	100	65	419 千円	○	高	高	中	高	低
社会教育推進事業						1,395 千円						
						1,814 千円						
主施策コード* 11112	人権教育課	推進委員会の開催数	回	2	2	2,776 千円	○	高	中	高	中	低
人権教育推進体制整備事業						5,704 千円						
						8,480 千円						
主施策コード* 11112	人権教育課	講座修了者率	%	70	59	421 千円	○	高	中	高	高	低
人権問題通信講座開設事業						4,030 千円						
						4,451 千円						
主施策コード* 11112	人権教育課	初回参加者数	人	400	331	640 千円	◎	高	高	高	中	低
彦根市人権教育研究大会開催事業						3,565 千円						
						4,205 千円						
主施策コード* 11111	人権政策課	地区別懇談会実施率	%	100	89.6	14,504 千円	◎	高	中	高	中	中
市民人権啓発推進事業						13,826 千円						
						28,330 千円						

資料②

市事務事業評価表(歳出)

事務事業名：市民人権啓発推進事業

作成責任者 川嶋 恒紹

彦根市総合発展計画の位置付け

章名：人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

政策名：人権の尊重

施策名：人権施策の推進

総括事業名：人権意識の高揚

基本事業名：啓発活動の充実

課コード	270400
主管課	人権政策課
主施策コード	11111-005-01(当初)
事業期間	平成13年度～平成22年度
期間内総事業費	211,906 千円
優先度	◎

目標とする指標	指標名	目標	現在値	指標の算出式
	地区別懇談会実施率	100	89.6	実施自治会数/市内自治会数
	市民学習会開催率	100	100	実施学区数/17学区
	人権教育推進員研修会開催率	100	100	研修実施回数/17学区×2
	人権作品学校経由応募率	70	83	応募学級数/市内小中学校学級総数
	人権作品パネル貸出回数	30回	12回	パネル貸出回数

①今日までの取組概要と今後の予想

事業の概要

市人権教育推進協議会および学区人権教育推進協議会の活動を支援し、地域における人権啓発を推進している。また、広く人権に関する作文・ポスター・標語を募集し、優秀作品を表彰するとともに入賞作品をパネル化して啓発活動に活用する。

取組状況と現状

各学区人権教育推進協議会が核となり地区別懇談会、人権教育推進員研修会、市民学習会などが実施されている。これら啓発活動を支援するため市人権教育推進協議会が設置されているが、組織が十分機能していない。また、地域の啓発リーダーが不足しており、人材の発掘育成に継続的に取り組む必要がある。人権作品募集については、募集期間の拡大などにより応募しやすい要項にするとともに、学区人権教育推進協議会等に組織的な取組を要請している。

社会背景等の変化と今後の予想

平成14年3月をもっていわゆる地対財特法が失効し、ハード面での事業は一定の成果を収めたが、未だに結婚や就労などの面において差別事象が発生している状況にあることや、すべての市民が人権尊重の精神を自分の生き方や具体的な行動として実践するまでには至っておらず、今までの取り組みの成果と反省を踏まえ啓発推進体制の充実を図る必要がある。多様な啓発の一環として人権作品の募集、入賞作品を活用した啓発活動にも効果は期待される。

②年度ごとの事業概要

平成17年度以前	・ヒューマンアクター等を通じた援助活動・地域啓発リーダー養成講座の開催・人権作品募集・表彰式を実施・作品パネル貸出
平成18年度	・ヒューマンアクター等を通じた援助活動・地域啓発リーダー養成講座の開催・人権作品募集・表彰式を実施・作品パネル貸出
平成19年度	・ヒューマンアクター等を通じた援助活動・地域啓発リーダー養成講座の開催・人権作品募集・表彰式を実施・作品パネル貸出
平成20年度	・ヒューマンアクター等を通じた援助活動・地域啓発リーダー養成講座の開催・人権作品募集・表彰式を実施・作品パネル貸出
平成21年度	・ヒューマンアクター等を通じた援助活動・地域啓発リーダー養成講座の開催・人権作品募集・表彰式を実施・作品パネル貸出
平成22年度	・ヒューマンアクター等を通じた援助活動・地域啓発リーダー養成講座の開催・人権作品募集・表彰式を実施・作品パネル貸出
平成23年度以降	

③誰を対象に、どうすることにより、どんな効果があるのか

対象は→
市民・学区人権教育推進協議会

手法は→
地区別懇談会の開催、学区人権教育推進協議会への活動支援、啓発推進体制の見直し

目的は→
市民主体の啓発活動の推進を目指す。

効果は→
地域啓発活動が活性化し市民の人権意識が高まり人権問題の解決が図られる。

④関連する事業

事業名	担当課
人権擁護推進事業	人権政策課
人権諸課題企画調整事業	人権政策課
企業内同和教育推進事業	人権政策課

⑤事業の妥当性の評価				
公 共 性	高	中	低	人権が尊重され明るく住みよいまちの実現を図るためには、行政の責務として啓発を推進していく必要がある。
市 民 ニーズ	高	中	低	同和問題をはじめとする人権問題は市民一人ひとりの課題であり、市民の人権意識は徐々に高まってきているが、実践的態度にまで結びついていない。
市が行う必要性	高	中	低	啓発活動は行政と市民がともに協力しながら進めるべきものであるが、行政に対する依存が強い。
手法等の妥当性	高	中	低	地区別懇談会などの地域啓発は一定の成果を挙げてきたが、地域により主体的な取組が弱いなど課題もあり、引き続き行政の支援が必要である。
コスト削減余地	高	中	低	市民主体による活動としていくためには、当分の間、行政からの財政的な支援が必要であり、大きなコスト削減はできない。

⑥事業効果を上げるため等の改革の方向と内容	
改革の方向	市民参加
その理由	市民の自主的、自発的な啓発活動が求められる。

⑦平成21年度事業の概要	
事業概要	左の基礎的データ
①市人権教育推進協議会委員の委嘱、会議および研修会の開催、各学区人権教育推進協議会の情報交換	①委員35名
②ヒューマンアクターの任命	②7名
③人権啓発指導員の雇用	③1名
④学区人権教育推進協議会への活動助成金交付	④17学区 各学区50,000円
⑤地区別懇談会、市民学習会等の講師謝金の支出	⑤報償費 単価7,800円-17,700円
⑥啓発冊子の作成、配布	⑥8,000冊
⑦人権啓発リーダー養成講座の開催	⑦全7講座開催
⑧各種研修会への参加	⑧全同教、滋人教への参加、エキスパートスクールの受講
⑨人権作品募集	⑨作文216点、標語400点、ポスター262点

⑧-1 事業推進上の課題	⑧-2 課題解決に係る方策(改革の内容)
①市民の人権意識、主体的な啓発活動への取組の重要性に対する理解が十分とはいえない。	①啓発資料の工夫、相談の充実などを通して地域の主体的な啓発活動への支援を推進する。
②地域の次期リーダーの育成ができていない。	②地域の次期リーダー育成を支援していく。
③人権作品は、小・中学校の児童・生徒以外からの応募が少ない。	③募集期間の長期化、学区人権教育推進協議会への協力呼びかけにより応募数の増加を図る。
⑧-3 改革の結果期待できる事項 市民主体の活動が推進できる。	⑧-4 事業成果とコストの関係
	成果の方向  コストの方向 

⑨目標・成果と事業費の推移												
指 標 名	過年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		完了までの 予定
		目標	成果	目標	成果	目標	成果	目標	成果	目標	成果	
地区別懇談会実施率		100	95.4	100	91.3	100	91.6	100	89.6	100		
市民学習会開催率		100	94.1	100	100	100	94.1	100	100	100		
人権教育推進員研修会開催率		100	97.1	100	94.6	100	97.1	100	100	100		
人権作品学校経由応募率		70%	88.2	70%	80.9	70%	86.8	70%	83	70		
人権作品パネル貸出回数		30回	15回	30回	13	30回	12	30回	12	30回		
執行・予定 金額と 財源内訳 (千円)	事業費(a)	78,836	13,757	13,672	14,132	14,504	14,132					
	国庫支出金											
	県支出金	5,194		0								
	地方債											
	その他	6,215	1,070	933	622	631	622					
	一般財源	67,427	12,687	12,739	13,510	13,873	13,510					
	人件費相当額(b)		13,067	17,230	18,750	13,826						
	合計(a+b)	78,836	26,824	30,902	32,882	28,330	14,132					

外部評価結果意見に対する行政の取組方針調査票

資料③

回答所管課	人権政策課	
施策コード&施策名	111	人権施策の推進

↑施策コードを入力すると「施策名」と「総合的な観点から見た評価」欄は自動表示されます

行政評価委員会 の 結果 内容等	行政評価委員会が総合的な観点から見た評価と施策の方向性	指標の評価	必要性	妥当性	効率性	総合的貢献度	施策の方向性
		よい (3. 0)	よい (3. 0)	よい (2. 7)	よい (2. 8)	よい (3. 2)	サービス増
	行政評価委員会の評価意見【結果一覧から記載（転記）してください。】	○次期総合計画を策定されていくなかで、現行の体系などについて議論もなされているところであるが、「同和対策の推進」施策の取組と重複する感があるので、整理するなどして多様な人権問題に対応できるよう努めていただきたい。					
I	評価意見に対する対応結果【該当箇所に○をしてください。反映の場合は年度、検討中は目標年度も記入してください。】	反映／改善する	○	未反映／改善できない		保留／検討中	
		反映する年度	平成23年度			目標年度（可能な限り記入）	年度
II	委員会の意見等を受けてどのような改善・見直しを行うのか、また改善できない理由などを具体的に記入【見直し等する場合は具体例を挙げるなどして記入、反映できない場合は何故できないのか分かりやすく記入してください】	○次期総合計画の策定にあたっては、「人権施策の推進」では、様々な人権課題の解決に向けて、人権意識の高揚や人権擁護の充実を図ることとしており、「同和対策の推進」では、教育や就労など残された課題解決と、同和問題に対する誤った考えや差別意識の解消に向けた施策等を進めることで、その取組を整理しているところです。多様な人権問題への取組については、「男女共同参画社会の推進」や「障害者（児）福祉の充実」「高齢者福祉の充実」など、様々な施策に関係することであり、「彦根市人権施策基本方針」を軸に、総合行政としての取組を進めます。					

外部評価チェック表（委員用）

委員名

資料④

コード	111	政策名	(1) 人権の尊重
		施策名	①人権施策の推進

◇施策の評価

[有効性]	総合発展計画の5つの柱に向けて貢献度が高い施策であるかどうか	☐ 4	☐ 3	☐ 2	☐ 1
[必要性]	社会需要に対応した施策であるかどうか	☐ 4	☐ 3	☐ 2	☐ 1
[妥当性]	対象と手段が適正で、効果的な施策であるか	☐ 4	☐ 3	☐ 2	☐ 1
[効率性]	費用対効果の観点から効率性が確保されているか	☐ 4	☐ 3	☐ 2	☐ 1
[総合評価]	総合的に判断し、施策の評価はどうか	☐ 4	☐ 3	☐ 2	☐ 1

◇意見・疑問点等

◇施策評価をする上で、着目した事務事業

◇今後の方向性

今後の施策の方向性

☐拡充

☐継続実施

☐見直し

判断した理由

資料⑤

頭3桁

施策所管課	人権政策課	回答所管課	人権政策課
-------	-------	-------	-------

章 名

第1章	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
政策	(1) 人権の尊重
施策	①人権施策の推進 人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護の充実や人権尊重都市の具現化を進めるための総合的な行政施策の推進を図ります。

重点的に取り組んだ総括事業		左記の総括事業でまとめられる事務事業名			
①	人権意識の高揚	核兵器廃絶都市宣言推進事業	保育所職員人権教育推進事業	社会教育推進事業	人権教育推進体制整備事業
		人権問題通信講座開設事業	彦根市人権教育研究大会開催事業	市民人権啓発推進事業	地区別人権教育研究集会(8地区公民館)

②上記の総括事業を重点においた理由	行政書士等による戸籍関係書類の不正取得や、電子版部落地名総鑑の発見、駅や大型量販店のトイレでの差別落書きや、インターネットを使った差別書込み、さらには地図や映像を利用したインターネットサービスを悪用した差別事案の発生、不動産関係業者による土地差別調査事件など、依然として多くの人権侵害や差別事象が見られるとともに、本市においても、電話での同和地区問い合わせや、人材派遣業者による同和地区名の照会、賃貸住宅入居に係る人権侵害事象、公共施設での差別落書きなどが発生している。 こうした事象は、誤った考えや偏見による差別意識が表面化したものであり、こうした差別意識の払拭に向け、人権意識の高揚を図ることが最重要課題である。		
③上記①の総括事業の達成状況	☐ 予定以上に達成できている ☐ 予定より著しく遅れている	☐ 予定通り達成できている ☐ 殆ど達成できていない	☒ 予定より遅れている
④重点的に取り組んだ事業の成果や効果	地域社会や家庭、職場、学校などあらゆる場や機会を捉えて、同和問題をはじめとする女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など様々な分野における人権意識の高揚を図ることは、人権尊重の実践的態度や課題解決のために行動する力を育成するものであり、施策の目的にある「人権尊重都市宣言（差別のない明るく住みよい社会の構築）」の実践に結びつくものである。		
⑤問題点や課題と今後の方向性	あらゆる機会を捉え人権学習を進めているが、地区別懇談会においては、学習内容のマンネリ化が課題である。こうしたことから、自治会や参加者の意見を踏まえながら、ニーズにあった人権学習を展開する。また、市が主催する人権研修会等については、参加者数が目標を下回っており、参加者アンケート等を分析しながら、より多くの市民の方に参加いただくよう、新たな参加者を増やすための工夫が必要である。 さらに、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する様々な人権課題を解決していくことが結果的に社会全般をよりよくし、自分自身の幸せにもつながるということを、市民全てが認識し共有できるよう、内容や手法を一層工夫する必要がある。		

以下は施策全体からみた状況について記入

⑥他の部局との横断的な取組状況について	関連する部局	横断的な取り組みができているか
	全部局	☒ できている ☐ 一部できていない ☐ できていない
		どのような取組みをしているか、何故できていないのか、どのように調整しているのかの状況等 教育委員会人権教育課とは、研修会の持ち方等について互いに意見交換し、効果的な人権教育・啓発活動を進めていく上での連携を図っている。また、同和対策本部会議においては、「人権施策基本方針」の具現化に向けて種々議論をしており、人権施策を総合行政として取り組むべく、その推進を図っている。

平成22年度彦根市行政評価委員会 委員名簿

(50音順)

氏 名	委員役職
池上 松夫	副委員長
上野 有理	委員
大橋 松行	委員長
此和 晴彦	委員
嶋津 茂昭	委員
西川 実佐子	委員
疋田 充穂	委員
真鍋 晶子	委員

彦根市行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 彦根市が実施する施策および事務事業の行政評価について、客観性および透明性の一層の向上を図るため、学識経験者等からなる彦根市行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政外部の専門家および市民の視点での評価に関すること。
- (2) 行政評価制度に係る審議に関すること。
- (3) 効率的な行政運営を図るための審議に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名して定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開する。ただし、委員会において公開を相当でないと認める場合は、この限りではない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

彦根市行政評価委員会 公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、彦根市行政評価委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則公開する。ただし、出席委員の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

2 委員会は、市民が傍聴できるように、会議の開催日時等の公表に努めるものとする。

(傍聴人の制限)

第3条 委員会は、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所および氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 前項の場合において、委員会は、個人情報保護の観点から、傍聴人受付簿の適正な取扱いに努めるものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における議事等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。
- (3) その他、会議の秩序を乱し、または議事等の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する措置)

第6条 会議の傍聴に関し、傍聴人が、この要領に定めることに従わないときは、委員長または副委員長は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議録の公開)

第7条 委員会の会議録は、会議の内容を記した要点筆記とする。

2 会議録は、委員長が署名して確定する。

3 会議録は、原則公開とする。ただし、第2条第1項の規定により、会議を非公開とした場合にあっては、非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合にあっては、委員会が特に必要と認める会議録の部分は、これを公開することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項が生じたときは、委員長が会議に諮って定めるものとする。

付 則

この要領は、平成18年11月24日から施行する。

彦根市行政評価委員会 活動記録

委員会開催年月日		主な内容
第1回	平成22年5月31日	・委員長の選出、副委員長の指名 ・前年度の結果に対する行政の取組方針 ・今年度の委員会スケジュール ・外部評価の進め方
第2回	平成22年6月25日	・具体の施策評価（6施策）
第3回	平成22年7月23日	・具体の施策評価（7施策）
第4回	平成22年8月10日	・具体の施策評価（7施策）
第5回	平成22年9月2日	・具体の施策評価（6施策）
第6回	平成22年10月5日	・具体の施策評価（6施策）
第7回	平成22年11月1日	・具体の施策評価（6施策）
第8回	平成22年11月30日	・具体の施策評価（6施策）
第9回	平成22年12月21日	・具体の施策評価（6施策）
第10回	平成23年1月25日	・具体の施策評価（6施策） ・今年度の外部評価の総括等について
第11回	平成23年2月24日	・具体の施策評価（2施策） ・今年度の外部評価の総括等について
第12回	平成23年3月23日	・外部評価結果報告書取りまとめ等について

